



第3期

富田林市地域福祉計画

富田林市地域福祉活動計画



平成 29 年 3 月

 富 田 林 市
 社会福祉
法人 富田林市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化・核家族化等の進展とともに、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、子育てに対する不安や介護の悩み、孤立、虐待など、さまざまな問題が発生しています。

また、生活困窮や災害時の避難支援などの課題も顕著になるなど、地域住民が抱える不安は多様化・複雑化が進んでいます。

こうした課題を地域でとらえ、行政や関係機関と連携・協力して、人と人が支え合う関係を作り、安全・安心な暮らしの実現を図る「地域福祉」の推進が、より重要になっています。

地域福祉を着実に推進するためには、福祉関係事業者、ボランティア・NPOなどの各種団体、地域住民の活動が活発に行われることが大切ですが、本市では、多彩な人材に支えられ、福祉委員会などを中心に、地域ごとの「見守り活動」や「いきいきサロン」など、さまざまな活動が行われています。

また、行政の取組として、コミュニティーソーシャルワーカーを身近な地域に配置し、市民の皆様からの様々な相談に対応するとともに、地域課題の解決に向けた住民主体の活動を支援することで、地域福祉の推進に努めているところです。

このたび策定しました「第3期富田林市地域福祉計画」では、4つの基本目標と16の具体的な基本施策に加えて、「校区交流会議の支援とプログラムの実現」や「福祉の参加型社会づくり」など3つの重点プロジェクトを掲げており、地域福祉のさらなる推進に向けて、市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画推進委員会委員をはじめ、アンケート調査や校区交流会議、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様、並びに関係団体の皆様に心より厚くお礼申し上げます。



平成29年3月

富田林市長 多田 利喜

第3期 富田林市地域福祉活動計画の策定にあたって

近年の急速な少子高齢社会の進行や、個人のライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化にともない、経済的困窮やひきこもり、虐待や社会的孤立、孤独死など、地域住民が抱える生活課題も複雑化・潜在化する傾向にあります。

このような状況のもと、福祉の分野において、今後も著しい経済成長が望めない中にあることは、更なる社会保障制度の拡大は難しく、地域住民が主体となって行う地域福祉活動に大きな期待が寄せられるようになってきました。

このたび、平成29年度から5か年の計画として、「増進型地域福祉づくり」～一人ひとりがその人らしい生き方を実現することのできる富田林～を基本理念とする第3期富田林市地域福祉活動計画を策定しました。

この計画の基本理念には、すべての市民が、個人の抱える問題に目を向け、私たちの地域の問題として受け止め、理想の姿を共有化し、また行動をすることで、誰もがこの地域に住んでいて良かったと思えるようにしたいという思いが込められています。

この基本理念を実現するために、市の行政計画である「地域福祉計画」と両輪をなし、互いに役割分担をし、連携し合いながら地域福祉の実現という共通の目的に向かって進んで参る所存です。

最後になりましたが、計画策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました地域福祉活動計画策定委員会の皆さま、また、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ各方面からいただいたご指導・ご協力に、心から厚くお礼申し上げます。



平成29年3月

社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
会長 端山 弘明

目 次

第 1 章	計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ	3
3	計画の策定体制	8
4	計画の期間	8
第 2 章	第 2 期計画の検証・課題	9
1	地域を取り巻く現状	9
2	市民意識調査、福祉活動者・福祉団体調査の概要	15
3	校区交流会議からの意見	16
4	第 2 期計画の検証と課題	19
第 3 章	計画の基本的な考え方	38
1	まちづくりの将来像	38
2	計画の基本理念	39
3	計画の基本視点	40
4	第 3 期計画の重点課題と方向性	42
5	計画の基本目標	44
6	計画の施策体系	46
7	地域福祉における「担い手」の役割	47
第 4 章	重点プロジェクト	51
1	校区交流会議の支援とプログラムの実現	52
2	福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）	54
3	誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援	55
第 5 章	個別施策の展開	57
基本目標 1	ともに支え、助け合うつながりをつくろう	57
基本目標 2	安全・安心に暮らせる地域をつくろう	64
基本目標 3	地域福祉を支える力を育てよう	73
基本目標 4	必要な支援を受けられるしくみをつくろう	81

第 6 章	計画の公表と推進体制	88
1	計画の公表.....	88
2	推進体制.....	88
参考資料		90
1	地域福祉活動団体等の状況.....	90
2	校区交流会議からの意見.....	98
3	富田林市地域福祉推進委員会 設置要綱.....	104
4	富田林市地域福祉推進委員会 委員名簿.....	106
5	富田林市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱.....	107
6	富田林市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿.....	109
7	策定経過.....	110
8	アンケート調査票.....	111

第1章

計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨・・・

本市では、平成 19（2007）年度を初年度とした第4次富田林市総合計画において、さまざまな生活課題の解決に地域全体で取り組む相互の支えあい助けあいのしくみづくりや福祉サービスの充実など、住民と行政が協働、連携により地域福祉の向上を図ることとしています。

これを受け、平成 19（2007）年に第1期富田林市地域福祉計画を策定し、平成 24（2012）年度からは、第2期富田林市地域福祉計画を富田林市社会福祉協議会の第2期富田林市地域福祉活動計画と共働策定を行い、「だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち・富田林」をめざして、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、社会における人口や世帯構成はさらに変化し、本市においても、少子高齢化が進展しており、社会を支える担い手が減少しています。一方で、大規模災害の発生を契機として、地域とのつながりの大切さが再認識されており、地域社会における支えあいの機能に対する期待は高まっています。

そのような状況の中、市内の現状を見ると、これまで地域福祉を担ってきたボランティア団体や、町会・自治会活動などの担い手も高齢化が進み、新たな担い手の確保が課題となっています。また、地域の中で、孤独を抱え孤立している高齢者、生活困窮者の増加など、多様な生活課題を抱える人が増えています。

平成 28（2016）年度で第2期富田林市地域福祉計画が計画期間満了となることから、こうした現状をふまえ、地域を支える担い手づくりや安全・安心に暮らせるための地域づくりなど、地域社会のつながり・支えあいの強化を市と社会福祉協議会が一体となって進めるため、富田林市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に「第3期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 計画策定の背景 . . .

近年、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化しています。国においては、高齢者を対象とする介護サービスに対して、平成 24（2012）年 4 月に介護保険法の改正があり、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現にむけた取り組みを進めることとされました。

障がい者に対しては、平成 25（2013）年 4 月に、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障がい者の地域社会における生活を総合的に支援していく法律として施行されました。

児童福祉に関しては、平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざすこととされました。

同じく平成 27（2015）年 4 月から、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者を対象とした自立相談支援事業等を行う責務等を規定しています。

一方、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や平成 28（2016）年に発生した熊本地震などの予測できない自然災害においては、地域住民による助け合いや災害時における地域での要支援者への支援活動の重要性が再認識されました。平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25（2013）年 8 月）を内閣府が策定・公表しました。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

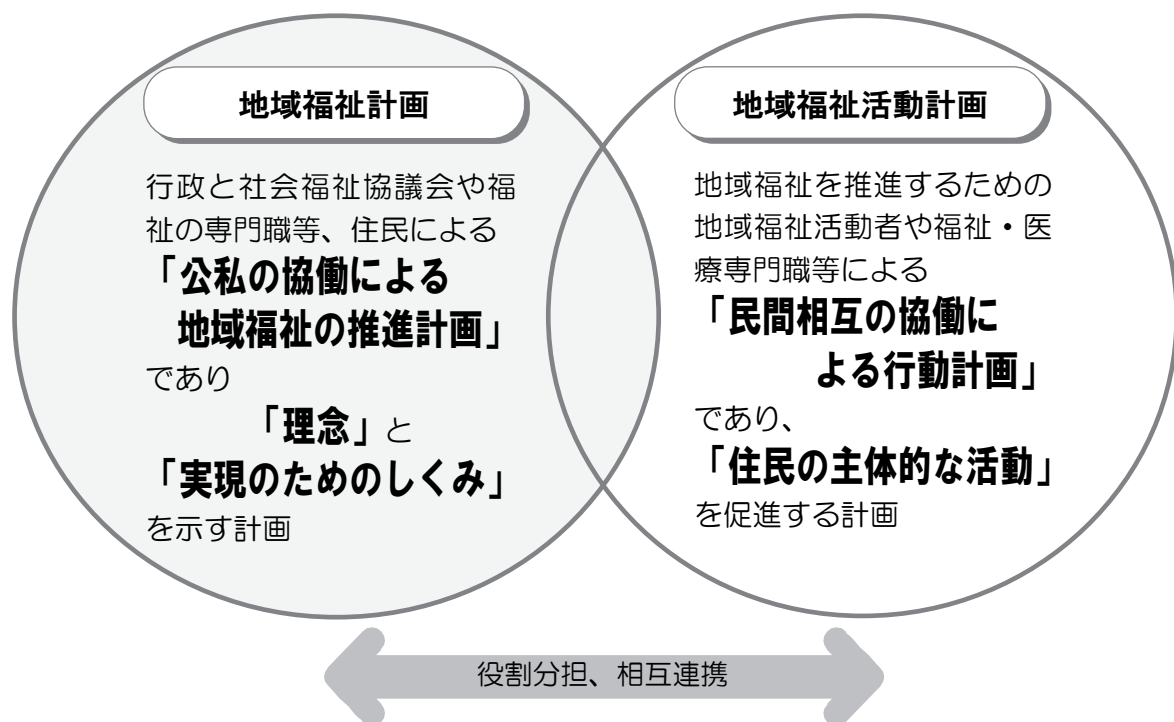
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 ●●●

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。



【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

地域の範囲のとりえ方

本計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、提供するサービス内容などによって、さまざまなわく組みが考えられます。

「地域」の範囲は、事例によってその示す範囲が異なる流動的なものであり、さまざまな大きさが考えられます。

例えば、中学校区、小学校区、町会・自治会、事業のサービス圏域など

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項 ● ● ●

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【その他地域福祉計画に盛り込む事項】

○ 要援護者の支援

平成 19 (2007) 年 8 月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

○ 生活困窮者の支援

平成 24 (2012) 年 10 月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25 (2013) 年 1 月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」が示されています。

平成 26 (2014) 年 3 月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知され、市町村地域福祉計画に生活困窮者に対する相談支援体制の整備等に関する事項を盛り込むことが示されています。

<生活困窮者支援制度の基本的な考え方>

生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

(3) 第3期大阪府地域福祉支援計画における方向性 ●●●

大阪府では、平成27(2015)年度を始期とする「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、4つの方向性のもと、「大阪ならではの地域福祉の創造と実践」に取り組んでいます。

本市においても、「第3期大阪府地域福祉支援計画」の方向性と整合を図りながら地域福祉を推進していきます。

方向性① 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする

- 地域福祉のコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー等）の協働
- 「大阪方式」の生活困窮者自立支援システムの構築
- 大規模災害時等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実
- 分野別計画（高齢者・障がい者・子ども）等との連携の促進

方向性② 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる

- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
- 多様なボランティアの参加促進・機会創出
- 福祉・介護を支える専門人材の確保

方向性③ 地域の生活と福祉を支える基盤を強化する

- 社会福祉協議会に対する活動支援
- 第三者評価等による福祉サービスの質の向上
- 権利擁護事業の推進
- 福祉基金の活用・推進
- 地域生活定着支援センターの運営
- 安心・安全な福祉のまちづくりの推進
- 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

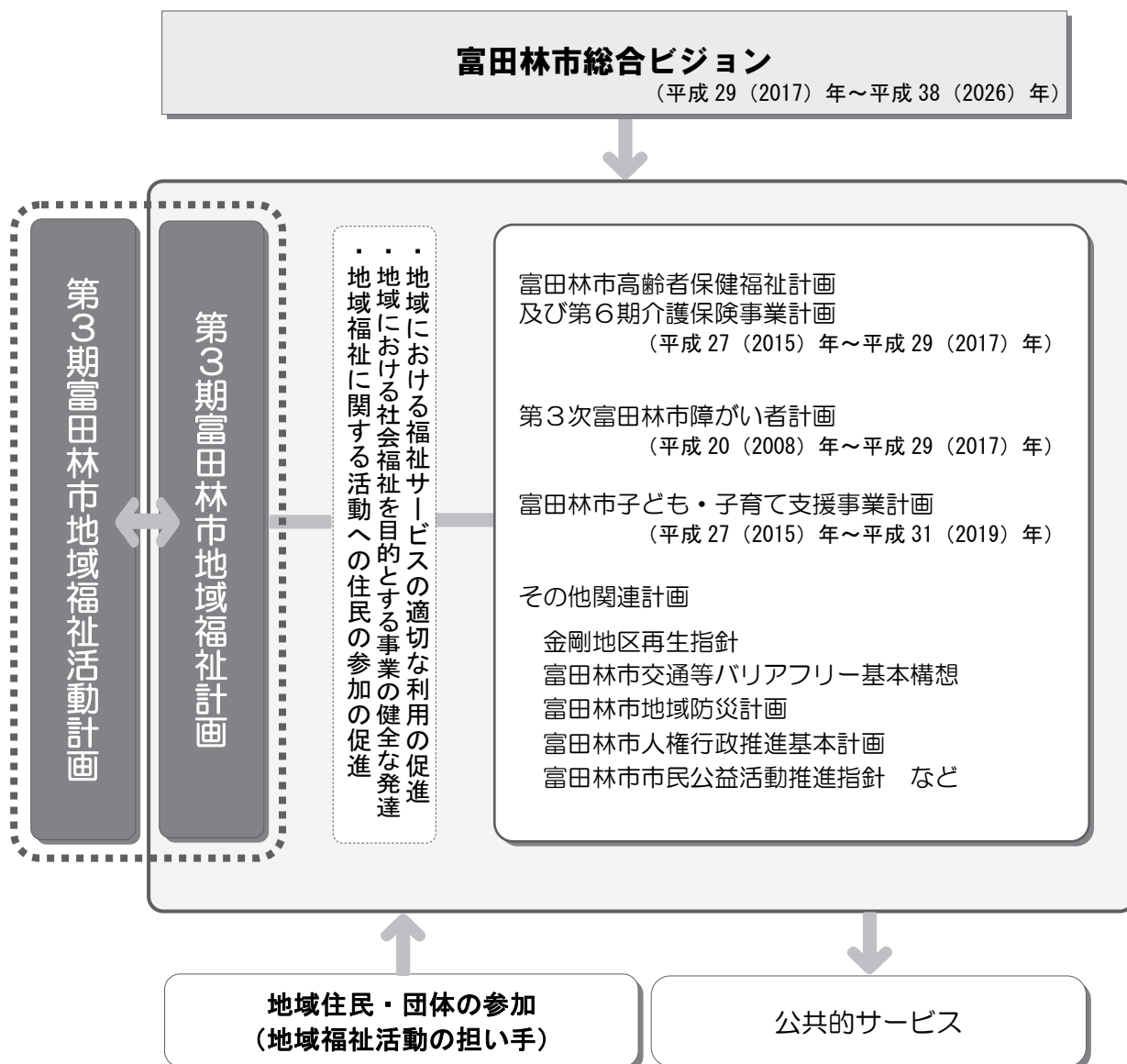
方向性④ 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする

- 地域の実情に合わせた施策立案の支援
- 市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援

(4) 分野別計画・関連計画との関係 . . .

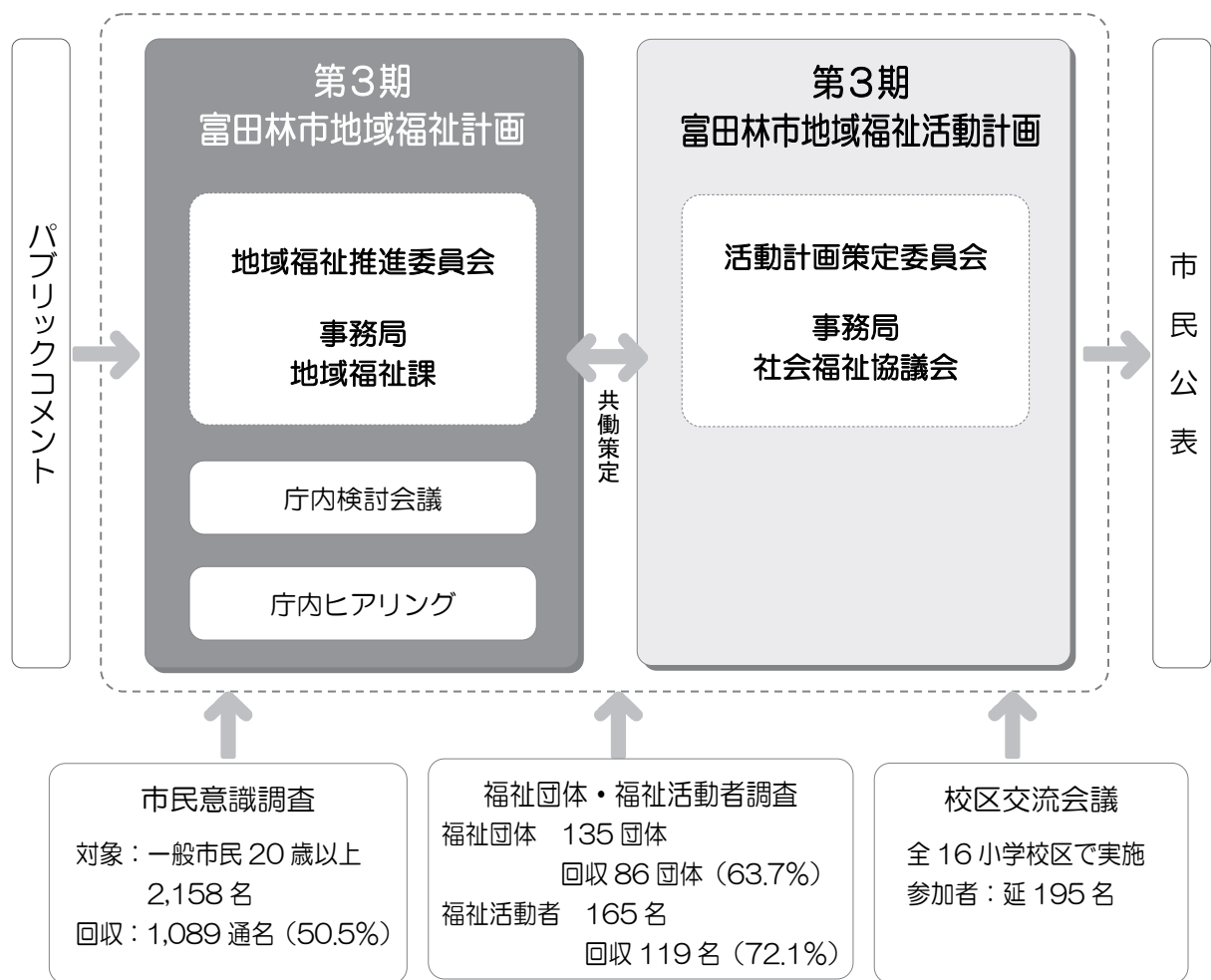
本計画は、富田林市総合ビジョンにおける地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のためのしくみを示す計画です。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わるさまざまな計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる各分野ごとの市の取り組みを示すものです。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く市民の方の意見を伺うため、市民意識調査等のアンケート調査や地域の声を聴く校区交流会議を実施するとともに、地域活動団体の代表者や有識者、市民などによる「富田林市地域福祉推進委員会」・「地域福祉活動計画策定委員会」において具体的な内容の審議・検討を行いました。



4 計画の期間

計画の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度の5か年とします。

なお、社会情勢等の変化に応じて、新たに生じた課題に対しては、計画期間内であっても柔軟に対応します。

第2章

第2期計画の検証・課題

1 地域を取り巻く現状

○ 富田林市の概況

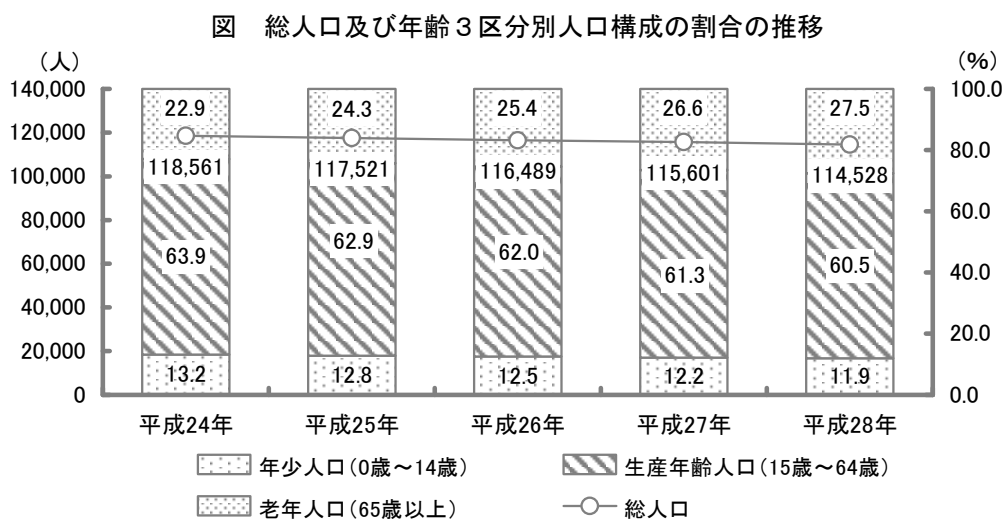
本市は、大阪府の東南部に位置し、大阪都心部から約20kmの距離にあります。市域の広がり、東西約6.4km、南北約10.1km、総面積は39.72km²となっており、地勢的には、市域のほぼ中央を南北に流れる石川によって形成された中央平野部と、金剛山系に連なる南部の山地部と西部の丘陵部で構成されています。昭和25(1950)年に市制が施行されてからは、高度成長期に西部の丘陵に大規模な住宅団地が相次いで造成され、これにあわせて都市基盤整備が進み、住宅都市として成長してきました。

○ 人口・世帯状況などの動向

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成24(2012)年に比べ、平成28(2016)年では、約4,000人減少し、114,528人となっています。

年齢3区分別人口構成の割合の推移をみると、平成24(2012)年以降も年々少子・高齢化が進み、平成28(2016)年には年少人口(0歳～14歳)は11.9%、老年人口(65歳以上)は27.5%となっています。



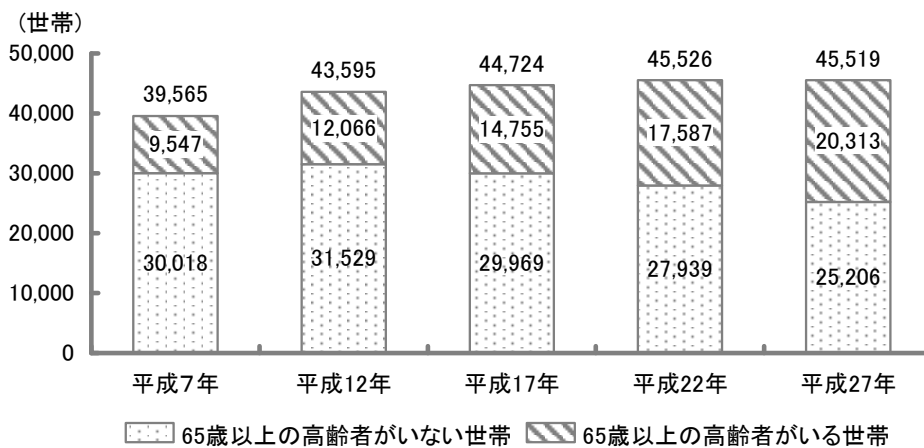
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

注）四捨五入により、合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 世帯数の推移 ●●●

本市の一般世帯は増加を続けており、平成 27（2015）年には 45,519 世帯となっています。65 歳以上の高齢者のいる世帯は増加を続けており、平成 7（1995）年の 9,547 世帯から平成 27（2015）年の 20,313 世帯へと、20 年間で約 11,000 世帯増加しています。

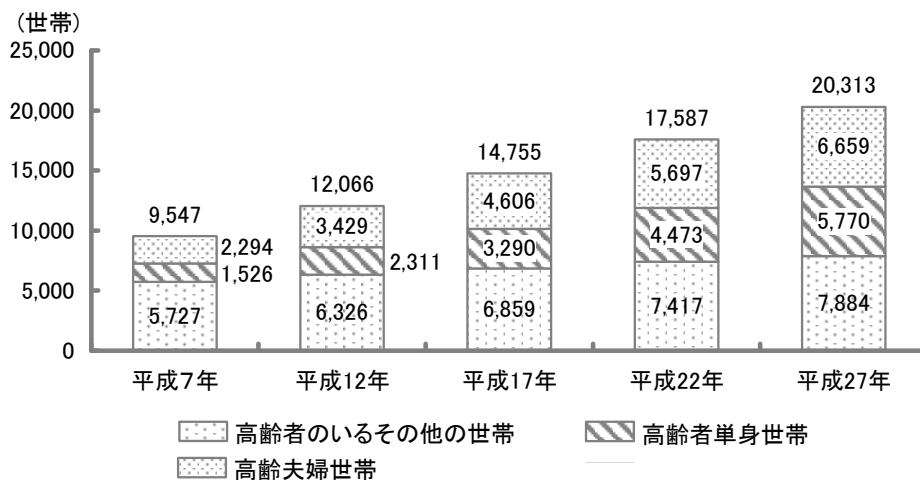
図 一般世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

65 歳以上の高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯が大きく増加しています。なかでも高齢者単身世帯は、平成 7（1995）年の 1,526 世帯から、平成 27（2015）年では 5,770 世帯と、約 3.8 倍の増加となっています。

図 高齢者のいる世帯の推移

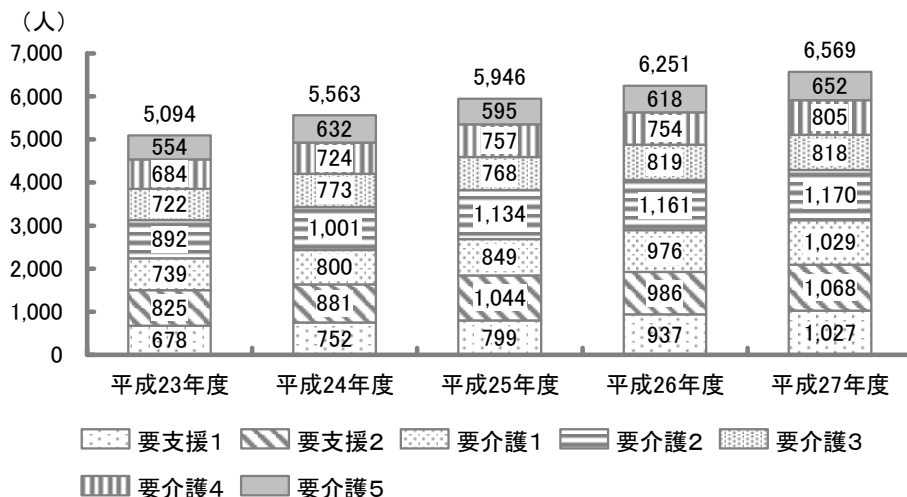


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 要介護認定者の推移 ●●●

要介護認定者数の推移をみると、高齢者数の増加に伴い、全体的にどの状態区分においても増加傾向にあります。

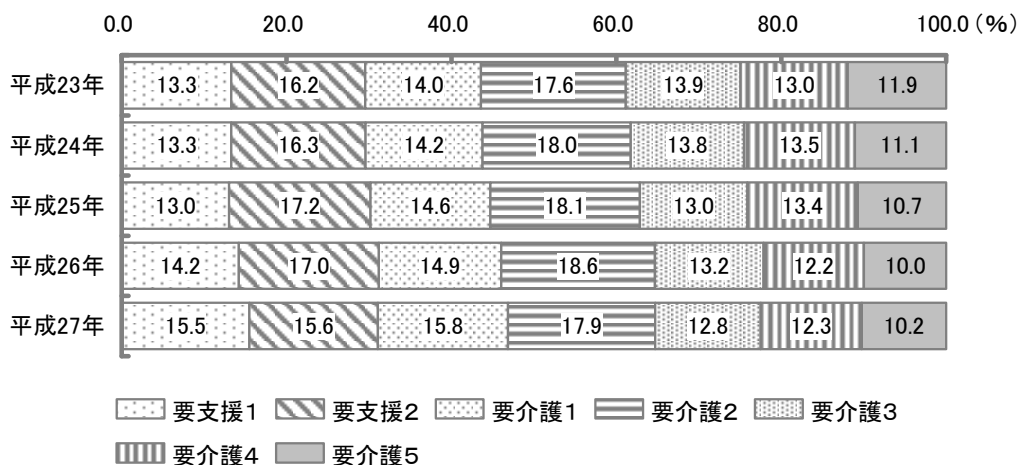
図 要介護度別認定者数の推移



資料：高齢介護課資料

要介護度別構成比の推移をみると、要介護3、要介護4および要介護5の占める割合がそれぞれ減少傾向にあります。とくに、要介護5については、平成 23（2011）年の 11.9%から平成 27（2015）年の 10.2%へと、1.7 ポイント減少しています。

図 要介護度別構成比の推移

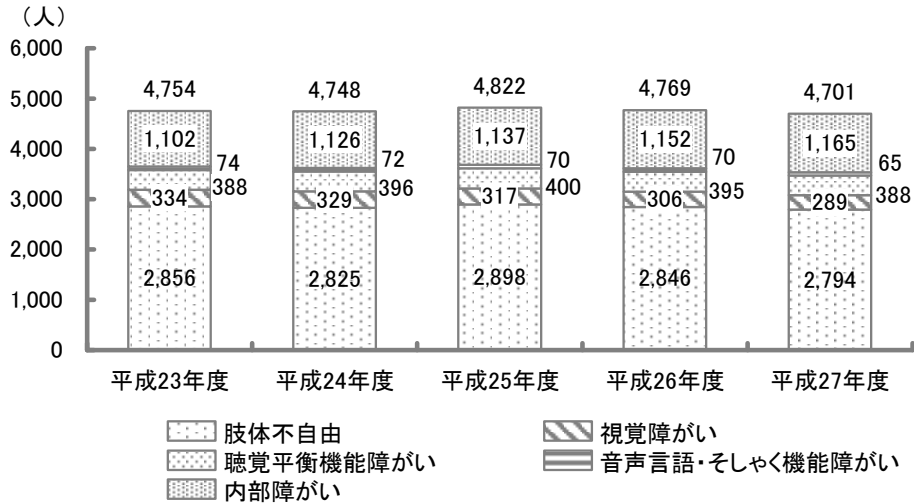


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月 30 日現在）

(4) 身体障がい者手帳所持者数の推移 ●●●

身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成 25 (2013) 年度以降減少傾向となっていますが、内部障がいについては、増加傾向となっています。

図 身体障がい者手帳所持者数の推移

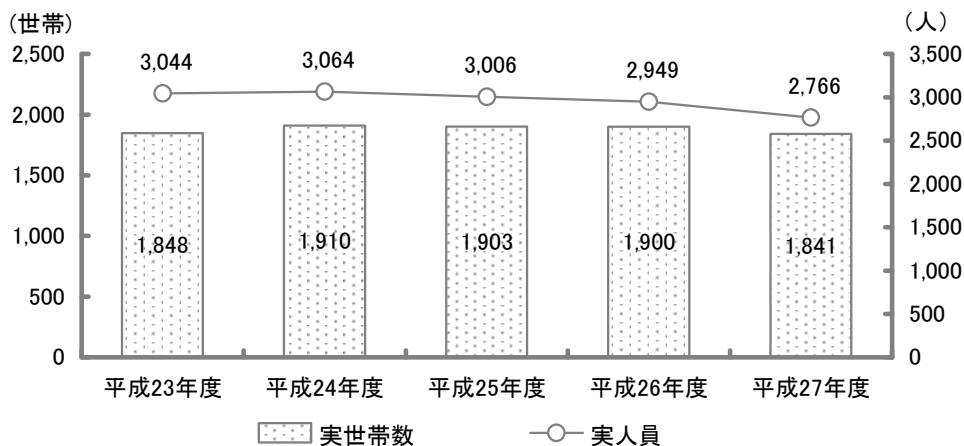


資料：大阪府統計年鑑、富田林市資料（各年度 3 月 31 日現在）

(5) 生活保護世帯の推移 ●●●

生活保護世帯の推移をみると、生活保護世帯数及び実人員ともに平成 24 (2012) 年度以降減少傾向となっています。

図 生活保護世帯数、実人員の推移

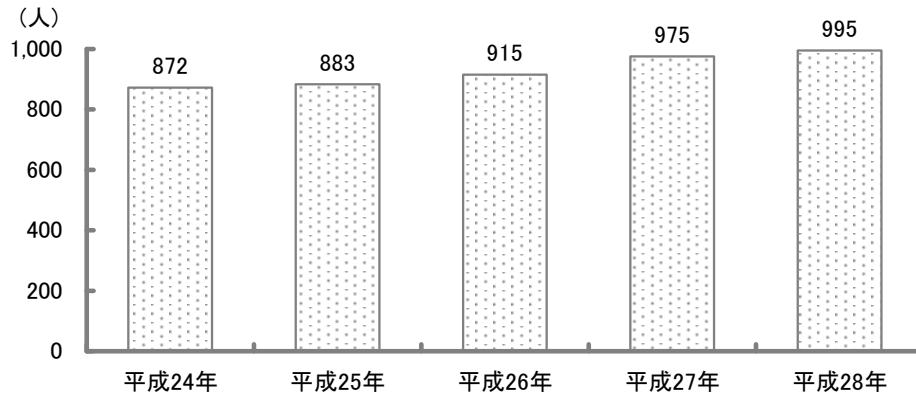


資料：大阪府統計年鑑、富田林市資料（年度平均値）

(6) 外国人市民の状況 ●●●

外国人市民の推移をみると、平成24(2012)年度以降増加傾向となっており、平成28年では995人となっています。

図 外国人市民の推移

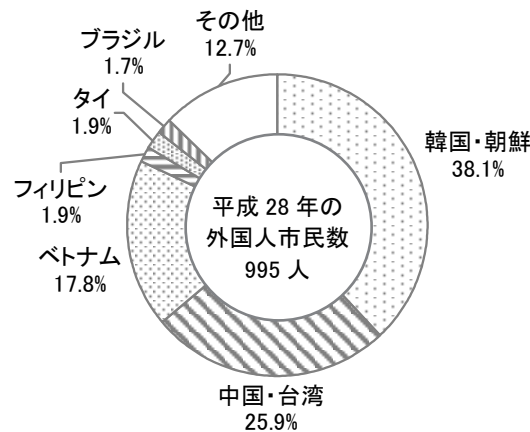


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7) 外国人市民の国籍 ●●●

外国人市民の国籍別割合をみると、韓国・朝鮮が38.1%と約4割を占めており、次いで、中国・台湾が25.9%、ベトナムが17.8%となっています。

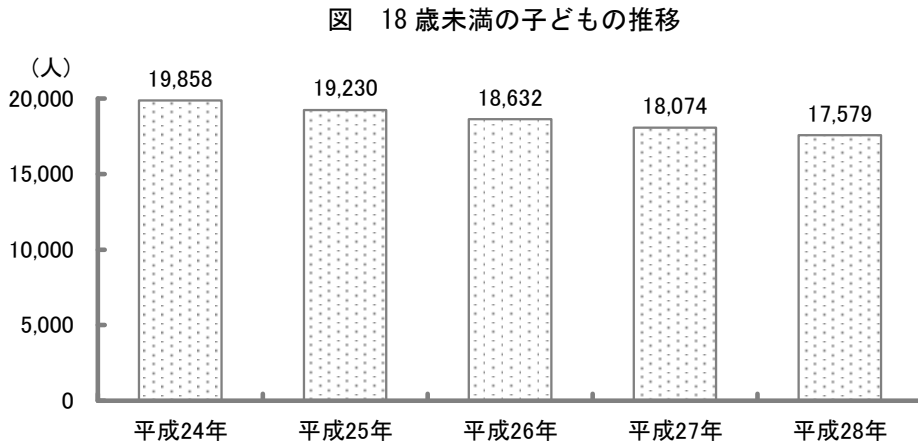
図 外国人市民の国籍別割合



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

(8) 18歳未満の子どもの推移 ●●●

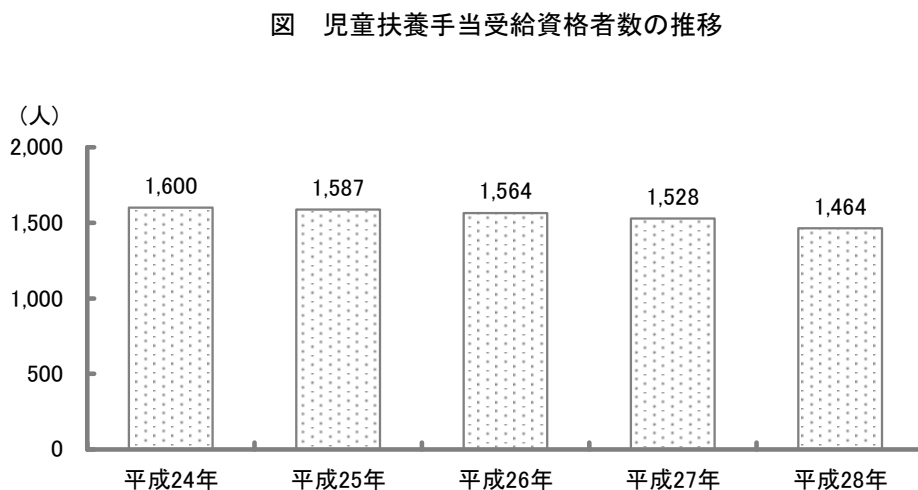
18歳未満の子どもの推移をみると、平成24年度以降減少傾向となっており、平成28年では17,579人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(9) 児童扶養手当受給資格者数の推移 ●●●

児童扶養手当受給資格者数の推移をみると、平成24年度以降減少傾向となっており、平成28年では1,464人となっています。



資料：こども未来室（各年3月31日現在）

2 市民意識調査、福祉活動者・福祉団体調査の概要

I 調査の概要

1 調査の目的

本計画の策定にあたり、市民の方々や、福祉活動者、福祉活動団体から、地域福祉に関する日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を聴き、本計画策定の基本資料とするため、意識調査を実施しました。

2 調査対象

- ①市民意識調査：富田林市在住の20歳以上を無作為抽出
- ②福祉活動者調査：福祉活動に取り組んでいる方
- ③福祉団体調査：福祉活動に取り組んでいる団体・事業所

3 調査期間

- ①市民意識調査：平成28（2016）年1月22日から2月8日
- ②福祉活動者調査：平成28（2016）年2月23日から3月8日
- ③福祉団体調査：平成28（2016）年2月23日から3月8日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
①市民意識調査	2,158通	1,089通	50.5%
②福祉活動者調査	165通	119通	72.1%
③福祉団体調査	135通	86通	63.7%

3 校区交流会議からの意見

(1) 校区交流会議の概要 ●●●

第3期計画の策定にあたり、はじめて校区交流会議を実施し、参加者から多様な意見をいただきました。

- ① 目的 本計画策定にあたって、地域の状況や、課題を出しあい、課題解決のために地域はどうなっていけば良いか理想的な地域について話し合いながら、地域の声をひろい上げていくことを目的として市内 16 小学校区で「校区交流会議」を開催しました。
- ② 構成員 町総代会理事、民生委員・児童委員の地区長・主任児童委員、校区・地区福祉委員長、民間の福祉施設（障がい者施設、介護施設、保育園等）・つどいの広場職員、公立小学校校長または教頭、すこやかネット、公立幼稚園・保育園園長、コミュニティワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター
- ③ テーマ ○今、住んでいる地域の気になる事柄について（課題）
○どのようになっていれば良いか、望ましい状態（理想）
- ④ 実施概要

校区名	日時	開催場所	参加人数	話し合われた事柄や課題
高辺台校区	平成 28 (2016) 年 7月 11 日 (月) 午後 3 時～	高辺台小学校	9 人	・世代交代 ・町内の関心について
新堂校区	7月 13 日 (水) 午後 3 時～	人権文化センター	12 人	・子どもの貧困 ・地域と学校のコミュニケーション強化 ・認知症高齢者の支援、包括とのコラボ
彼方校区	7月 15 日 (金) 午後 3 時～	彼方小学校	15 人	・少子高齢化 ・災害と防災 ・担い手不足
東条校区	7月 21 日 (木) 午後 3 時～	金剛コロニー	7 人	・情報に関すること ・人材に関すること
錦織校区	7月 22 日 (金) 午後 3 時～	錦郡小学校	12 人	・地域の見守りの目 ・高齢者の買い物
富田林校区	7月 27 日 (水) 午後 2 時～	富田林市役所	11 人	・高齢者の活躍の場（場所や機会） ・道路や土地の活用について
久野喜台校区	7月 29 日 (金) 午後 3 時～	久野喜台小学校	15 人	・交流全般について ・災害について

校区名	日時	開催場所	参加人数	話し合われた事柄や課題
寺池台校区	8月2日(火) 午後2時～	寺池台保育園	9人	・子どものケア ・地域交流
大伴校区	8月4日(木) 午後3時～	コミュニティセンター「かがりの郷」	19人	・空き家 ・災害 ・世代間交流
向陽台校区	8月5日(金) 午後3時～	保健センター	13人	・施設と地域の関わり ・おつきあい
喜志校区	8月16日(火) 午後3時～	わくわく富田林	13人	・子どもと高齢者との 世代間交流 ・交通の便
藤沢台校区	8月17日(水) 午後2時～	藤沢台小学校	13人	・交通事情、子どもの 遊び場 ・人と人とのつながり
小金台校区	8月18日(木) 午後2時～	富貴の里保育園	10人	・つながり ・地域づくり
喜志西校区	8月24日(水) 午後3時～	喜志西小学校	15人	・子どもの支援 ・交通の便
川西校区	8月25日(木) 午後3時～	総合福祉会館	13人	・地域の子どものネット ワーク ・スマホ使用による交 通事故を減らす
伏山台校区	8月26日(金) 午後3時～	伏山台小学校	9人	・居場所づくり ・施設と地域交流及び 情報発信

合計
195人

(2) 校区交流会議からの主な意見 ●●●

ここでは、2つのテーマのうち「課題」についての主な意見をまとめています。もう一つのテーマである「理想」については、本計画の第5章「個別施策の展開」に盛り込んでいます。

① 高齢者の課題

- ・高齢化、独居生活の方が増えている
- ・高齢化が進み、事故や認知症、老老介護の方が増えている
- ・不安を抱えている高齢者が多い
- ・高齢化によって近所づきあいが希薄化している

② 子ども・若者の課題

- ・支援の必要な子ども家庭が増えてきているように思う
- ・子どもの遊び場所がない



- 子ども会に入る人も減っており、すでにない地区もある
- 登下校の見守りをしている子どもから挨拶がない
- 共働き家庭が多く、子育てがしにくい環境である
- 若者が他市に流出している

③地域づくり（交流）の課題

- 地域の行事に参加することがおっくうで、近所付き合いが面倒である
- 地区の役員・委員になる人が少なくなっている
- 近所付き合いがなく、あいさつすらしらない
- 若い世代の人が参加するきっかけがない
- 自治会活動などのボランティア意識が低い
- ボランティアの高齢化、担い手が少ない

④生活環境の課題

- 細い道でもスピードを出す車が多い
- 最近交通量が増えて、事故が心配である
- 大人の交通マナーが悪い
- 空き家が目立ち、環境が悪くなっている

⑤防犯・防災の課題

- 最近、暗い道等で犯罪が増えている
- 災害時の対策ができていない
- 災害（特に水害）について、指定避難所まで避難するのが遠い
- 防災への取り組みができていない
- 弱者に対する防災の取り組みができていない

⑥移動手段・買い物の課題

- 交通機関が不便である
- 交通弱者、買物難民が増加している
- 車が無くて買い物ができる所が少ない
- 交通機関の利用ができず不便で、駅まで遠い地域が大半である
- 店舗や病院など近隣になく、車がないと生活できない

4 第2期計画の検証と課題

第2期計画では、5つの基本目標と13の基本施策に基づき、計画を推進してきました。市民意識調査や福祉活動者・福祉団体調査、社会福祉協議会の取り組みなどから、第2期計画の検証を行い、校区交流会議で話し合われた事柄や課題をふまえて、本計画に向けた課題を整理しました。

基本目標A お互いの顔が見え支え合う関係をつくろう・・・

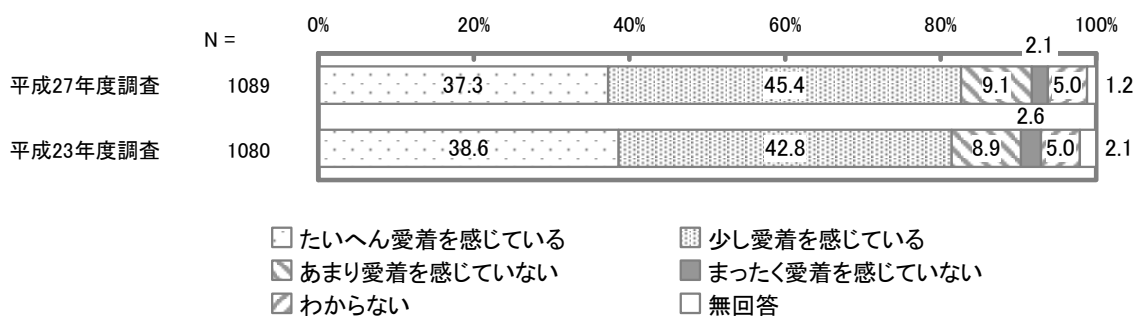
(1) ふれあい・支えあいの関係づくり

地域に対する愛着度が増してきていますが、近所とあいさつ程度の軽いつきあいをする人が増加し、近所とのつきあいについて、積極的な考えを持つ人が減少しており、プライバシーへの考え方とともに近所づきあいの考え方が変化しています。

社会福祉協議会では、福祉共育冊子の作成や福祉共育新聞を発行し全小中学校に配布、学校、企業、地域の福祉教育（共育）を支援してきました。

今後も、学校教育における人権教育を含めた福祉教育の推進を図っていくとともに、暮らしやすい地域づくりにむけて市民の地域への愛着を高め、福祉に対する意識啓発を推進していく必要があります。

図 地域に対する愛着度合い



資料：平成27年度市民意識調査

図 近所とのつきあいの程度

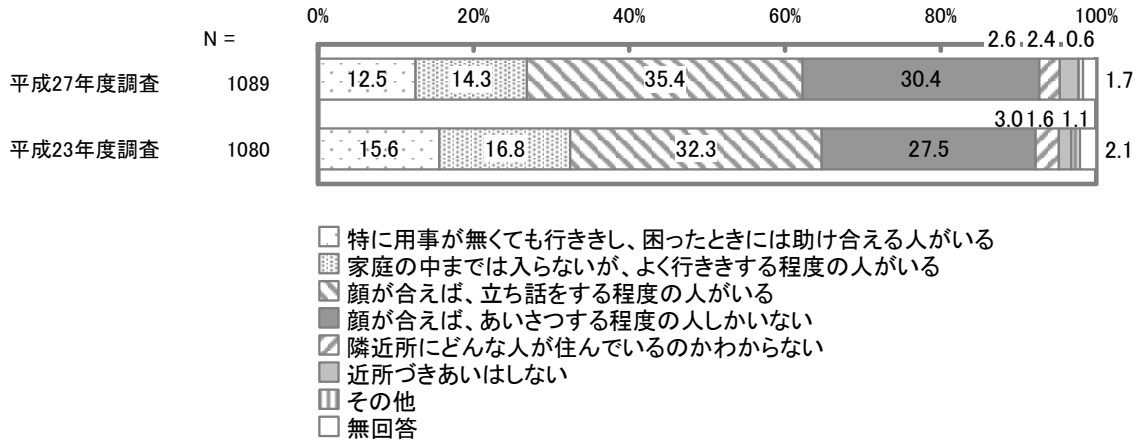
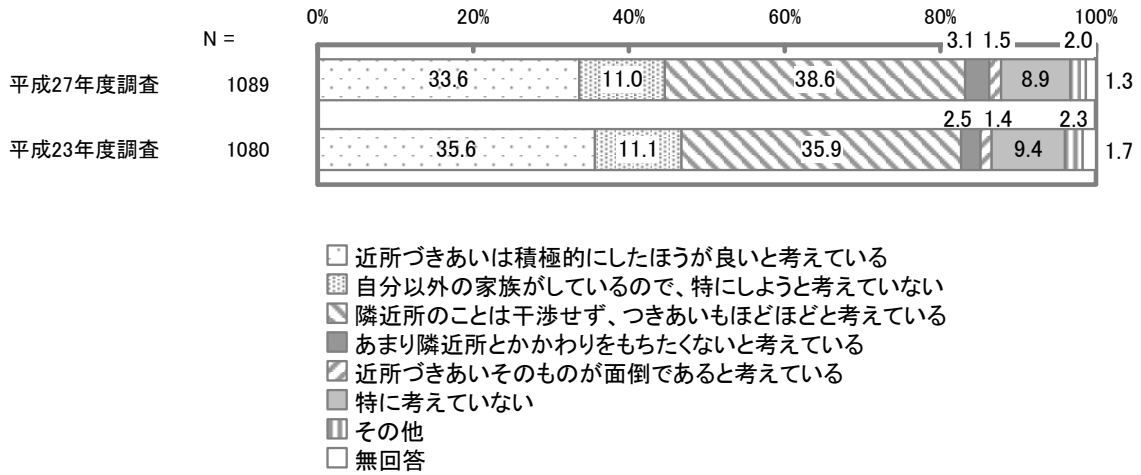


図 近所とのつきあいについての考え方



資料：平成 27 年度市民意識調査

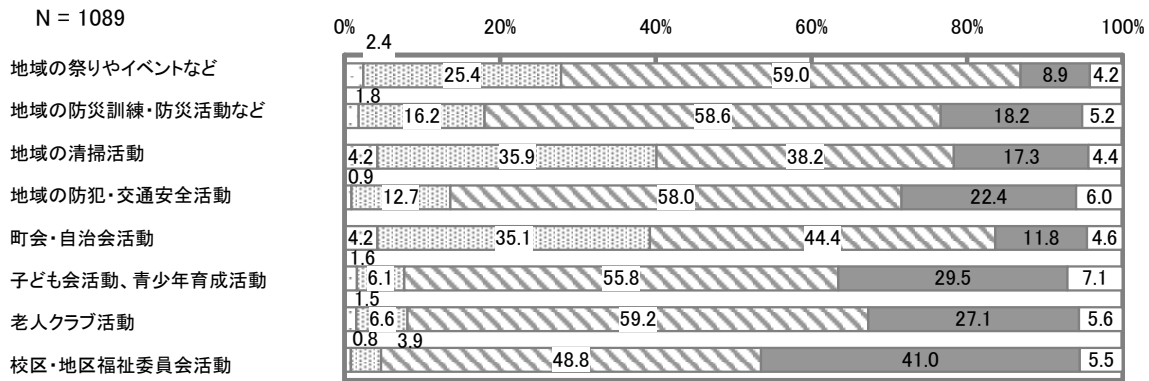
(2) 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティづくり

すべての地域福祉活動で参加していない人が増加しており、地域福祉活動が硬直化してきていると考えられます。

地域にはさまざまな地域福祉活動団体があり、これらの団体が連携・協力していくことが、コミュニティの形成につながっていくことから、団体や地域住民間同士の連携が重要となります。

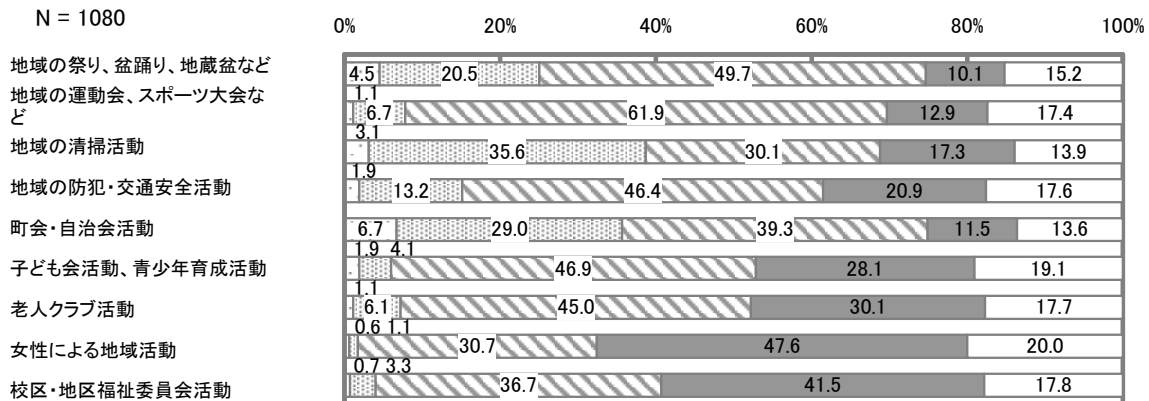
また、地域のつながりが希薄化している中で、地域福祉活動や地域の行事などのふれあいや交流を活発にしていくことにより、地域のつながりを深めていくことが必要であり、気軽に集まることができる場所の確保が重要となります。

図 地域福祉活動への参加状況（平成 27 年度調査）



資料：平成 27 年度市民意識調査

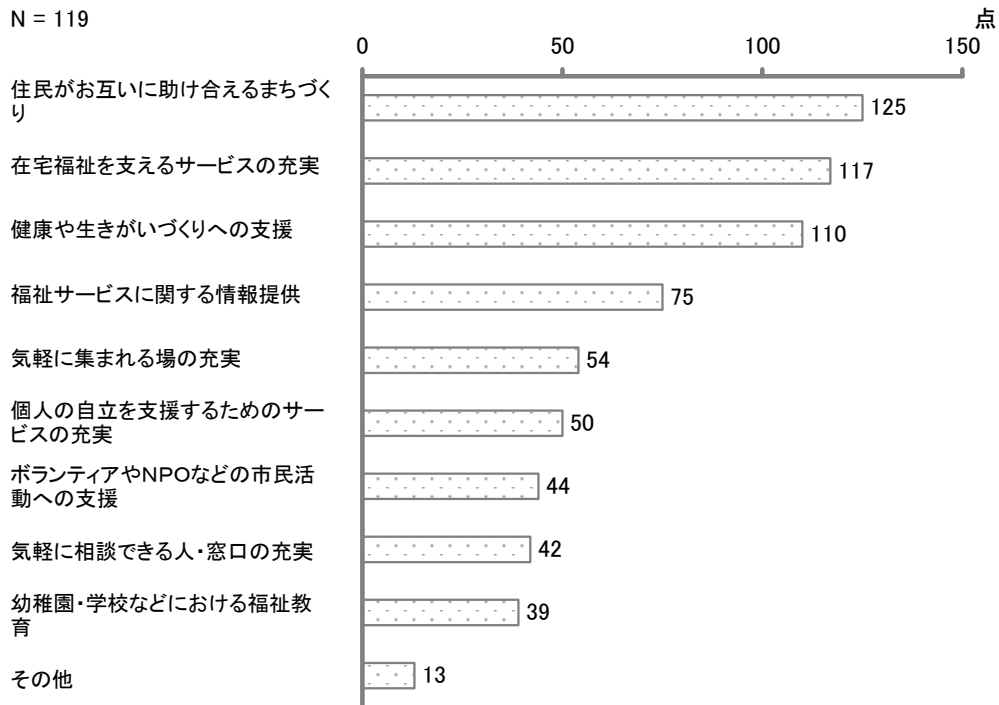
図 地域福祉活動への参加状況（平成 23 年度調査）



- 企画・運営等に中心的に関わっている
- 企画運営等にはかかわっていないが、活動には参加している
- 活動があることは知っているがほとんど参加していない
- 活動があること自体知らない
- 無回答

資料：平成 23 年度市民意識調査

図 富田林市の福祉で重点にすべきこと



資料：平成 27 年度福祉活動者調査

基本目標B 一人ひとりの力を地域で生かそう・・・

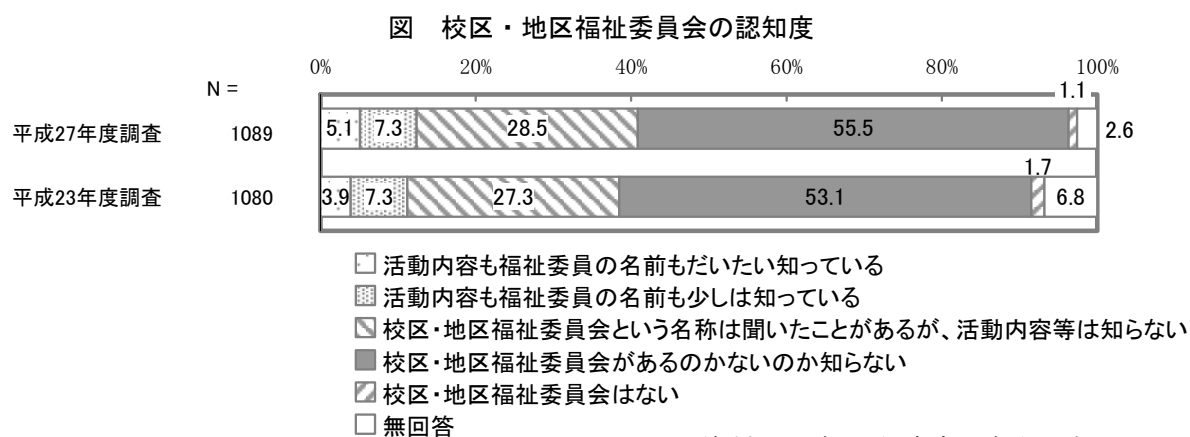
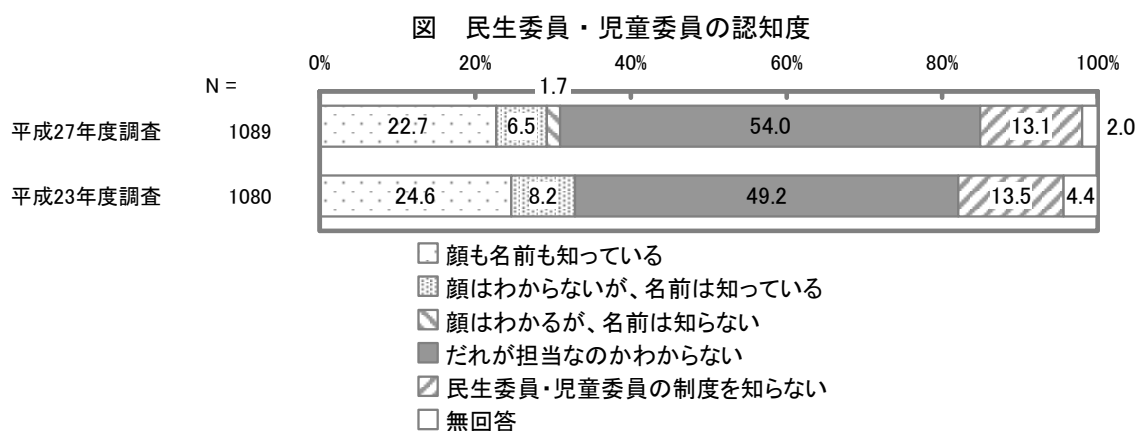
(1) 地域福祉活動に参加するきっかけづくり

地区の民生委員・児童委員を知っている割合が低下しており、地域福祉活動を担う団体の認知度の向上が必要です。

地域を支える主役は住民です。しかし、ライフスタイルの多様化や価値観の違いなどによって地域福祉活動に参加するきっかけは少なくなっています。

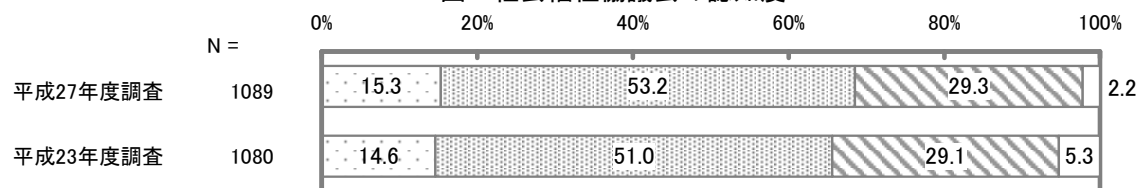
そして、地域に携わるきっかけとして、町会・自治会活動、清掃活動などがあります。それらの活動から、地域福祉活動への参加へと裾野を広げていくことが必要です。さらに、住民が地域福祉に関心をもち、自ら参加できるような機会を設けることが必要です。

また社会福祉協議会では大学や企業等に対し連携及び協働、参加を呼びかけ、地域福祉活動への参加を促進してきました。今後も、地域のさまざまな活動団体や大学、企業に対する働きかけとともにその機会づくりを行っていくことが必要です。



資料：平成27年度市民意識調査

図 社会福祉協議会の認知度



- 名前も知っているし、活動内容もだいたい知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容はほとんど知らない
- 富田林市に社会福祉協議会(社協)があるのかわからない
- 無回答

資料：平成 27 年度市民意識調査

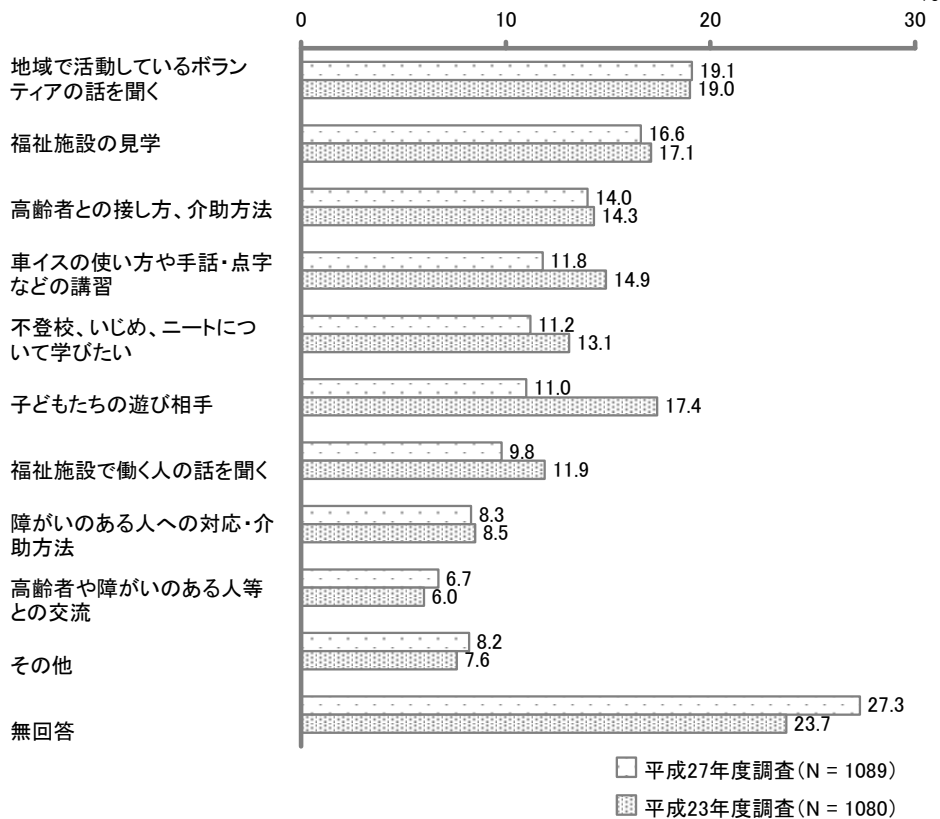
(2) ふれあい・支えあいの担い手づくり

ボランティアの話や福祉施設の見学に興味がある人は高い割合を維持しており、地域福祉の担い手として活動するために学びたいことの上位となっています。

また、少子高齢化が進んでいる中、地域福祉の担い手にも高齢化のきざしが見えています。さらに、活動内容も代わり映えがしない等の課題もあります。「ボランティアの話聞く」「福祉施設見学」等を希望する人は潜在的に新たな担い手となりえることから、福祉への興味を活動に結び付けるきっかけを提供し、地域住民が自主的に活動を行っていくことができる地域福祉をめざしていくことが必要です。

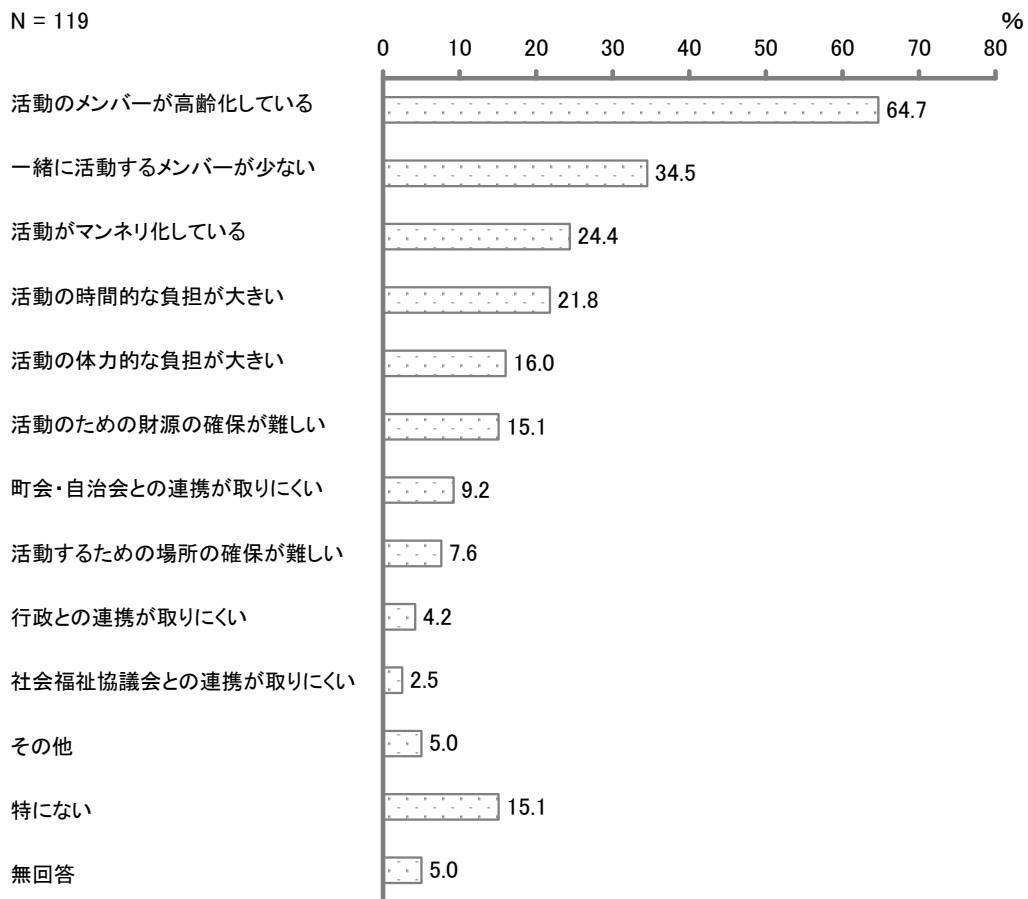
また社会福祉協議会では、地域福祉活動の中核を担う人材づくりのため、「住民参加型生活援助 いっぽく（一福）システム」をスタートさせ、個々の力を活かせるボランティアの育成に努めてきました。引き続き地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、地域福祉活動の意義を再確認し、新たな活動の場の提供を進める必要があります。

図 地域福祉の担い手として活動するために学びたいこと（複数回答） %



資料：平成 27 年度市民意識調査

図 福祉活動者の活動上で困っていること（複数回答）



資料：平成 27 年度福祉活動者調査

(3) 地域福祉活動団体等に対する支援の充実

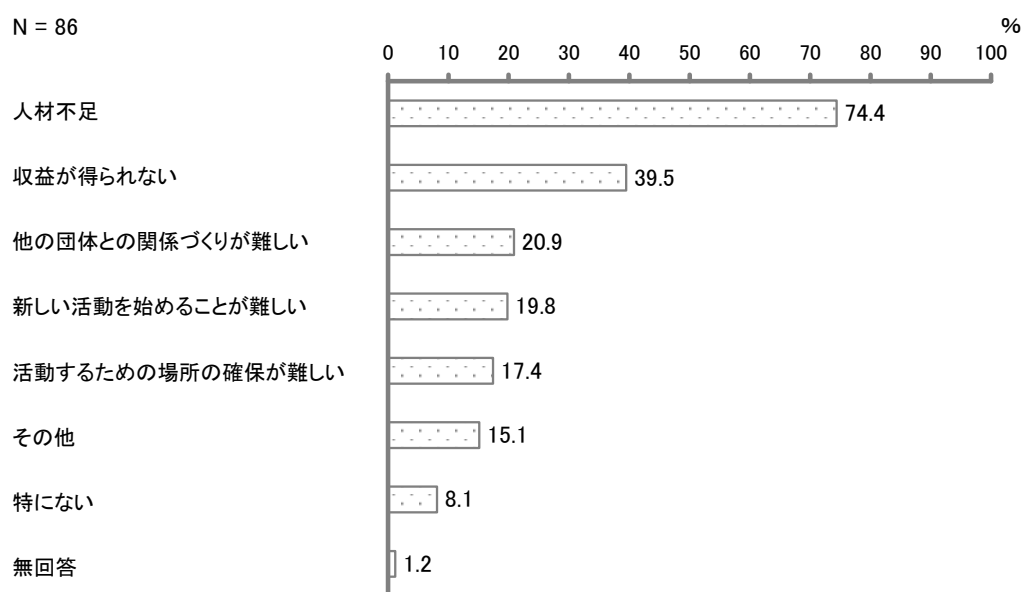
人材不足、収益性の低さ、他団体との関係づくりなどを活動上の課題とする福祉団体の割合が高くなっています。

社会福祉協議会では、福祉活動希望者の情報収集を行うなど、社会貢献を希望する団体等と地域を結び地域福祉活動を支援してきました。

今後も、地域福祉において重要な位置づけとなる福祉団体の活動を活性化し、地域福祉を推進するための、団体活動の周知・啓発や、充実が必要です。

また、団体を率いていくためのリーダーの発掘や、活動の幅を広げるためのスキルアップへの支援が必要です。

図 福祉団体の活動上の問題点・課題（複数回答）



資料：平成 27 年度福祉団体調査

基本目標 C 安全に安心して暮らせる環境をつくろう・・・

(1) 地域住民による防災対策の充実

災害時への備えとして日ごろから地域でのコミュニケーションを重視する人の割合が上昇しています。災害時において住民の安全を確保するためには、平常時よりお互いの顔がみえる近隣関係を築いておくことが必要です。そのため、日ごろからの声掛け、あいさつなどを促進する必要があります。特に、避難行動要支援者にとって地域の助けは安全確保に不可欠であることから、近隣関係を密にすることが必要です。

また、平常時の備えとして防災訓練がありますが、防災訓練に参加していない人は6割をこえています。社会福祉協議会では、災害ボランティア講座を開催するなど、災害ボランティアグループが立ち上がり、災害時を想定した平常時の地域支援体制の強化を進めるとともに、地域住民による防災対策を図ってきました。

今後も、住民同士が災害時に力を合わせられるよう防災訓練への参加を促進することが必要です。

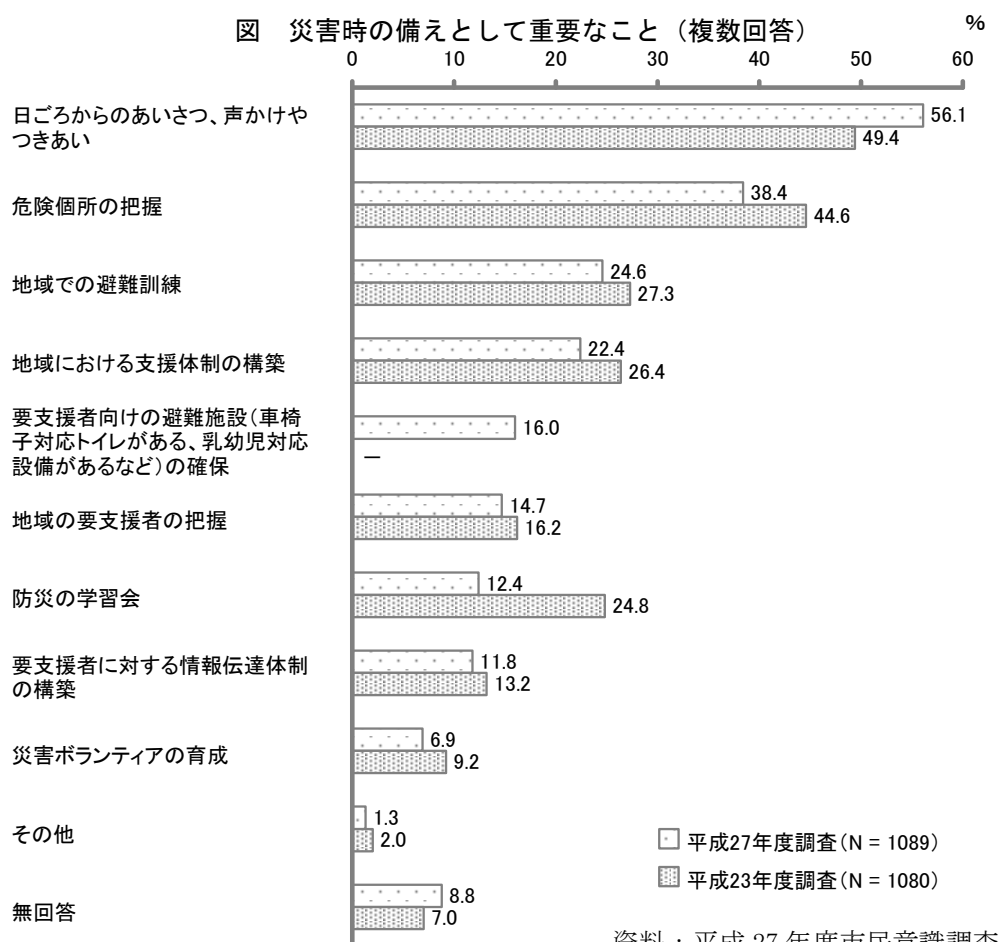
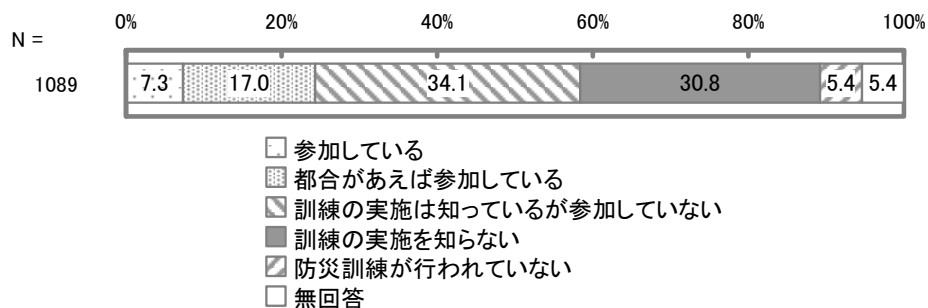
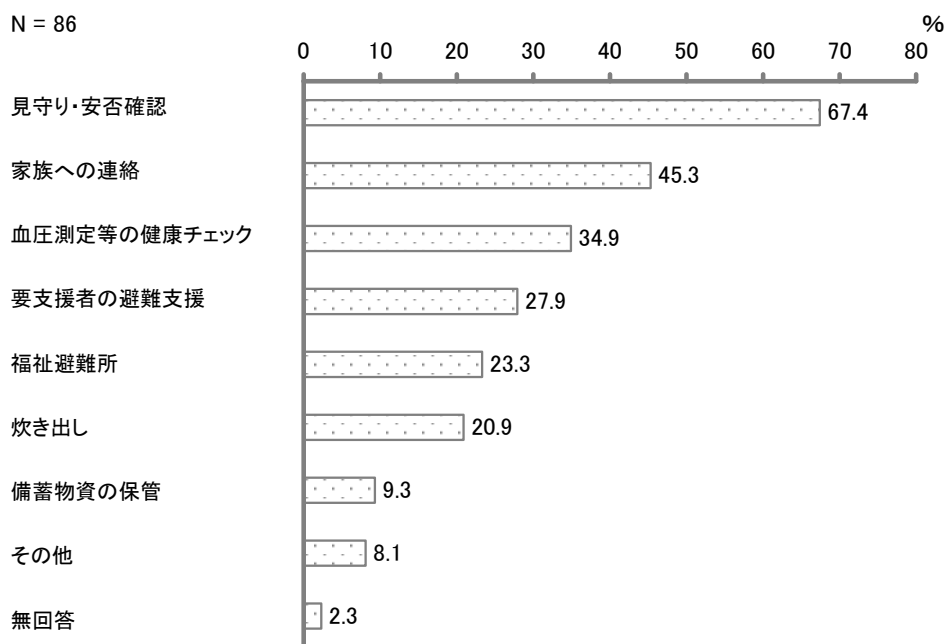


図 防災訓練への参加状況



資料：平成 27 年度市民意識調査

図 避難行動要支援者への救助活動や支援について団体・事業所として協力できること（複数回答）



資料：平成 27 年度福祉団体調査

(2) 地域住民による防犯対策の充実

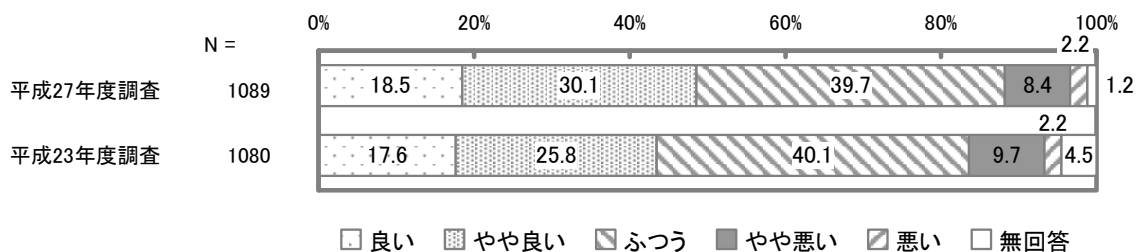
自分が住んでいる地域の防犯状況を「良い」・「やや良い」と評価している人が増加している一方で、「やや悪い」・「悪い」と評価している人が1割います。居住地域の都市化や犯罪の巧妙化に対応するよう、防犯対策を充実していくことが必要です。

また、子どもの安全確保について、見守り活動や「子ども110番の家」運動も展開されていますが、昨今の高齢化により担い手の確保が課題となっています。

そして、最大の防犯は、隣近所の人が顔の見える関係を構築し、不審者などを見つけやすくすることです。防災のためのみならず、防犯のためにも声かけなどが必要です。

社会福祉協議会では、市内の郵便局、配食サービス、新聞配達業などが地域住民を支え、見守る、地域見守り協定に参画しています。今後もネットワークの構築を促進し、地域住民による防犯対策を促進していくことが必要となります。

図 居住地域の生活環境の評価
防犯（犯罪の少なさ）



資料：平成27年度市民意識調査

基本目標D さまざまな支援が受けやすい地域にしよう・・・

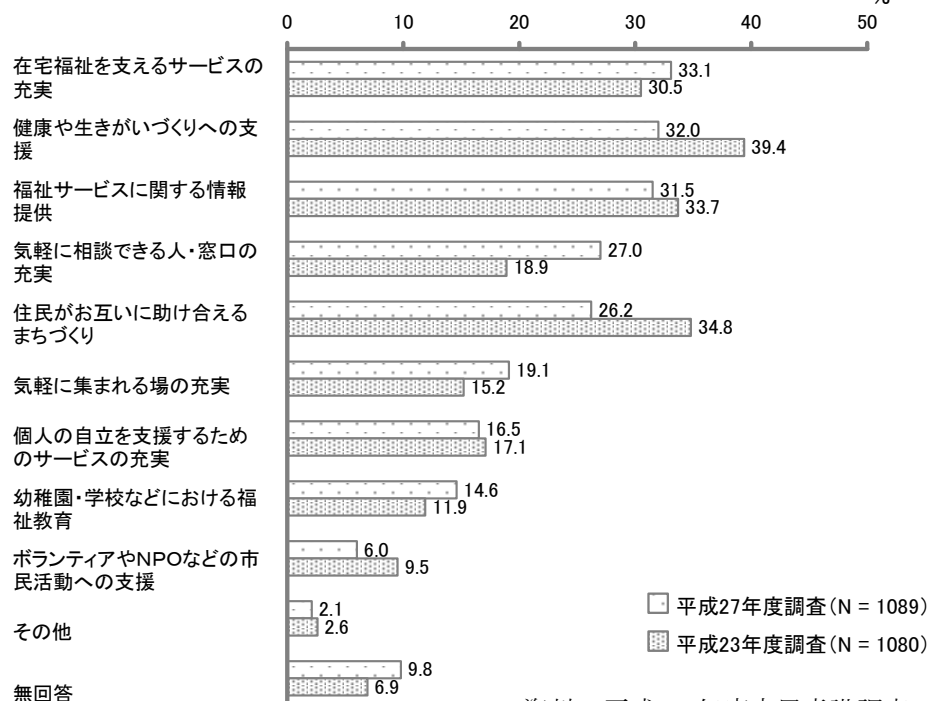
(1) 相談機能と情報提供の充実

本市の福祉で重視すべきこととして、「気軽に相談できる人・窓口の充実」を挙げる人の割合が上昇しています。住民が安心してその地域に住み続けるには、いつでも気軽に相談できる場所があることが必要です。相談相手は「家族、親族」や「知人、友人」との回答が多くなっていますが、核家族化が進み、また単身世帯が増加している近年では、家族や親族以外の相談場所の重要性は一層増えています。そして、ライフスタイルが多様化している近年においては、住民一人ひとりが抱える生活課題も多様化・複雑化しています。住民一人ひとりの不安に対応できるよう、相談機関の専門性の向上が必要です。

また、住民が生活課題を抱えた場合、すみやかに福祉サービスを受けられるよう、情報提供の方法等の検討を行い、福祉サービスの情報を手軽に手に入れられるようにしておくことが必要です。

本市では、コミュニティソーシャルワーカー配置の再編として、平成25年度から社会福祉協議会に委託し、6名を配置しました。また支援を必要とするあらゆる人の相談に対応するべく、「福祉なんでも相談窓口」を福祉委員会等のイベントにて随時開催してきました。今後も引き続き、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援が必要です。

図 これからの富田林市の福祉で重点にすべきと思うこと（複数回答）。



資料：平成27年度市民意識調査

図 不安や悩みを抱えたときの相談先（複数回答）

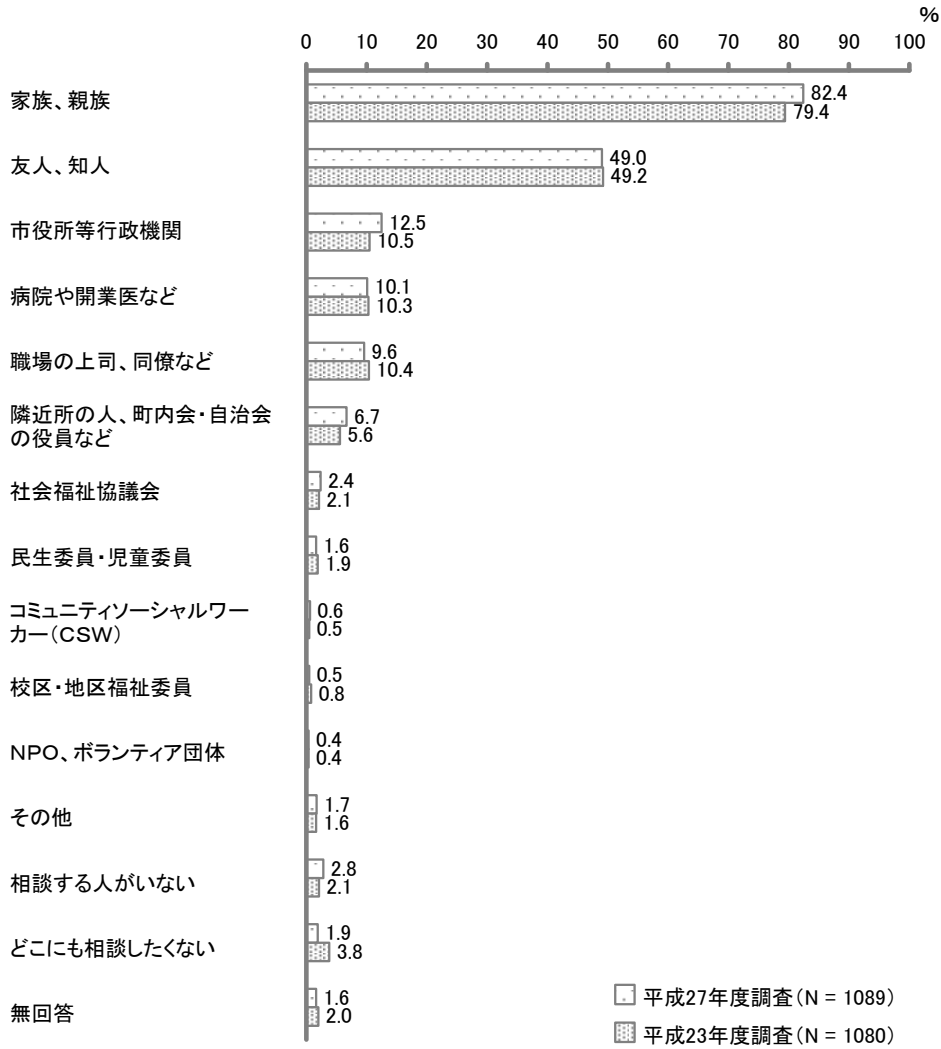
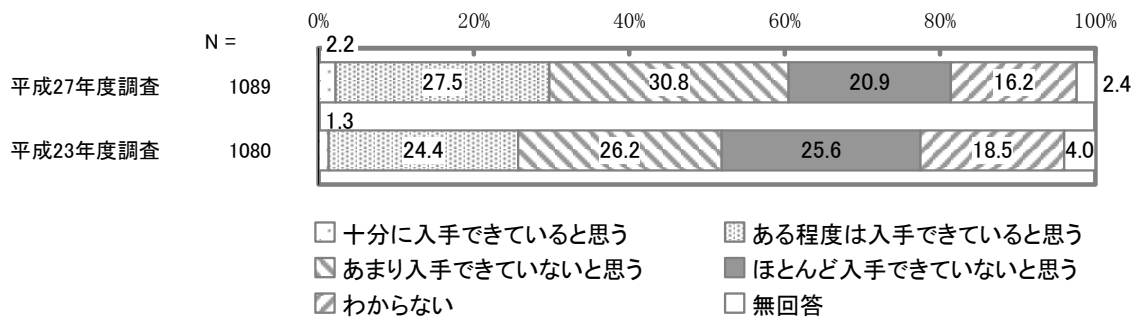


図 福祉サービスに関する情報の入手状況



資料：平成27年度市民意識調査

(2) 課題把握と対応体制の充実

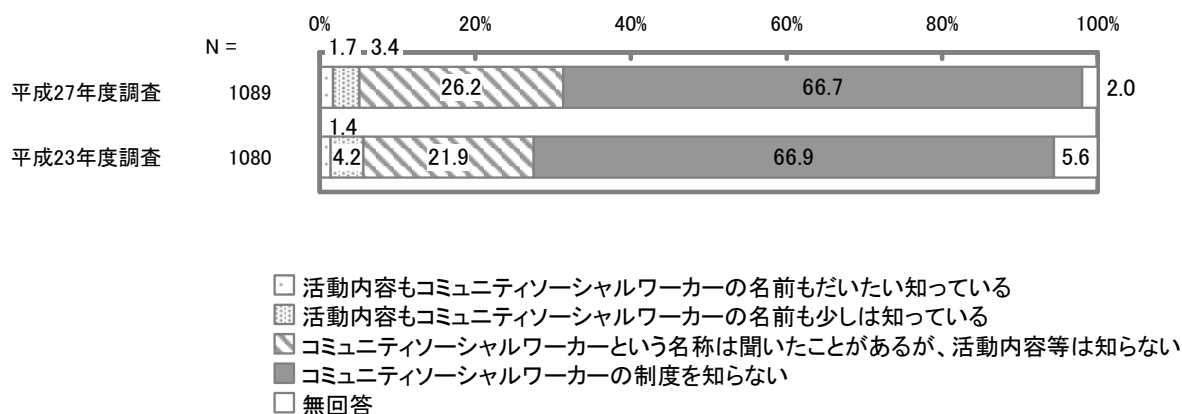
地域課題を把握し、さまざまな支援等につなげていく中で、コミュニティソーシャルワーカーの役割は大きなものとなります。コミュニティソーシャルワーカーの名称を知っている人の割合は上昇していますが、活動内容まで知っている人の割合は非常に低く、わずかに減少しています。コミュニティソーシャルワーカーの役割の周知が必要です。

また、問題を抱えていてもそれが知られないままになっていることや、児童虐待、高齢者虐待の問題も増えており、多様化・複雑化する福祉のニーズに対応できる地域でのしくみづくりが必要です。

社会福祉協議会では、「福祉施設連絡会」を設置しました。地域交流の必要性や災害発生時の地域との連携など共通課題を発掘し、市内のさまざまな社会福祉法人がその特性を活かし、地域福祉の向上を図ってきました。

今後も、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センターなど福祉組織をネットワーク化するなど、地域課題を早期に発見し、対応できる体制を整えることが必要です。

図 コミュニティソーシャルワーカーの認知度



資料：平成27年度市民意識調査

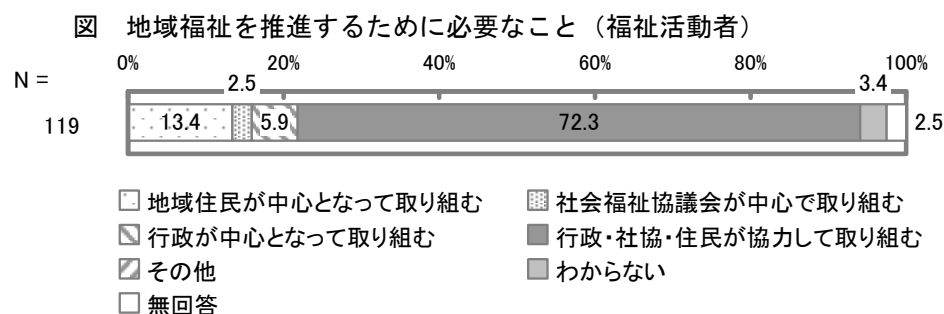
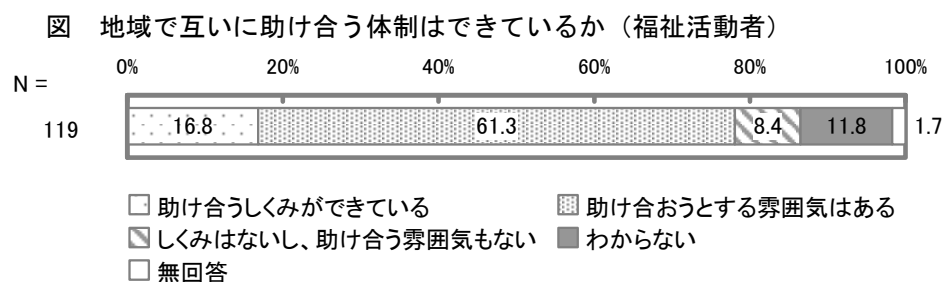
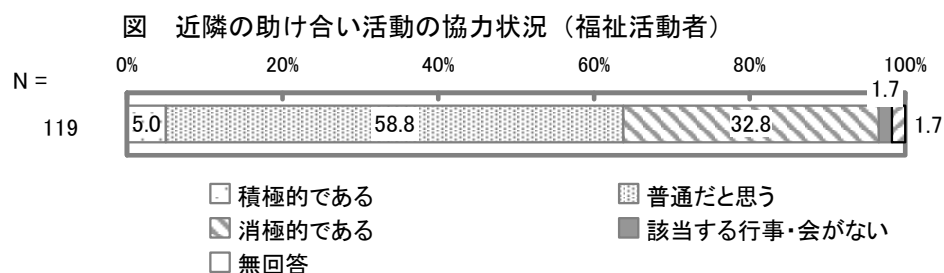
基本目標E 誰もがともに生活するまちをつくろう・・・

(1) 地域による支え合いづくり

福祉活動者においては、近隣の助け合い活動は消極的と評価する割合が高い一方、助け合おうとする雰囲気があるという割合も高くなっています。地域福祉の推進には行政・社会福祉協議会・住民の協力を重視する割合が高いことから、行政・社協が住民の参加を促し、協働して地域福祉を推進していくことが必要です。

さらに、住民の抱える生活課題が複雑化しているため、福祉サービスへのニーズも多様化しています。一人ひとりのニーズに対応するため、柔軟に対応できるサービスの充実が求められています。社会福祉協議会では、校区交流会議への参画などにより、地域住民と地域内の社会福祉施設、NPO、地域包括支援センターなどの相談専門機関と相互協力できるよう働きかけを行ってきました。

今後も、福祉を支える多くの活動団体同士の連携を図りながら、多様な福祉サービスを提供していくことが必要です。



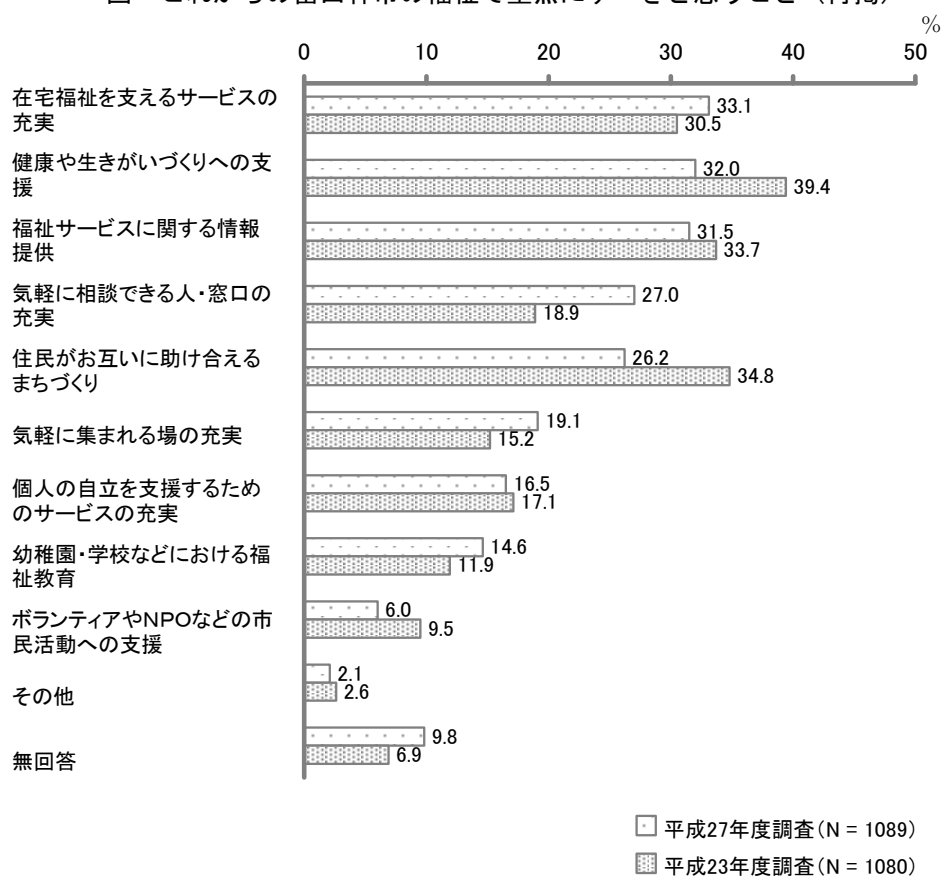
資料：平成27年度福祉活動者調査

(2) 高齢者、障がい者、子育て支援サービス等の充実

高齢者、障がい者、子育て支援については、行政にしかできないサービス提供もあります。しかし、日常でのきめ細かな福祉については住民だからこそできることがあります。

これからの福祉で重点的にすべきと思うことについても、在宅福祉を支えるサービスの充実を求めることが多いことから、福祉サービス事業者の新たな参入を促進するとともに、今後もさまざまなボランティア団体等の活動を、よりいっそう活発化し、充実させていくことが求められます。

図 これからの富田林市の福祉で重点にすべきと思うこと（再掲）



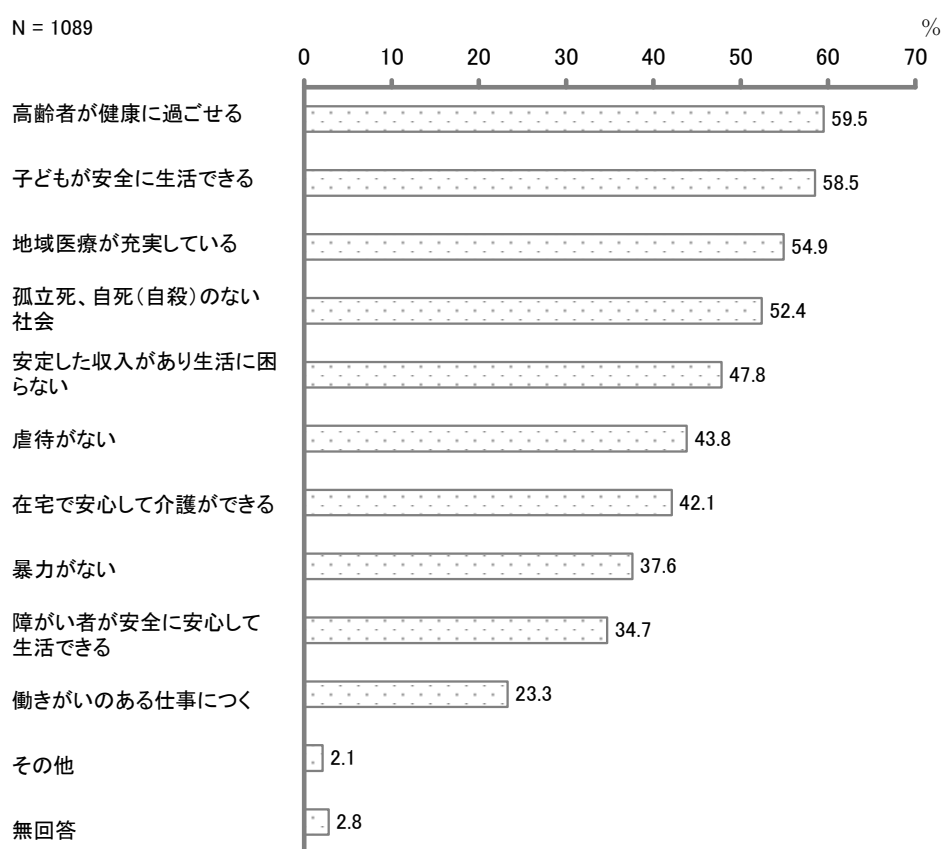
資料：平成27年度市民意識調査

(3) 権利擁護の充実

判断能力が不十分な高齢者や障がい者などが尊厳をもって生活できるよう、必要な支援が受けられることが必要です。また、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの制度が適切に利用されるように周知・啓発することが重要です。

また、近年、大きな問題となっている虐待等についても、被害者を早く救済できるように関係機関の連携が必要です。

図 今後、どのような福祉になっていくべきか（複数回答）



資料：平成 27 年度市民意識調査

(4) 交通、施設における福祉のまちづくり

交通の利便性、道路の安全性・歩きやすさを悪いと感じている割合が上昇しています。地域ですべての人がいきいきと暮らしていくためには、障がいのある人、高齢者、子どもを含むすべての人が気兼ねなく交通機関や施設を利用し、行動範囲を限定されないことが必要です。

社会福祉協議会では、とんだばやし街角トイレ運動の展開や、まちかどふれあいベンチの設置など、高齢者や障がい者等の外出の機会や地域コミュニティの促進に取り組んできました。

今後も、ユニバーサルデザインを導入するなど、すべての人が利用しやすい施設、道路を整備することが必要です。また、一人で外出できない人の外出支援を充実することが求められます。

図 居住地域の生活環境の評価

交通の利便性

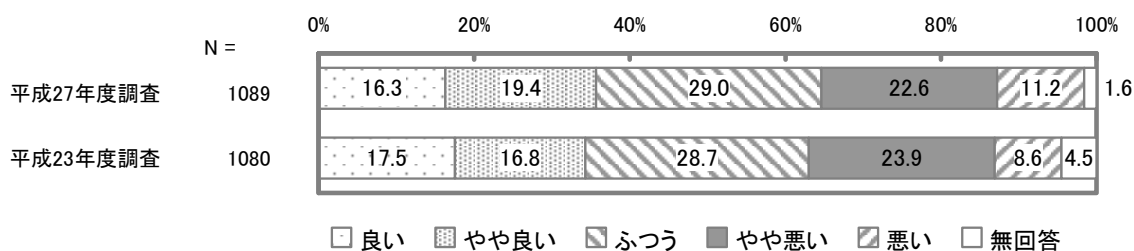
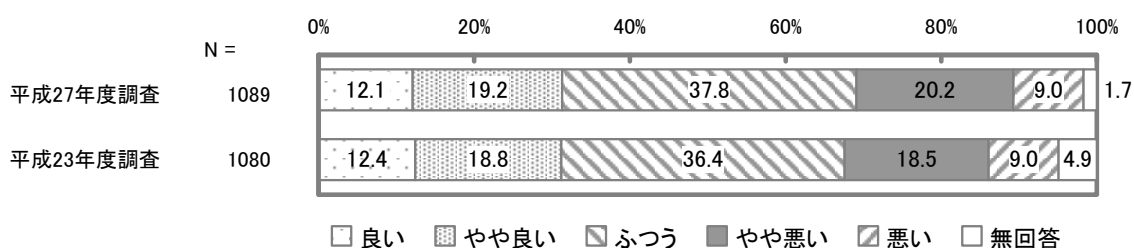


図 居住地域の生活環境の評価

道路の安全性・歩きやすさ



資料：平成27年度市民意識調査

第3章

計画の基本的な考え方

1 まちづくりの将来像

本市では、平成 19（2007）年度からの 10 年間を計画期間とする第4次富田林市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。

この間、国においては、平成 23（2011）年に地方自治法が改正され、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷など、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、今後においても長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があります。

こうした認識から、これまでの第4次富田林市総合計画に基づく取組みを継承するとともに、人口減少や少子高齢化のさらなる進行に伴う新たな行政課題への対応も含め、長期的な視点で市政の運営を総合的・計画的に行うための基本的な指針として、めざすべきまちの将来像等を掲げた「総合ビジョン」を策定するとともに、将来像の実現にむけて必要な施策を示す「総合基本計画」を併せて策定します。

「総合ビジョン」では、富田林市が“^{きらめき}煌のまち”として、これからも光り輝き続けていくためにも、これからのまちづくりを進めていくうえで、めざすべきまちの将来像を次のように設定しています。

ひとがきらめく！

自然がきらめく！ 歴史がきらめく！

みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林

2 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化の進展や長引く経済不況等による社会構造の変化などにより、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、地域から孤立している子育て家庭、また、援助を必要とするひとり親家庭や障がい者など、生活に困難を抱え、支援を必要とする人が増えています。住み慣れた地域で安全に安心して元気に暮らし続けるために、行政が提供する福祉サービスを中心とした公的なサービスのみでは、制度の狭間で支援が困難な場合や、自らSOSを発信することができず支援につながらない状況も出ています。

そこで、より多くの市民が地域福祉活動に参画し、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、安全に安心して自分らしく暮らせるよう、地域の主体性や独自性を活かした住民自らの積極的な展開が期待されます。そして、支援が必要なすべての人に対して、縦割りではなく、横断的で継続的な支援や体制が求められています。

本計画では、富田林市総合ビジョンが設定する市の将来像の実現にむけて、以下のとおり、基本理念（本計画がめざすまちの姿）を設定しました。

本計画の基本理念

増進型地域福祉づくり

**一人ひとりがその人らしい生き方を
実現することのできる富田林**

本計画では、すべての市民が、障がいの有無、性別、国籍、文化、年齢などの違いをこえて、地域の理想の姿を共有し、地域の取り組みに積極的に参加、協働、連携し、一人ひとりがその人らしい生き方を実現することのできる「増進型地域福祉づくり」をめざします。

※「増進型」とは、理想をめざし、現在よりもより良い状態にむけて進めること。

3 計画の基本視点

本計画の基本理念を具現化し、実現していくため、国の福祉施策の動向や市民及び福祉関係者アンケート、校区交流会議、地域福祉推進委員会及び地域福祉活動計画策定委員会の意見等をふまえ、4つの「計画の基本視点」を掲げ、『増進型地域福祉づくり』をめざしていきます。

基本視点1 地域のつながりの基盤づくり

地域の福祉課題を、地域で解決していくためには、地域住民自らが地域で支え合い、助け合いながら、福祉コミュニティの形成を図っていくことが重要となります。

地域で福祉コミュニティを形成していくために、住民同士の顔がみえる関係をつくり、地域で支援が必要な人への見守り活動等を行っていきます。また、地域におけるさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、地域全体で地域福祉活動を担い、地域課題をその地域で解決することができるような地域の基盤づくりを支援していきます。

基本視点2 安全で安心な地域づくり

高齢化が進む中で、判断能力が不十分な高齢者や障がい者なども含め、すべての住民一人ひとりの人権が保障され、住み慣れた地域で安全に安心して住み続けることが住民の願いでもあります。

安全で安心して住み続けられるためにも、避難行動要支援者への支援や生活困窮者への支援など、必要な支援が受けられる体制づくりを進めていきます。

また、防災活動や防犯対策、交通安全対策等を推進し、子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた家庭や地域において安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めていきます。

基本視点3 地域福祉を支える人づくり

地域福祉を推進していくためには、住民自らが地域福祉を担い、地域づくりを進めるとともに、地域における関係団体の連携の強化を図るなど、体制をつくっていくことが重要となります。

多くの地域住民が、地域福祉の担い手となり、地域づくりを進めていくために、福祉教育や人権教育を推進し、支え合い助け合いや人権尊重の心を醸成していきます。

また、ボランティア活動等を通して、地域福祉の担い手の育成を図るとともに、多様な福祉ニーズに対応するため、関係団体をネットワークでつなぐとともに活動を支援していきます。

基本視点4 必要な支援が受けられるしくみづくり

家庭や地域が抱える課題は複雑化、多様化してきています。これらの福祉課題は深刻化していく可能性があるため、福祉サービスを必要としている人が、必要な支援を受けることができるよう、公助の充実とともに、互助や共助の充実を図り、問題の深刻化を未然に防ぐ予防的アプローチを進めていくことが重要です。

そのためにも、専門的な相談等に対応できる総合的な相談体制づくりや、必要な福祉情報が入手できる情報提供体制づくりを推進し、福祉サービスの利用支援にむけた権利擁護体制やサービスの質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

また、地域での見守り体制を充実し、支援が必要な人をもれなく福祉サービスへつなぐしくみづくりを進めていきます。

4 第3期計画の重点課題と方向性

本計画では、4つの基本視点から第3期計画で捉えるべき重点課題と方向性を、以下のとおり整理しました。

(1) 重点課題 ●●●

- 1 市民の地域への愛着を高め、地域活動や地域行事などのふれあいや交流を活発にしていくことで地域のつながりを深めていくことが必要
- 2 災害時に住民の安全を確保するために、平常時よりお互いの顔がみえる近隣関係を築いておくことが必要
- 3 福祉活動の担い手を育成するとともに、地域福祉の担い手同士をつなぐ、新たな活動の形を模索していくことが必要
- 4 高齢者、障がい者、子育て支援などについて、市民や地域、団体等が一体となって、地域で支えていくことが必要

(2) めざすべき方向（基本目標） ●●●

- 基本目標1 ともに支え、助け合うつながりをつくろう
- 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域をつくろう
- 基本目標3 地域福祉を支える力を育てよう
- 基本目標4 必要な支援を受けられるしくみをつくろう

各種調査結果や校区交流会議からの意見をふまえた主な現状・課題

1 市民意識調査

- 市民の地域への愛着を高め、暮らしやすい地域づくりに向けた市民の福祉意識の啓発の推進が必要
 - いつでも気軽に相談できる場所があることが必要
 - 防災訓練への参加を促進することが必要
- など

2 校区交流会議

- 高齢化、独居生活の方が増えている
 - 支援が必要な子どもの家庭が増えている
 - 近所づきあいがなくあいさつすらない
 - 細い道でもスピードを出す車が多い
 - 災害時の対策ができていない
 - 交通弱者、買物難民の増加
- など

3 福祉団体・福祉活動者調査

- 活動を行っていく上で、「人材不足」が大きな課題となっており、人財育成が必要
 - 避難行動要支援者に対しては、「見守り・安否確認」の協力ができる
 - 住民同士の交流活動が、地域では多く取り組まれている
- など

4 委員会（地域福祉計画委員会、地域福祉活動計画策定委員会）

- 市民と協働して計画を立てなければならない
 - 地域福祉はなかなか数値として表現しにくい
 - 達成目標が見えるものを入れ込むとよい
 - 困っている人の話を聞くための総合相談が重要
- など

基本視点1
地域の基盤づくり

- 住民同士の顔がみえる関係をつくる
- 地域で支援が必要な人への見守り活動等を行っていく
- 地域のさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、地域の課題を地域で解決することのできる基盤づくりを支援する

基本視点2
安全で安心な地域づくり

- 災害時要配慮者や生活困窮者への支援など、必要な支援が受けられる体制づくりを進めていく
- 防災活動や防犯対策、交通安全対策等を推進し、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めていく

基本視点3
地域福祉を支える人づくり

- 福祉教育や人権教育を推進し、支え合い助け合いや人権尊重の心を醸成していく
- ボランティア活動等を通して、地域リーダーの育成を図る
- 多様な福祉ニーズに対応する活動のコーディネーターの育成を進めていく

基本視点4
必要な支援が受けられるしくみづくり

- 専門的な相談等に対応できる総合的な相談体制づくりや、必要な福祉情報が入手できる情報提供体制づくりを推進する
- 地域での見守り体制を充実し、支援が必要な人をもれなく福祉サービスへつなぐしくみづくりを進めていく

重点課題1

- 市民の地域への愛着を高め、地域活動や地域行事などのふれあいや交流を活発にし、地域のつながりを深めていくことが必要

重点課題2

- 災害時に住民の安全を確保するために、平常時よりお互いの顔がみえる近隣関係を築いておくことが必要

重点課題3

- 福祉活動の担い手を育成するとともに、地域福祉の担い手同士をつなぎ、新たな活動の形を模索していくことが必要

重点課題4

- 高齢者、障がい者、子育て支援などについて、市民や地域、団体等が一体となって、地域で支えていくことが必要

基本目標1

ともに支え、助け合うつながりをつくろう

基本目標2

安全・安心に暮らせる地域をつくろう

基本目標3

地域福祉を支える力を育てよう

基本目標4

必要な支援を受けられるしくみをつくろう

5 計画の基本目標

基本理念の実現にむけ、4つの基本視点及び重点課題をふまえ、本計画では、各個別計画で実施している施策や事業と整合を図りながら、制度の狭間で支援につながらないことや地域で潜在化している生活課題の解決にむけ、市、社会福祉協議会、関係機関、地域のつながりによるしくみづくりに取り組むこととし、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 とともに支え、助け合うつながりをつくろう

市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあいの意識を持つとともに、地域での人とのつながりを持ち、支え合い助け合う地域づくりを進めます。また、地域住民の交流が一層進むよう、だれもが身近な地域で気軽にたち寄れる機会や場所づくりを進めます。さらに、地域における関係団体の連携強化を図り、地域福祉を進めるための体制づくりを推進します。

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域をつくろう

子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた家庭や地域において安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地域の防災・防犯体制の強化や高齢者や障がい者、子育て支援などの日常生活におけるさまざまな支援を充実します。

基本目標3 地域福祉を支える力を育てよう

地域福祉の推進のため、次代を担う子どもへの福祉教育の充実とともに、ボランティア活動など、支え合い活動を推進することにより、地域福祉の担い手や地域活動のリーダーを育成します。また、福祉、介護等を担う専門的な人材の育成・支援を充実します。

基本目標 4 必要な支援を受けられるしくみをつくろう

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報に接することができるようにするため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できたり、専門的な相談支援につなぐしくみづくりを進めます。さらに、福祉サービスの利用支援のため権利擁護の充実やサービスの質の向上にむけた取り組みを進めます。

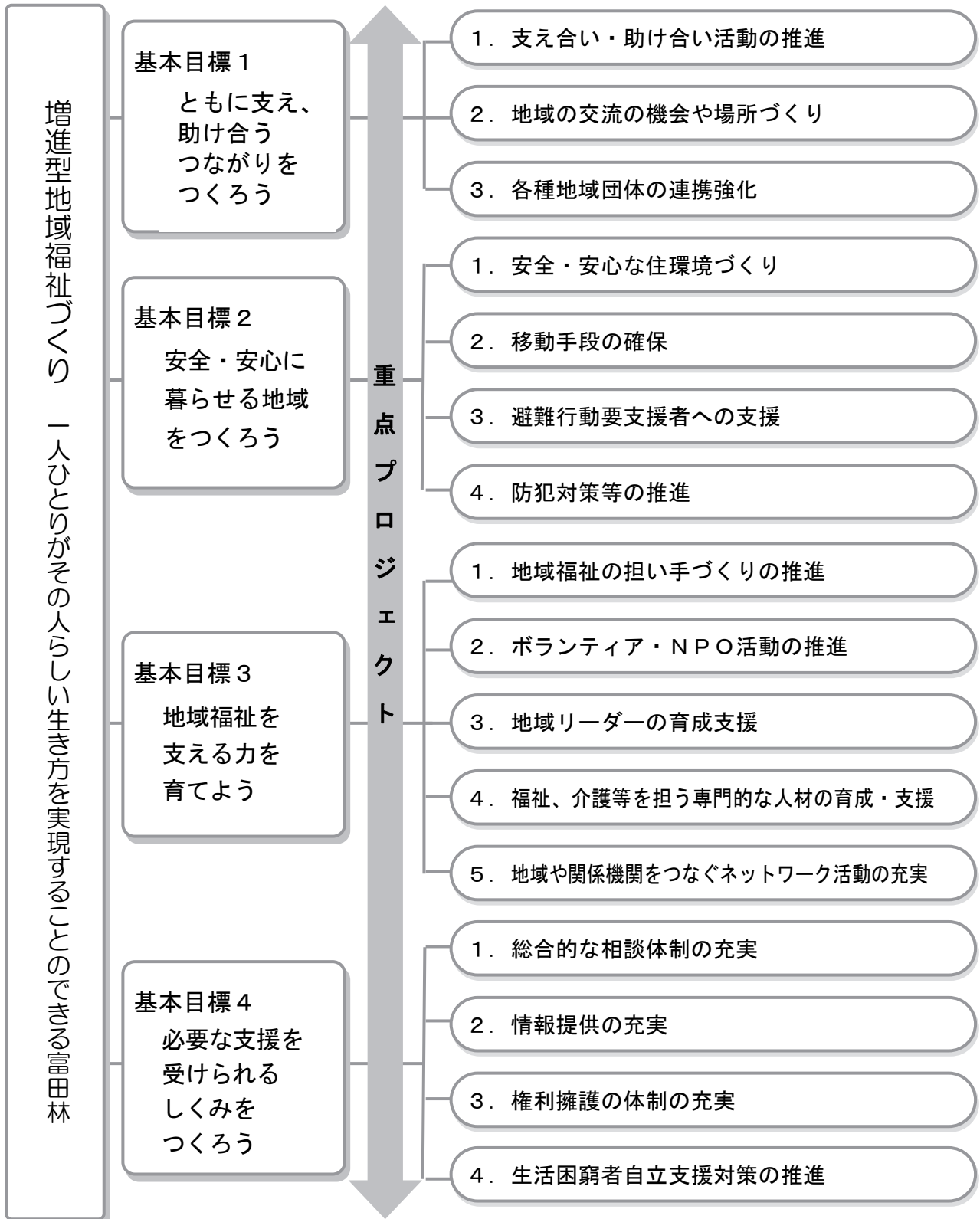
また、生活困窮者等、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人のニーズを発見し、適切な支援を受けられるしくみづくりを進めます。

6 計画の施策体系

基本理念

基本目標

基本施策



7 地域福祉における「担い手」の役割

「増進型地域福祉づくり」をめざしていくためには、市や社会福祉協議会、福祉専門機関の地域福祉に関する活動や役割はもちろんですが、地域団体や住民の活動や役割が重要となります。

地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助・互助の取り組みに加えて、隣近所や町会・自治会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会など地域で活動する団体による声かけ・見守り・相談などの地域での共助による支援が必要になります。

行政においては、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、地域・住民と福祉専門機関等との協働・連携を支援し、支援が必要な人を福祉サービスへとつなぐ「地域福祉のしくみづくり」が求められています。

また、社会福祉協議会においては、地域で把握された要援護者を、地域や他の福祉専門機関等、行政と連携を図り、見守り・相談・必要なサービスにつないでいくネットワークづくりが求められています。

「第5章 個別施策の展開」では、「増進型地域福祉づくり」の実現をめざすため、4つの基本目標及び16の基本施策ごとに地域福祉の推進に関わる各主体となる市、社会福祉協議会、市民・団体・専門職の担い手ごとの取り組み内容を記述しています。

それぞれの担い手に求められている（または、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

① 行政の役割

本市では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連計画を計画的に推進し、地域と社会福祉協議会・他の福祉専門機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。さらに、本計画の検証・評価を行い、個別課題の状況把握に努めます。

また、「増進型地域福祉」の推進にむけて、地域が主体的に地域活動に取り組めるよう体制づくりを支援するとともに、地域や福祉専門機関等と協働・連携を図りながら、自ら進んでレベルアップすることができる人材づくりが求められています。

② 福祉専門機関等の役割

○社会福祉協議会の役割

富田林市社会福祉協議会は、“ハートのあるまちづくり”を基本にボランティア活動、福祉教育など住民参加のもとで、身近な地域の住民同士の支え合い活動から、自治会、町会、民生委員・児童委員、福祉委員、学校、福祉関係者、医療関係者、NPO、企業など地域生活に根ざした方々、機関・団体との協力関係を構築しながら、地域で孤立しないための重層的な支援体制をめざし事業に取り組みます。

○他の福祉専門機関等

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援等を実施するとともに要援護者に対する見守り・発見・つなぎにおけるセーフティネットの体制づくりが求められています。また住民活動の育成・支援、同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループの組織化の支援等、地域住民活動との協働や地域課題解決の糸口となる新たな仕組みの研究・開発・普及に取り組みます。

■福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉の専門機関の人材確保と専門性の向上に努め、人権に配慮し、利用しやすい環境づくりや地域貢献への取り組み、各分野においての関係機関同士での役割を担うことでのチームアプローチの連携を強化していくことが求められています。

■NPOなど地域で活動する主体の役割

地域で活動するNPOやボランティアなどは、生活上の課題を解決していけるような新たな住民目線の地域活動として、豊かな発想や取り組みが期待されています。

活動の安定を図りながら、地域やさまざまな活動団体との連携、協働の取り組みに参加していくことが求められています。

③ 地域・住民の役割

■地域住民の役割

「増進型地域福祉」を推進していくためには、地域社会を構成する一員である地域住民の役割が重要となります。

地域住民一人ひとりが、支え合い・助け合いの意識を持ちながら、それぞれの地域の理想を共有し、その実現にむかって、積極的に地域活動に参加し、主体的に活動していくことが期待されます。

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民との信頼関係や守秘義務の遵守のもと、住民にとって身近な相談相手であり、また、生活課題や福祉ニーズの発見、行政や社会福祉協議会、福祉専門機関などとの“つなぎ役”など、地域住民も含め、多様な主体との協働・連携の役割が求められています。

■校区・地区福祉委員会の役割

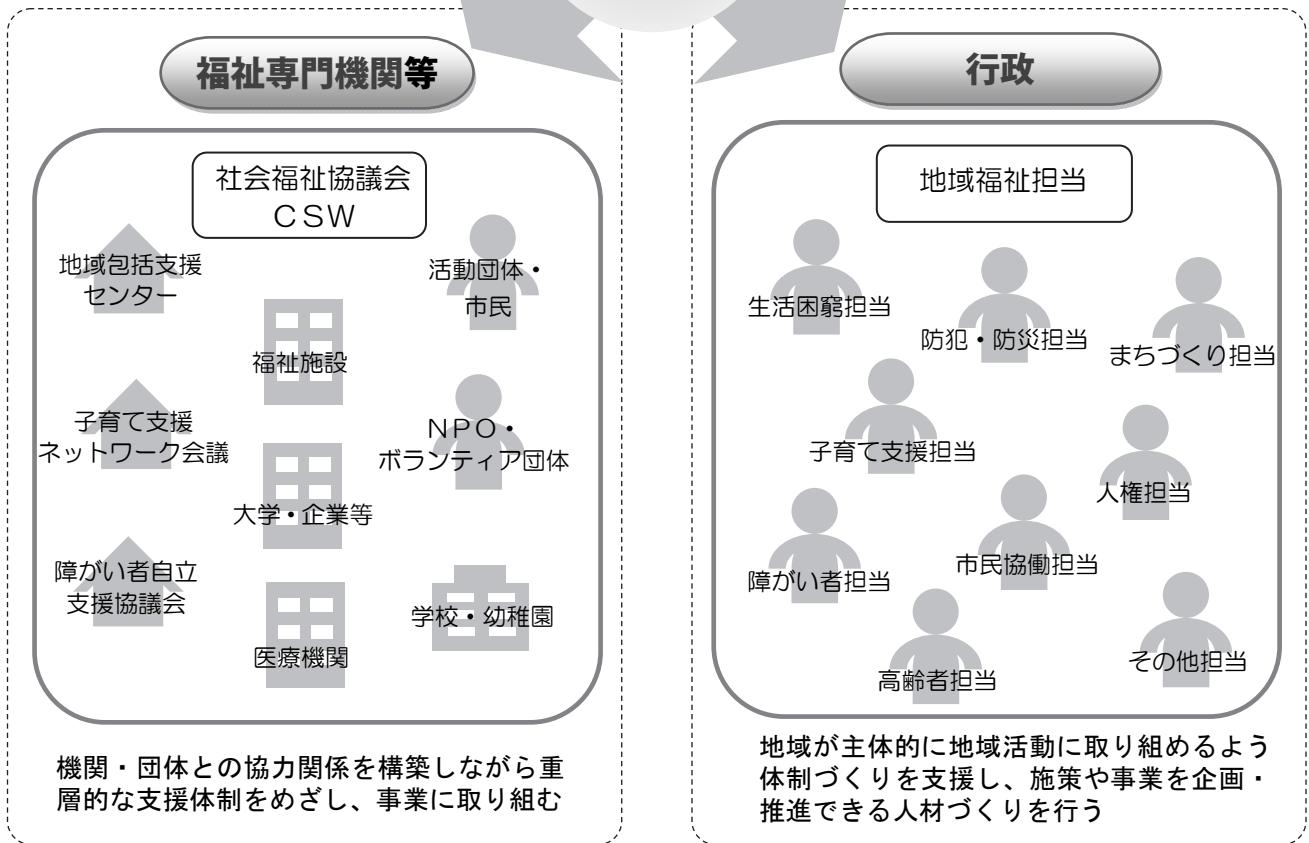
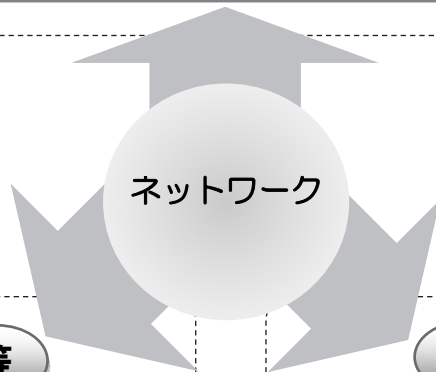
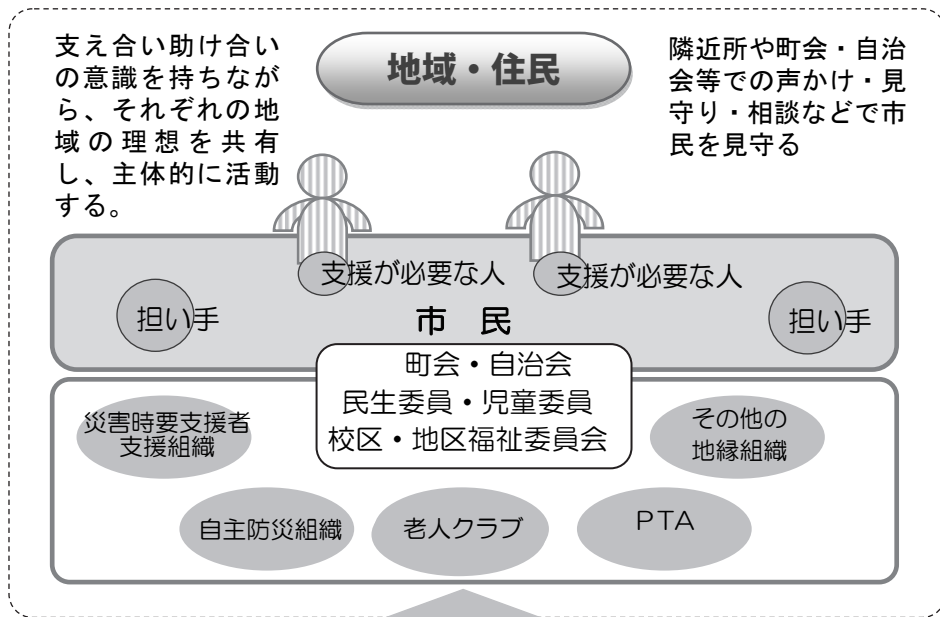
校区・地区福祉委員会は、その地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められており、地域の他の地域福祉活動団体等との協働・連携を図り、地域活動をより一層活性化していくことが求められています。

■町会・自治会などの地縁組織の役割

町会・自治会、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体には、これからの地域の福祉課題の解決やさまざまなニーズに添えていくための取り組みに対して、重要な役割が期待されています。

今後は、それぞれ固有の活動をより一層発展させるとともに、他の地域団体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、より広範な協働・連携の取り組みに参加していくことが求められています。

富田林市の地域福祉のつながりのイメージ



第4章

重点プロジェクト

本計画の基本理念として掲げる「増進型地域福祉」とは、従来からの高齢・障がい・子ども等の分野ごとの制度による「問題解決型」の地域福祉に対して、住民と行政等が自分たちの地域の理想の姿を共有し、その実現にむかって協働し、地域の主体性を育みながら取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉です。

第2期計画では、「地域」「福祉の専門機関」「行政」の3者が連携し、地域で自らSOSを発信することができない人など、支援につながりにくい潜在化した生活課題等の解決にむけて、「地域」での声かけ・見守りや、さまざまな「福祉の専門機関」による分野をこえた連携により、地域で把握された支援が必要な人を、必要なサービスへ迅速につなぐ「地域福祉のしくみづくり」を「行政」主導で取り組むこととし、地域での身近な相談窓口としてコミュニティソーシャルワーカーによる「福祉なんでも相談」を設置し、「ここに来れば、なんでも相談できる」「相談すれば支援の窓口につながる」という相談から支援までの体制の構築を目標とし、取り組んできたところです。

本計画では、第2期計画からの「地域福祉のしくみづくり」の要となる地域での総合相談・総合支援の体制づくりを継承しながら、その体制づくりに必要不可欠となる「地域での担い手の育成・発掘」と「福祉の専門機関の分野をこえた連携」を強化する必要があります。「増進型地域福祉づくり」を進める過程において、2期計画から取り組んでいる「地域」「福祉の専門機関」「行政」の更なる連携強化を図るとともに、地域での担い手の確保と地域福祉の取り組みに対する地域の主体性を育てていくことをめざすため、

- ① 地域の理想を住民自ら考え、実現する「増進型地域福祉づくり」
- ② 地域、社会福祉協議会・専門職等、市による3者の協働・連携により必要な支援へとつなぐ地域福祉のしくみづくり
- ③ 地域での担い手育成と住民自らが主体となる地域コミュニティづくり

上記の視点に基づき、3つの重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト

- 1 校区交流会議の支援とプログラムの実現
- 2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）
- 3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

1 校区交流会議の支援とプログラムの実現

プロジェクトの目的

地域には、さまざまな生活上の問題や福祉課題があります。これらの地域課題は、その地域の住民や福祉活動団体、関係機関が共通認識し、地域で解決できる部分は、地域住民が協力し合い、助け合っていくことが重要となります。

本計画を策定するにあたり、市内全 16 小学校区において、地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等から地域課題を収集し、それらを解決するために、今後の地域の理想の姿について、意見を出し合っていただく「校区交流会議」を開催しました。

「校区交流会議」ではさまざまな地域の団体や関係機関の参加により、今までになかった交流や連携が図ることができ、有意義な会議となりました。

今後も、「校区交流会議」を開催し、学生や PTA など若い世代や市内在勤者等の参加を検討します。また、課題を地域で共有するとともに、地域の理想について話し合い、地域のことを自分のこととして考え、その実現に取り組んでいけるよう市と社会福祉協議会が協働して支援を行います。

【実施主体：市・社会福祉協議会】

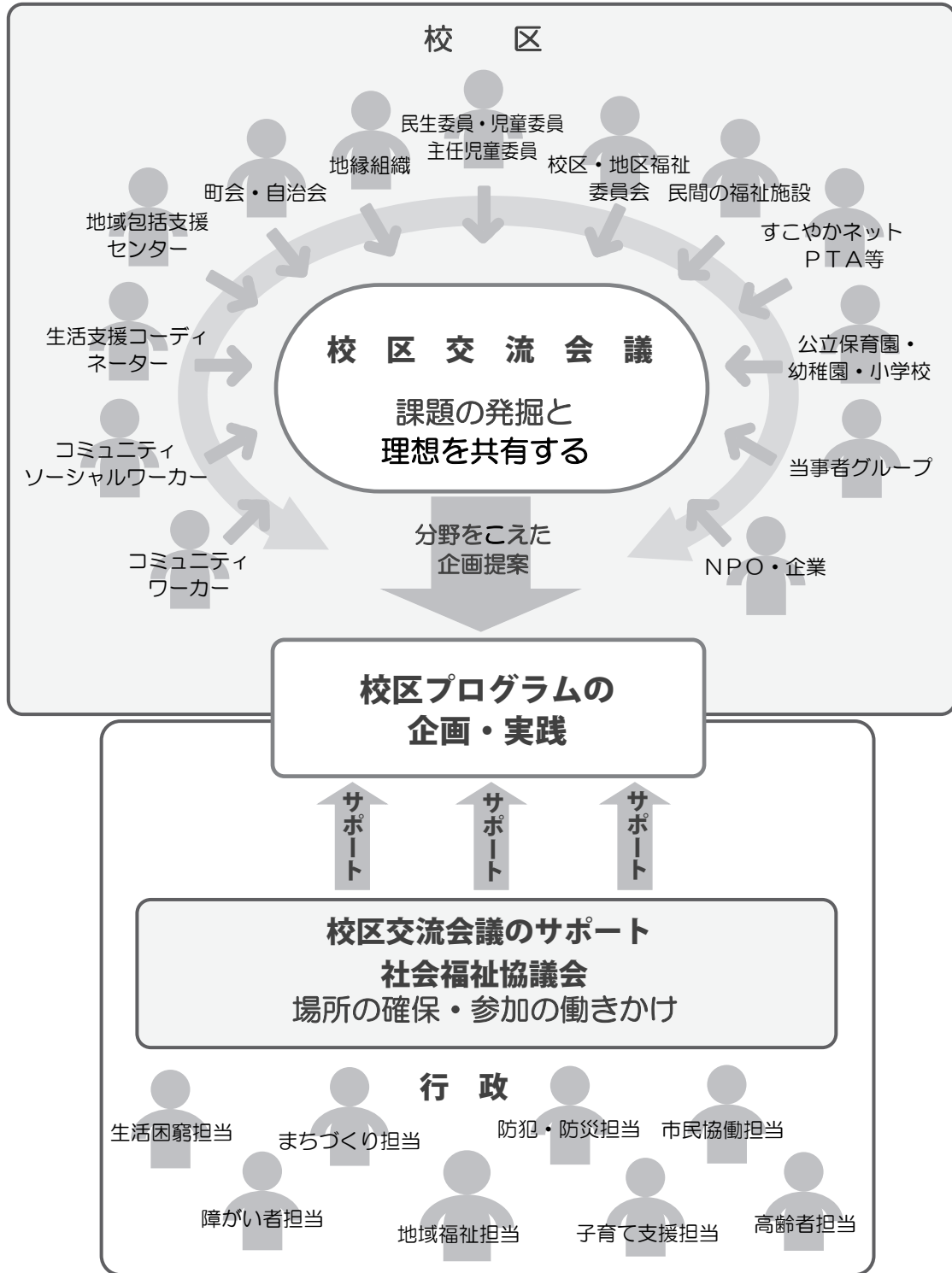
① 校区交流会議の支援

「校区交流会議」は、庁内関係課及び社会福祉協議会が協働し、場所の確保や地域住民、団体、関係機関への参加の働きかけを行い、それぞれの地域の特色を生かした会議のあり方について、検討を行いながら開催します。

② プログラム実現

「増進型地域福祉」を進めるため、地域の理想の姿を実現できるよう、校区交流会議参加者が中心となって校区プログラムを策定し、庁内関係課及び社会福祉協議会が地域課題を共通認識し、地域住民が協力し合い助け合い、地域の主体性を育みながら取り組んでいけるよう支援していきます。

増進型地域福祉校区交流会議のイメージ図



2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）

プロジェクトの目的

近年では情報通信技術の普及等により、地域をこえたさまざまな結びつき・つながりが発展している反面、都市化や少子高齢化などを背景に世帯構成の小規模化により、それぞれの暮らす身近な地域との地縁的なつながりが希薄化しています。

身近な地域で身近な問題を発見し、それらを地域の課題として住民全体で共有し、解決していくためには、それぞれの暮らす地域における^{きずな}絆を強化していくことが不可欠です。

市民の誰もがそれぞれの暮らす地域コミュニティの一員として、地域福祉の担い手でもあるという意識を醸成し、積極的に地域活動に参画できるように努めます。

【実施主体：社会福祉協議会】

① さまざまな世代が参加できる温かい地域づくり

若年層や就園・就学前の子育て世帯、市外に通勤している勤労世代、団塊の世代などさまざまな世代の参画をめざすため、福祉委員会等で実施する世代間交流の活性化を図るとともに、地域性と共同性の意識を醸成し、地域への愛着心が芽生えるような地域イベントの開催を検討します。

② 一福システム（住民参加型在宅福祉サービス）の普及

困りごとを抱えている住民に対し、住民参加型による在宅福祉サービス「いっぴく（一福）システム事業」の普及に努め、困りごとや悩みを抱えている住民も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援をしていきます。

3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

プロジェクトの目的

進行する少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など家族構成の変化や、長期間にわたる景気低迷等の社会的要因による暮らし方や働き方の変化により、社会の中から生じるさまざまな生活上の問題は、多様化・複雑化、さらには複合化の様相を呈しています。

そうした生活課題を、素早く解決へ導くためには、従来からの分野別・対象別の個別相談体制だけではなく、あらゆる分野に対応できる総合的な相談体制が必要不可欠となります。また、生活課題を抱えた人を地域に埋もれさせることなく、早期に把握し相談へつなげるためには、地域での見守り体制との連携と、より身近な地域での相談窓口の設置に加え、さまざまな手法による相談窓口の周知が重要となります。

さらに相談内容に応じて、適切な支援先へ迅速につなぐためには、さまざまな分野の専門機関をつなぐネットワークづくりと、相談から解決までを継続的・包括的にサポートを行う総合的な支援体制が必要となります。

本市では、地域での生活課題の早期解決にむけ、総合的な相談・支援体制の構築を推進していきます。

【実施主体：市・社会福祉協議会】

① 身近な総合相談窓口の充実

地域でさまざまな生活課題や不安を抱えている人が、高齢者、障がい者、子ども等の従来のわく組みにとらわれず、気軽に誰でも何でも相談できる地域の総合的な窓口として、市内3圏域に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が校区・地区福祉委員会と連携し、地域住民に身近な場所で「福祉なんでも相談」を実施します。

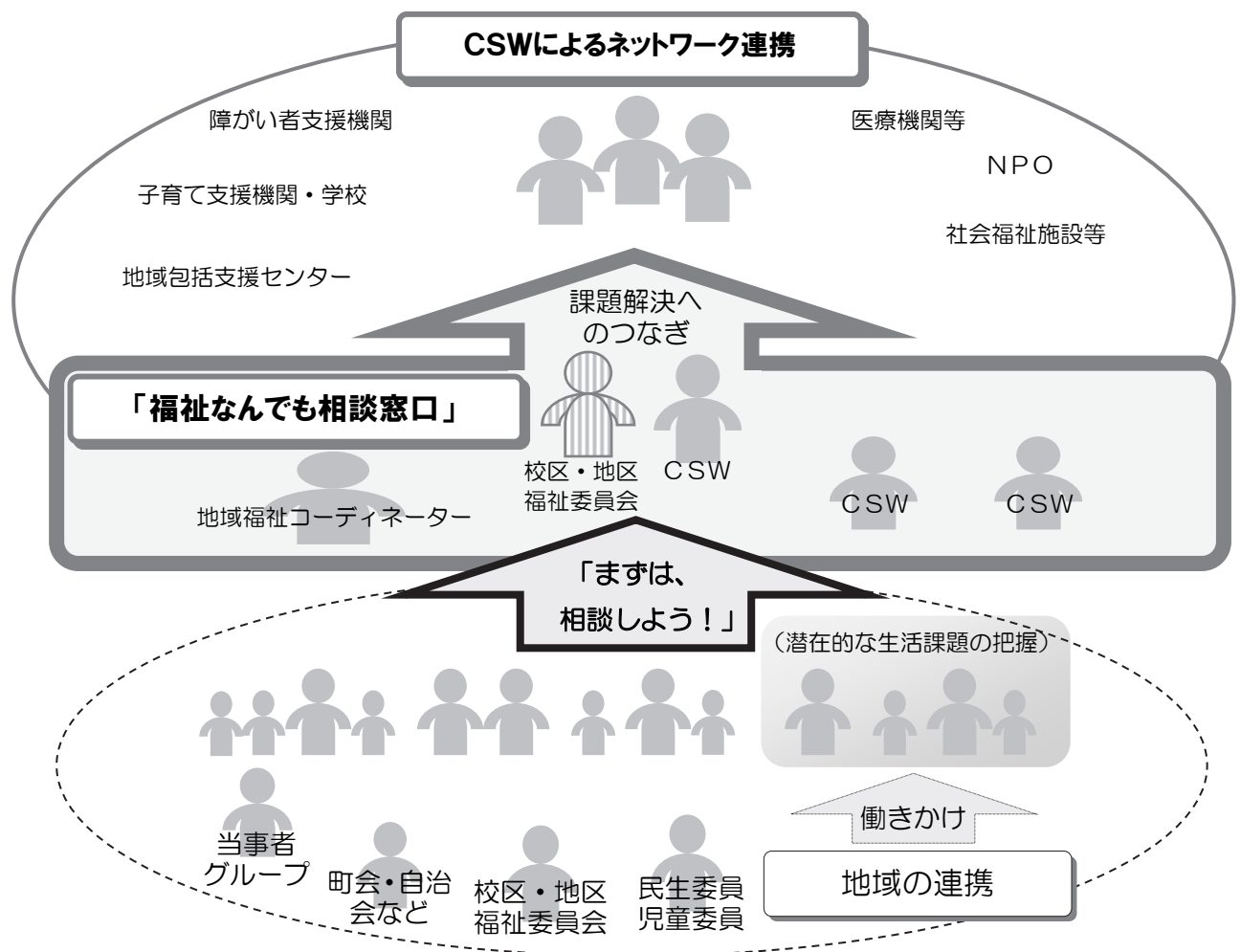
また、地域福祉コーディネーターがまとめ役となり、コミュニティソーシャルワーカーを中心として、地域包括支援センターや学校、福祉施設などのさまざまな機関や既存のネットワークとの連携により、分野をこえた総合的な支援体制の構築を図っていきます。

② 広報誌やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用した情報の発信

総合的な相談・支援体制を一人でも多くの人に利用してもらえるよう、市や社会福祉協議会の広報誌や SNS の活用など、積極的な情報発信を検討します。

※「SNS」とは、Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

総合相談・総合支援のイメージ図



第5章

個別施策の展開

基本目標1 とともに支え、助け合うつながりをつくろう

1. 支え合い・助け合い活動の推進

【今後の方向性】

少子高齢化や核家族化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増えていきます。また、地域への帰属意識の希薄化により地域での交流が少なくなってきています。生涯学習等を通じて地域に対する愛着を深めるとともに、地域の行事や活動などを、多くの住民に周知・啓発を図り、地域福祉活動等への参加を促進していきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○近所にひとり暮らしの高齢者など支援が必要な人がいれば、買い物やゴミ出しなど気にかけて積極的な見守りや助け合いを行いましょう。○地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。○地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう。○困っている人や、支援が必要な人がいたら相談窓口につなげましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">○地域行事、地域活動などの促進と参加への呼びかけを行います。○地域を愛する心を育む機会の充実に努めます。○支援をしたい人と受けたい人をつなぐしくみを構築します。○命を大切にする社会づくりに向けた取り組みの充実に努めます。○人権教育と啓発を推進します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○福祉委員会活動を中心とした地域活動に、幅広い世代が参画できるよう支援します。

【主な市の取り組み】

①地域行事、地域活動などの促進と参加への呼びかけ

【担当課：市民協働課、道路交通課、みどり環境課、公民館】

ふれあい・交流の機会として、地域清掃活動やイベントに多くの地域住民に参加してもらうよう周知します。

②地域を愛する心を育む機会の充実

【担当課：文化財課、公民館】

地域を愛する心を育むため、生涯学習等を通じて、地域の歴史や伝統などを学ぶ機会の充実に努めます。

③支援をしたい人と受けたい人をつなぐしくみの構築

【担当課：市民協働課、こども未来室】

ファミリー・サポート・センターや市民公益活動支援センターなど支援をしたい人と受けたい人のマッチングを行います。

④命を大切に作る社会づくりに向けた取り組みの充実

【担当課：健康づくり推進課、公民館】

市民一人ひとりが、命の大切さを認識するとともに、自ら命を絶つことなく生きていけるような社会づくりにむけた取り組みの充実に努めます。

⑤人権教育と啓発の推進

【担当課：人権政策課、人権文化センター、障がい福祉課、商工観光課、教育指導室、生涯学習課、公民館】

「富田林市人権行政推進基本計画」、「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、学校教育や人権週間等における啓発事業の実施など、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を促進します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

- ①福祉委員会活動を中心とした地域活動に、幅広い世代が参画できるよう支援します

現在も取り組まれている校区・地区福祉委員会活動に子育て世代や団塊世代など今までは参加する人の少なかった世代に対して、小学校・中学校との協働などの取り組みを推進し、多くの世代が参画して地域の福祉に取り組む活動となるよう支援していきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 気軽に支援できる関係づくりに取り組みたい。
- 地域の見守りを強化していきたい。
- 地域で支援体制をつくり、買い物代行サービスや宅配サービスなどを充実させたい。
- 大学の食堂や施設のロビーを開放して、お昼を提供するなど地域資源の活用をもとにサービスを提供したい。

2. 地域の交流の機会や場所づくり

【今後の方向性】

住民が地域活動や福祉活動に参加するきっかけづくりとして、住民同士や高齢者、障がい者、子どもなど、さまざまな市民との交流の機会や場を設けていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○自分の趣味やつちかってきた経験などを地域で活かしましょう。 ○地域住民に呼びかけ、地域活動への参加を促しましょう。 ○世代をこえたサロンを開催するなど、高齢者や障がい者、子どもをはじめ、地域住民のふれあいの場づくりに努めましょう。 ○事業活動や提供しているサービスの内容等について情報発信を行い、地域に周知していきましょう。また、地域住民に協力してもらえることがあれば、積極的に協力をお願いしましょう。
市	○さまざまな市民との交流機会の充実に努めます。 ○地域における住民同士の交流機会の充実に努めます。 ○地域福祉活動団体等の活動拠点を確保します。
社会福祉協議会	○茶飲み会等住民間の日常的な関わりの機会が増えるような取り組みを支援します。

【主な市の取り組み】

①さまざまな市民との交流機会の充実

【担当課：人権政策課、市民協働課、人権文化センター、健康づくり推進課、商工観光課、教育指導室、公民館】

さまざまな市民と交流し、お互いのことを知り、理解を深めるために、関係機関の協力を得ながら、世代間の交流、子育て世代交流、地域間交流、外国人市民との交流などの機会の充実に努めます。

②地域における住民同士の交流機会の充実

【担当課：市民協働課、人権文化センター、こども未来室、児童館、高齢介護課、公民館】

地域の社会資源を活用しながら、多様な学習、体験機会を提供し、地域の住民同士が交流できる機会の充実に努めます。

③地域福祉活動団体等の活動拠点の確保

【担当課：市民協働課、人権文化センター、住宅政策課、教育総務課、図書館】

地域福祉活動団体等の活動基盤を整備するため、余裕教室、空き家及び公共施設を活用するなど、活動拠点となる場所の確保について、地域住民の交流拠点としての利用も含めて支援策を検討します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①茶飲み会等住民間の日常的な関わりの機会が増えるような取り組みを支援します

道端で出会った時に、互いに挨拶をしあう関係から世間話をする関係になるよう、日常的な触れ合いの場としてティーサロンなど、プログラムを設定せず気軽に交流できる場を増やすような取り組みを行っていきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○年齢や性別に関係なく、やりたいことで集まることができる施設や場所をつくってほしい。

○高齢者施設と児童施設を併設し、世代間交流ができる場をつくってほしい。

○空家を活用できたらいい。

3. 各種地域団体の連携強化

【今後の方向性】

町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種団体などによる地域における支え合い活動の充実を図ります。また、各種団体のネットワークの構築により、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none"> ○住民がどのような活動に参加したいと思うのか、ニーズを把握しましょう。 ○地域ごとに、町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会などが連携し、交流を図りましょう。 ○従来の取り組みだけでなく、新たな取り組みを、さまざまな団体とともに進めましょう。 ○地域活動団体や行政、社協などと、連携を図りましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動団体等への支援機関の周知と相談体制の充実に努めます。 ○グループづくり、組織化などに対する支援や交流機会の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○互いの活動を理解しあえるような機会をつくります。

【主な市の取り組み】

①地域福祉活動団体等への支援機関の周知と相談体制の充実

【担当課：市民協働課、地域福祉課】

ボランティアセンターや市民公益活動支援センター等の支援機関の存在や活動内容などについて、地域福祉活動団体等への周知を図るとともに、情報の共有化や役割分担などの連携強化に努めます。

②グループづくり、組織化などに対する支援や交流機会の充実

【担当課：人権政策課、市民協働課、高齢介護課、公民館】

同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループづくりを支援するため、当事者と当事者との橋渡しなどを進めます。また、NPO法人化を希望する団体に対しては、市民公益活動支援センターにおいて支援を行います。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を維持していけるように、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の充実や介護予防、高齢者の社会参加・支え合いの体制づくりを推進します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①互いの活動を理解しあえるような機会をつくります

地域内で活動する団体が、それぞれ個別に活動するだけでなく、一丸となって地域課題に取り組んでいけるよう互いの活動内容について理解しあえるような交流・情報交換の場を設けます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○各種施設に協力してもらって地域イベントを開催したい。

基本目標 2 安全・安心に暮らせる地域をつくろう

1. 安全・安心な住環境づくり

【今後の方向性】

高齢者や障がい者、子育てをする人等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく施設整備を進めるとともに、各種施設の適切な利用について、市民の理解を深めていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○ユニバーサルデザインに対する理解を深めます。 ○点字ブロック上への駐輪禁止や高齢者や障がい者、妊婦等の専用駐車場の利用ルールを守りましょう。 ○福祉施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めましょう。
市	○公共的建築物等の改善・整備を進めます。 ○地域でのごみ収集体制の整備を進めます。 ○緊急時の見守り体制の構築に努めます。 ○医療体制の整備を進めます。
社会福祉協議会	○若者や子育て世代が地元で愛着を持ち、住み続けたいとなるような活動を推進します。 ○高齢者や障がい者や外国人市民等への確かな情報発信ができる体制づくりに努めます。

【主な市の取り組み】

①公共的建築物等の改善・整備

【担当課：まちづくり推進課、住宅政策課、みどり環境課、公民館】

安全で人にやさしい生活空間を拡大していくため、公共的建築物や公園などの施設について、各種法令等に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた改善・整備を進めます。

②地域でのごみ収集体制の整備

【担当課：衛生課】

市内に居住する高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、地域でのごみ収集を行います。また、地域のごみ問題について、地域や関係機関の協力のもと解決にむけた取り組みを行います。

③緊急時の見守り体制の構築

【担当課：高齢介護課】

一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速適切な対応に努めます。また、認知症に伴う「徘徊行動」により行方不明になった際、早期発見できるようにネットワーク体制の充実に努めます。

④医療体制の整備

【担当課：健康づくり推進課】

休日などの急な発病時に受診できるように急病診療を実施し、さらに中学生までの子どもは夜間でも受診できるように小児救急診療を実施します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①若者や子育て世代が地元へ愛着を持ち、住み続けたいような活動を推進します

各世代がつながり、地域での見守り体制や地域福祉力が向上するように、誰もが気軽に相談できる体制を整備するとともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校などと連携し、皆がお互いに支え合う活動を推進しながら、共生社会の実現をめざします。

②高齢者や障がい者、外国人市民等へ的確な情報発信ができる体制づくりに努めます

情報不足による不利益を被ることのないように、ウェブサイトや広報誌を活用しながら情報発信を行うと同時に、住環境に関する各種講座の情報などを、必要な人に随時提供できる体制づくりを行うことにより、安心・安全に暮らせる地域づくりを行います。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 子どもや高齢者が安心して歩行できる歩道の整備をしてほしい。
- 市民全員に交通安全講習を受講してもらい、モラルの向上を図ってほしい。
- 子どもの遊び場がほしい。

2. 移動手段の確保

【今後の方向性】

高齢者や障がい者などが安心して外出や移動ができるよう、ボランティア団体やNPO団体などと連携し、外出支援サービスの充実に努めます。また、地域にサービスを届ける仕組みについても、検討します。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○地域住民同士で車の乗り合わせましょう。 ○地域で送迎ボランティアを育成しましょう。
市	○外出活動や移動などを支援するサービスの利用促進を図ります。 ○事業者への移送サービス事業の制度周知と活用促進を図ります。 ○公共施設等をつなぐ手軽な移動手段を確保します。
社会福祉協議会	○市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます。 ○介護が必要な人や障がいのある人等が移動手段に関する情報を適切に把握できるよう努めます。

【主な市の取り組み】

①外出活動や移動などを支援するサービスの利用促進

【担当課：障がい福祉課、高齢介護課】

高齢者や障がい者などが自分の意思でさまざまな活動に参加できるようにするため、ガイドヘルパー、介護タクシーなどの移動支援のサービスの広報に努め、その利用促進を図ります。また、利用条件などの制約が比較的少なく、より利用しやすい移動支援のあり方について検討します。

②事業者への移送サービス事業の制度周知と活用促進

【担当課：地域福祉課】

一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障がい者や高齢の要介護者などに対し、NPO等による福祉有償運送を活用し、より一層安全・安心な移送サービスを提供していけるように制度の周知に努めます。

③公共施設等をつなぐ手軽な移動手段の確保

【担当課：道路交通課】

市役所や市内の公共施設への移動手段としての「レインボーバス」の運用により、市民の身近な移動手段を確保します。また、交通不便地域の移動手段の在り方についても検討します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます

日常的に車いすを必要としている人で、介護保険などの公的制度を利用できない人への車いすの貸し出しや、車いすやストレッチャーのまま乗り降りできる特殊車両を市民へ貸し出します。

②介護が必要な人や障がいのある人等が移動手段に関する情報を適切に把握できるよう努めます

移動困難者の方にとって交通手段をより利用しやすいものとするため、市や関係機関と連携し、福祉に関わる公共交通利用の実態やサービスニーズの把握に努め、移動手段に関する情報を提供できるように取り組みます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○自家用車の乗り合いや、100円バスなどのコミュニティバスの充実をしてほしい。

○バスの本数や運行ルートなど公共交通の利便性を向上してほしい。

3. 避難行動要支援者への支援

【今後の方向性】

高齢者や障がい者などの、避難行動要支援者の支援制度についての周知を図るとともに、避難支援等関係者に対し、災害時の活動や避難行動要支援者への対応についての情報提供を行います。

また、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識の高揚とともに、地域の福祉施設などを含めた地域が一体となった支援活動を推進します。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○日ごろから避難行動要支援者の把握に努め、災害時には避難支援ができる関係を築きましょう。○地域などで行われる防災活動に積極的に参加し、防災意識を高めましょう。○社会福祉施設等においては災害時の避難誘導體制の確認と体制確保に努めましょう。また、福祉避難所としての施設活用について、検討を進めましょう。○地域における避難行動要支援者支援組織の取り組みに積極的に協力しましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者支援プランの推進に努めます。○災害時に備えた組織体制づくりを進めます。○自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくりを進めます。○避難所における避難行動要支援者への対応の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害に備えて、災害ボランティアセンターの準備や災害時要配慮者のための避難所づくりに協力します。○災害発生時に備え、平常時からの見守り・支え合いづくりを推進します。

【主な市の取り組み】

①避難行動要支援者支援プランの推進

【担当課：危機管理室、地域福祉課】

避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、地域支援組織の設置促進や避難収容体制の整備に努めます。

②災害時に備えた組織体制づくり

【担当課：危機管理室】

災害時における要支援者に対する支援体制の重要性について啓発・広報活動を進めるとともに、災害発生時の避難誘導や安全確保の支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害情報の連絡体制の確立を図ります。また、災害時を想定した防災訓練の実施とその周知や、地域の危険箇所を把握するため、地域防災マップの作成を促進します。

③自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくり

【担当課：予防課、警備救急課】

災害の発生に備え、それぞれの地域において、自主防災組織を中心に災害ボランティア、地域福祉活動団体等が連携・協働するネットワークづくりを進めるとともに、地域住民に対して、防災意識の高揚、個人の備えの重要性について周知を図ります。

④避難所における避難行動要支援者への対応の充実

【担当課：危機管理室】

避難所での生活が困難な避難行動要支援者への対応として、社会福祉施設などを活用した「福祉避難所」の拡充に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①大規模災害に備えて、災害ボランティアセンターの準備や災害時要配慮者のための避難所づくりに協力します

さまざまな災害時要配慮者を想定し、誰に対しても優しい避難所づくりを市や福祉施設連絡会と連携しながら、支援します。また、災害時支援体制の整備として、災害ボランティアセンター運営支援者の養成や災害時必要物品などの充実を図り、災害ボランティアセンターの体制強化に取り組みます。

②災害発生時に備え、平常時からの見守り・支え合いづくりを推進します

災害に強いまちづくりのため、民生委員や福祉委員会・ボランティア団体や市民活動団体などと、日頃より顔の見える関係を築きながら、地域特性や災害時要配慮者の特性に応じた地域防災のネットワークづくりを推進します。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 日ごろから他者への関心をむけて、地域での交流を増やすことによって避難時に手伝ってもらえる人を育てたい。
- 空き家を活用して避難用具を備蓄し、災害に備えたい。
- 空き家や休園している幼稚園などを利用して、避難生活ができるような整備をしてほしい。
- 避難訓練の開催・避難マニュアル作成を通じて地域の連携を図りたい。
- 防災無線の活用や防災力の地域差を無くしたい。

4. 防犯対策等の推進

【今後の方向性】

地域で安心して暮らすためには、犯罪や事故が起こらない環境づくりが必要です。特に、特殊詐欺等については、依然として被害が後を絶たない状況です。そのため引き続き、高齢者や障がい者、子どもへの防犯啓発などを推進するとともにお互いの顔が見える関係づくりをすすめます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○日ごろからお互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。 ○地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。 ○子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう。 ○地域での見守りなど犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう。
市	○交通安全意識等の啓発に努めます。 ○地域住民との協働による防犯対策の充実努めます。 ○地域での防犯活動を促進します。
社会福祉協議会	○市民の権利侵害を未然に防ぐ活動を進めます。

【主な市の取り組み】

①交通安全意識等の啓発

【担当課：道路交通課、教育指導室】

子どもを犯罪や交通事故から守るために、地域や学校・保育所等での防犯教室や交通安全教室の開催を推進するとともに、各校における登下校時の安全見守り活動をサポートします。

②地域住民との協働による防犯対策の充実

【担当課：総務課、市民協働課、教育総務課、教育指導室、生涯学習課】

子どもの安全確保のための啓発活動や青色パトロールカーの運行、小学校の新入学児童への防犯ブザーの配付、子ども安全見守り隊、「子ども 110 番の家」などの防犯対策の充実努めます。

③地域での防犯活動の促進

【担当課：総務課、市民協働課】

地域の犯罪を未然に防止するため、防犯灯や防犯カメラ等の設置を促進するとともに、街頭啓発を実施するなど防犯意識の向上に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①市民の権利侵害を未然に防ぐ活動を進めます

日常生活においてしつような商品勧誘や詐欺行為に関連するトラブル等、犯罪被害を未然に防ぐために民生委員や福祉委員会などと情報共有を図りながら、犯罪被害防止を推進していきます。さらに、必要に応じて、相談対応や適切な機関につなげて被害が拡大しないように努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 地域の安全や防犯に対する意識を高めたい。
- 保護者や学生、見守りサポーターなどを対象に地域の見守りを行う人材の確保・養成をしたい。
- 地域教育協議会とPTAや地域など他の機関との連携を図りたい。

基本目標 3 地域福祉を支える力を育てよう

1. 地域福祉の担い手づくりの推進

【今後の方向性】

地域福祉活動団体の育成やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行い、市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ち、さまざまな活動に参加・協力できるよう人材の育成を支援していきます。

また、将来の担い手づくりのために、地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、より積極的に福祉活動に参加し活躍することによって、生きがいにつながられるような環境づくりに努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の一員として自らが持つ知識や経験を地域の中で発揮し、貢献しましょう。 ○地域のさまざまなイベントや交流事業に参加し、助け合い、支え合いの意識を育みましょう。 ○地域の福祉活動等に積極的に参加し、地域活動の推進役として活躍しましょう。 ○福祉体験の場として、児童生徒や地域の人を受け入れに協力しましょう。 ○社協や学校等が実施する福祉教育に協力しましょう。 ○積極的にボランティアを受け入れていきましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア育成のための講座等の充実に努めます。 ○福祉に関する学習機会の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな地域福祉活動に参加できるようなしくみづくりを進めます。 ○住民参加型軽度生活支援事業（いっぴくシステム）を推進します。 ○知識や経験豊富な担い手を育成していきます。

【主な市の取り組み】

①ボランティア育成のための講座等の充実

【担当課：図書館、公民館】

ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めます。

②福祉に関する学習機会の充実

【担当課：こども未来室、障がい福祉課、高齢介護課、公民館】

教育委員会と連携して、小中学校における福祉に関する学習活動を推進していきます。また、社会福祉協議会と連携して、学校教育、社会教育、家庭教育の場やボランティア活動などを通じて、福祉教育の充実を図るとともに、地域との協力により、高齢者や障がい者などとの交流活動を実施します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①さまざまな地域福祉活動に携えるようなくみづくりを進めます

地域の拠点づくり、担い手づくりを市内の学校（小中高大）や福祉施設連絡会と協働していきます。また、地域福祉活動を発展するために、善意銀行・共同募金の有効な活用に努めます

②住民参加型軽度生活支援事業（いっぷくシステム）を推進します

住民参加型軽度生活支援事業を継続、継承していくことで顔の見える関係づくりをめざします。また、地域住民等を対象とする福祉活動をテーマとした講座を開催します。

③知識や経験豊富な担い手を育成していきます

趣味や特技を活かしたボランティア講座を積極的に開催します。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 子どもに福祉施設のインターンシップを体験してもらい、将来の担い手として養成していきたい。
- 趣味や習い事を活かせる場がほしい。

2. ボランティア・NPO活動の推進

【今後の方向性】

ボランティア・NPO等への参加を促進するため、その必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、活動への参加機会の充実に努めていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○ボランティア等の市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ○各種ボランティア団体に積極的に登録しましょう。 ○ボランティアグループやNPO、住民活動団体などの活動を行っている各種団体間での情報交換など、連携を強化しましょう。
市	○NPO活動への支援を行います。 ○支援機関との連携によるボランティアの活動の推進を図ります。
社会福祉協議会	○幅広い年代層が、地域で活躍できるよう支援します。 ○情報の共有のしくみづくりに努めます。 ○既存の福祉サービスの発展をめざします。

【主な市の取り組み】

①NPO活動への支援

【担当課：市民協働課】

地域で活動するNPO団体等について、情報提供などの活動に関する支援を行います。

②支援機関との連携によるボランティアの活動の推進

【担当課：市民協働課】

ボランティアセンターや市民公益活動支援センターとの連携により、ボランティア希望者に対する相談機能の充実に努め、ボランティア活動への参加機会の充実に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①幅広い年代層が、地域で活躍できるよう支援します

市民公益活動支援センターと連携強化します。また献血や共同募金活動など社会貢献に参画できる新たな企画を検討します。

②情報の共有のしくみづくりに努めます

地域活動者の情報の収集、更新、発信に努めます。また、地域の回覧板システムの活用に加えて、SNS など時代にそった情報共有の手法を取り入れていきます。

③既存の福祉サービスの発展をめざします

新たな配食サービスについて調査・研究を行うとともに、新たな見守り体制の構築をめざします。また各小中学校を拠点としたボランティア活動を推進していきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○ボランティア養成のための講座やカリキュラムを開催してほしい。

○おじいちゃんやおばあちゃんが子育てで活躍できる場がほしい。

3. 地域リーダーの育成支援

【今後の方向性】

地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、活動の中心を担い、取り組むことができる地域リーダーの育成に努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○積極的に地域活動に関する講座などに参加しましょう。 ○地域活動に興味を持ちましょう。 ○各団体の連携を図るリーダーを養成しましょう。
市	○青少年のリーダーを育成します。
社会福祉協議会	○さまざまな分野を取り入れた育成プログラムの開発をしていきます。

【主な市の取り組み】

①青少年のリーダー育成

【担当課：児童館、生涯学習課】

青少年の健全育成の取り組みを推進し、青少年のリーダーを育成していきます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①さまざまな分野を取り入れた育成プログラムの開発をしていきます

福祉課題を抱え援助を必要とする人に対して、住みなれた地域の中で課題の早期解決を図るための適切な援助、協力体制等を推進していく福祉協力員の養成を進めていきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○福祉に対する意識が高い人々のスカウトをしたい。

4. 福祉、介護等を担う専門的な人材の育成・支援

【今後の方向性】

福祉サービスの向上と効率化を図るために、研修の開催や活動支援を通じて、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○福祉や保健、介護に関する講座などに積極的に参加しましょう。 ○担い手を養成する講座などを開催し、新たな人材の発掘・確保に努めましょう。
市	○地域で活動する人材を育成します。
社会福祉協議会	○福祉専門職の確保に努めます。

【主な市の取り組み】

①地域で活動する人材の育成

【担当課：保険年金課、高齢介護課】

認知症や健康づくりについて正しい知識を持ち、啓発活動ができる認知症サポーターや健康推進員を育成していきます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①福祉専門職の確保に努めます

施設連絡会と協働し、福祉職の魅力啓発や福祉人材確保に努めるとともに社会福祉事業従事者等に対する研修を実施します。また、次世代を担う人材育成のため、積極的な実習の受入れを行っていきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 市民意識調査の結果から、介護に対する興味が高い人が多いのでさまざまな場所でオープン講座を開催してほしい。
- 認知症サポーター養成講座など、子どもから大人まで福祉に関する正しい知識や支援方法を学ぶ。

5. 地域や関係機関をつなぐネットワーク活動の充実

【今後の方向性】

地域における福祉課題を、地域で解決していくために、地域や関係機関などをつなぐ各分野の既存のネットワーク等を活用し、分野をこえた連携を行います。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○積極的に、地域の校区交流会議に参加しましょう。 ○自主的に地域で、校区交流会議を開催し、自らの地域の福祉課題を共有し、解決にむけた活動を行っていきましょう。 ○複数の分野にまたがる事例に対して分野をこえた効果的な支援ができるよう、関係専門機関と連携・協力しましょう。
市	○コミュニティソーシャルワーカーを配置します。 ○分野別ネットワークとの連携を図ります。
社会福祉協議会	○小学校区単位で課題解決していけるしくみづくりをめざします。 ○小地域ネットワーク活動を推進します。

【主な市の取り組み】

①コミュニティソーシャルワーカーの配置

【担当課：地域福祉課】

地域の身近な相談窓口としてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、支援が必要な人を関係機関につなぎます。また、地域福祉コーディネーターを配置し、コミュニティソーシャルワーカーと小地域ネットワーク等の関係機関との連携強化を図ります。

②分野別ネットワークとの連携

【担当課：地域福祉課、こども未来室、高齢介護課、障がい福祉課】

複数の分野にまたがるような複雑な福祉課題に対しても、適切な支援に円滑につなげていくことができるよう、関係専門機関やさまざまな分野のネットワークとの情報交換や分野をこえた包括的で効果的な支援の検討をコミュニティソーシャルワーカーが中心となり行います。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①小学校区単位で課題解決していけるしくみづくりをめざします

包括ケアシステムと、連携した分野別のネットワークの発展をめざします。SNS など時代に沿った見守りシステムの手法を取り入れていきます。

②小地域ネットワーク活動を推進します

校区担当者の配置や相談員派遣、また活動資金補助やレクリエーション物品の充実を通じて、福祉委員会活動を継続して支援していくとともに、各校区で活用できるメニュー開発を行っていきます。また、各福祉委員会相互の交流の場を設け、情報共有をしていける機会をつくれます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○小学校区単位で地域住民と行政や関係機関と、定期的な話し合いの場があるとよい。

基本目標 4 必要な支援を受けられるしくみをつくろう

1. 総合的な相談体制の充実

【今後の方向性】

地域のさまざまな生活課題を受け止め、適切に解決し住みやすい地域づくりを図るため、介護や子育て等で悩みを抱える人の受け皿となる総合的な相談体制の充実を図ります。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。○身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。○地域住民へ福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用の呼びかけを行いましょ。○支援を必要とする人が各種相談窓口確実につながることができるよう努めましょ。○地域における見守り体制にむけ、地域福祉活動団体等と相互に連携・協力しましょ。
市	<ul style="list-style-type: none">○地域における見守り体制の充実に努めます。○身近な総合相談窓口を設置します。○さまざまな手段や専門性の向上による相談体制の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○気軽に相談できる環境をめざし、相談窓口の周知を進めます。

【主な市の取り組み】

①地域における見守り体制の充実

【担当課：地域福祉課、高齢介護課】

民生委員・児童委員活動や校区・地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動、配食サービスなど地域の福祉活動団体や事業者等により実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるように支援を行い、地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、情報の把握に努めます。

②身近な総合相談窓口の設置

【担当課：地域福祉課】

地域の身近な総合相談窓口として、コミュニティソーシャルワーカーと社会福祉協議会による「福祉なんでも相談窓口」を設置し、支援を必要とするあらゆる人の相談に対応するとともに福祉サービスなどに関する情報の提供を行います。

③さまざまな手段や専門性の向上による相談体制の充実

【担当課：情報公開課、人権政策課、人権文化センター、こども未来室、障がい福祉課、商工観光課】

行政をはじめ相談機能を有する地域福祉活動団体等において、窓口や電話に加えて、出張やメールなど、さまざまな手段での相談体制づくりに取り組みます。また、担当者の専門性の向上のため、研修機会の充実を図ります。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①気軽に相談できる環境をめざし、相談窓口の周知を進めます

身近に相談ができる拠点の創設をめざし、地域諸団体や福祉関連事業所など社会資源と協働することで、誰もが相談しやすい環境の基盤整備に努めます。また、広報やウェブサイトを効果的に活用し、地域福祉活動団体との平時からの連携により、相談連結機能が発揮されるように努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○気軽に親子や高齢者等が相談できる場所がほしい。

2. 情報提供の充実

【今後の方向性】

福祉制度を整えても、必要とする人にその情報が行き渡らないと利用につながりません。誰もが安心してサービスが利用できるよう、支援を必要とする人に、適切に情報提供を行います。広報誌やウェブサイトなど、さまざまな情報伝達手段を用いて、年齢を問わず情報が行き渡るよう努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○福祉の各種制度への関心を高めましょう。 ○回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、福祉情報を地域住民に提供しましょう。 ○地域で情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届くようなしくみをつくりましょう。
市	○情報のバリアフリー化を推進します。 ○地域福祉活動団体等との情報共有の推進を図ります。 ○適切な福祉サービスの提供を図ります。
社会福祉協議会	○福祉に関する情報発信の充実を図ります。

【主な市の取り組み】

①情報のバリアフリー化の推進

【担当課：情報公開課、人権政策課、市民協働課、こども未来室、障がい福祉課、図書館、公民館】

福祉サービスに関する情報が地域住民に広報誌やウェブサイトなどさまざまな情報手段を用いて、確実かつ効率よく届くようにします。また、視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人市民など情報入手が困難になりがちな市民の存在をふまえて情報のバリアフリー化を推進します。

②地域福祉活動団体等との情報共有の推進

【担当課：市民協働課、地域福祉課、公民館】

行政及び地域福祉活動団体等が、福祉サービスに関する情報をお互いに共有できるよう、地域住民だけでなくこれらの団体などに対しても情報の収集と提供に努めます。

③適切な福祉サービスの提供

【担当課：広域福祉課】

福祉サービス提供機関において適切な福祉サービスの提供を図れるよう事業者等の指導監督に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①福祉に関する情報発信の充実を図ります

広報・ウェブサイト・掲示コーナーを活用し、市民の誰もが見やすい工夫や掲載内容の充実を図ります。また、イベントや講演、地域に出向いた教室等で意識的に情報発信をする事に努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 掲示板やインターネットなど情報が集まる場所を整備してほしい。
- 各種イベントやインターネットなどを活用して情報の周知・発信を積極的に行ってほしい。
- 校区として一つにまとめた回覧板や地域マップがほしい。

3. 権利擁護の体制の充実

【今後の方向性】

病気や障がいなどにより、判断能力に不安のある人が安心して暮らせるよう、権利擁護の体制の充実を図ります。また、支援の必要な人の把握や、必要な情報が提供されるよう、サービスの質の向上・確保を図ります。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○福祉サービス利用者や相談者の人権を守り、成年後見制度等の活用を含めて権利擁護制度の利用を促進します。 ○高齢者、障がい者、子どもへの虐待や配偶者への暴力を発見した際は、すぐに関係機関につなぎましょう。
市	○成年後見制度の活用の促進を図ります。 ○高齢者、障がい者、子どもへの虐待や配偶者等に対する暴力防止のための取り組みを推進します。
社会福祉協議会	○人権、財産を守る権利擁護体制の充実を図っていきます。 ○市と連携し市民後見人（バンク登録者）の支援をします。 ○成年後見制度の普及を行い自己決定への支援を推進します。

【主な市の取り組み】

①成年後見制度の活用の促進

【担当課：地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課】

すべての人が自分らしく安心した生活の基礎が確保できるよう、さまざまな機会を捉えて成年後見制度の内容や利用方法などについて情報提供し、その周知と利用促進を図ります。また、市民後見人の養成を進めて、制度の活用に努めます。

②高齢者、障がい者、子どもへの虐待や配偶者等に対する暴力防止のための取り組みの推進

【担当課：人権政策課、こども未来室、障がい福祉課、高齢介護課、健康づくり推進課、】

地域に潜在したまま表面化していない虐待事案もあると推察されることから、今後も虐待の早期発見、予防、適切な支援・対応を行うため、関係者相互の協力・連携体制を強化します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①人権、財産を守る権利擁護体制の充実を図っていきます

日常生活自立支援事業の継続的な実施を図るとともに、今後増加するであろう成年後見制度に対応できるよう、法人後見について調査・研究していきます。

②市と連携し市民後見人（バンク登録者）の支援を行います

被後見人の身上監護や財産管理等を中心に生活に寄り添った支援ができるよう、市民後見人の活動を支援していきます。

③成年後見制度の普及啓発に努め、自己決定への支援を推進します

被後見人等が必要な人の早期発見の体制づくりや市町村長等による家庭裁判所への申立ての活用促進など、成年後見制度の利用及び制度の普及啓発を支援します。

【校区交流会議における主な理想意見】

○地域での見守りを行う人材を確保していきたい。

4. 生活困窮者自立支援対策の推進

【今後の方向性】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○民生委員・児童委員や町会・自治会が連携し、生活困窮者を把握し、相談につなげていきましょう。
市	○生活困窮者の自立支援のためのネットワークの構築を進めます。
社会福祉協議会	○関係機関や団体と連携し、社会資源の開発・創造に努めます。

【主な市の取り組み】

①生活困窮者の自立支援のためのネットワークの構築

【担当課：地域福祉課】

生活困窮者を早期に発見するためには関係部署及び地域のネットワークが必要となります。関係部署が連携し、生活困窮者が窓口に来られた場合などに、適切な相談窓口につなぐことができるような庁内連携体制を構築していきます。また、地域においては、住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関などが、生活困窮者を発見し、適切な相談窓口につなぐことができるネットワークの構築を進めていきます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①関係機関や団体と連携し、社会資源の開発・創造に努めます

生活困窮の人たちが社会的なつながりを持てるような居場所づくりを整備し、社会参加の機会を広げられるように、各関係機関や団体と連携しながら、新たな社会資源の開発・創造に努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- いつでも誰でも利用できる、子ども食堂を普及したい。
- 子ども食堂の普及で、親世代にとっても働きやすい環境づくりにつながる。

第6章

計画の公表と推進体制

1 計画の公表

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報とんだばやし、社協とんだばやし、市及び社会福祉協議会のウェブサイトなどを活用して広報を行っていくとともに、本計画の概要版を作成し、地域福祉活動団体等を対象に配布を行います。

2 推進体制

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、市民、関係機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があることから、市や社会福祉協議会が実施する事業の進捗管理に加えて、地域や福祉専門機関での取り組み状況の把握についても努める必要があります。

本計画に掲げられた各施策・事業の進捗管理について、計画期間の5年に合わせて、PDCA サイクル（PLAN（計画策定）、DO（実施）、CHECK（検証・評価）、ACTION（見直し））に基づき実施します。

検証・評価については、市や社会福祉協議会が実施する事業について、毎年度進捗状況を把握し、地域福祉推進委員会（市）、地域福祉活動計画推進委員会（社会福祉協議会）において、検証・評価の実施方法も含めて検討します。

さらに、増進型地域福祉を推進していくための、重点プロジェクトの進捗状況をはじめ、校区交流会議の開催方法や実施方法等についても「地域福祉推進委員会（市）」「地域福祉活動計画推進委員会（社会福祉協議会）」において、検証・評価を行っていきます。

図 増進型地域福祉づくりの推進イメージ

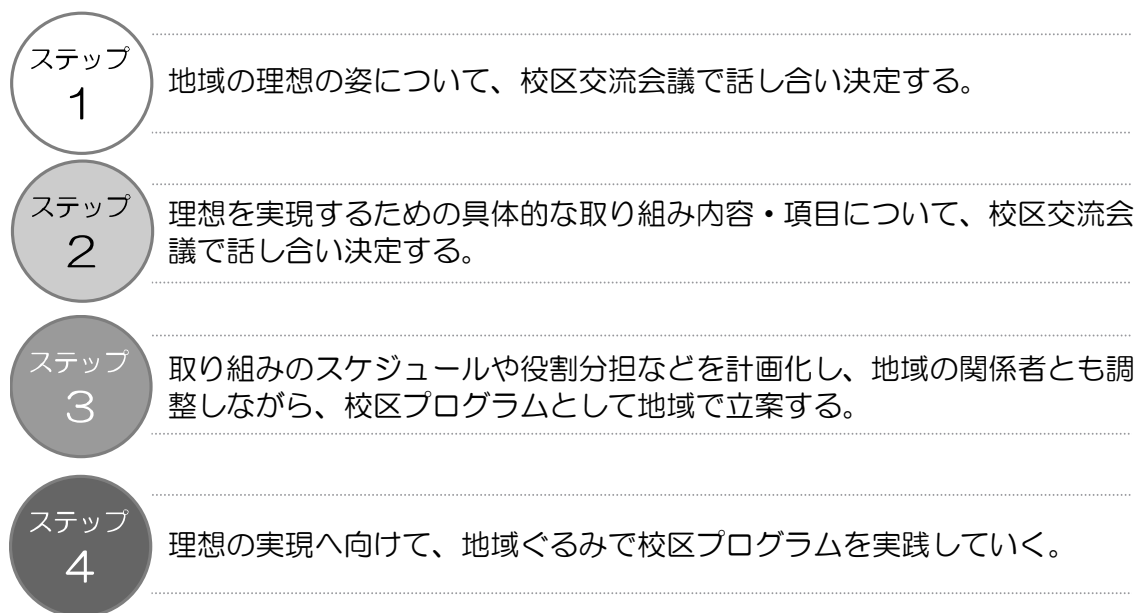
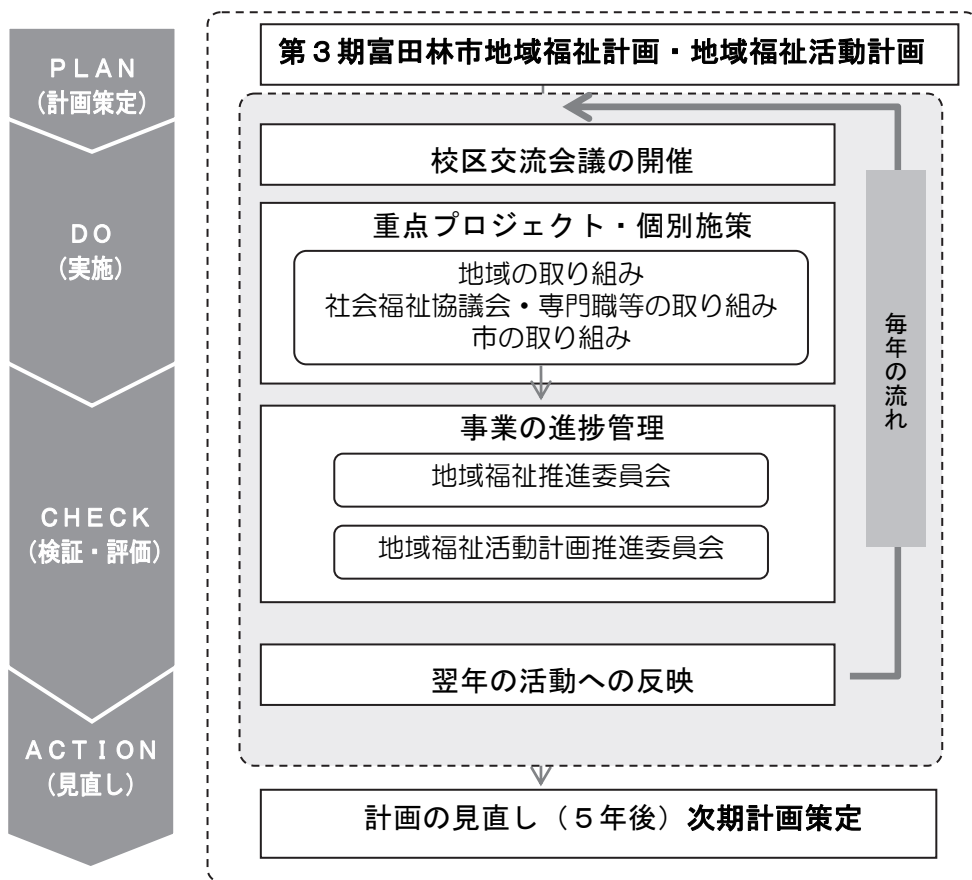
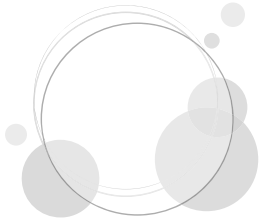


図 フォローアップの手順





参考資料

1 地域福祉活動団体等の状況

(1) 町会・自治会 ●●●

町会・自治会は、さまざまな活動を通じて地域住民がお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、原則として、町又は丁目単位（住居表示実施区域）、字単位（住居表示未実施区域）で組織されています。

町会・自治会では、地域集会所の設置・維持管理、各家庭への「広報とんだばやし」などの配布のほか、地域美化（ごみ置き場の設置・維持管理、地域清掃、排水路の清掃など）、交通安全（カーブミラーの設置要望など）、防犯（防犯灯の設置・維持管理、年末夜警など）、防災（自主防災組織の設置など）、自治振興などのさまざまな地域の課題に取り組んでいます。

(2) 富田林市社会福祉協議会 ●●●

富田林市社会福祉協議会は、「社会福祉法」第109条に規定された「市町村社会福祉協議会」に位置づけられる民間団体（社会福祉法人）です。

「社会福祉法」では、市町村社会福祉協議会は、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことによって、地域福祉の推進を図ることを目的とする、と定めています。

富田林市社会福祉協議会は、地域住民と一緒に富田林市で安心して暮らしていくことができるよう、福祉の視点からのまちづくりを支援をすることを目的とした団体であり、市内の各種団体が組織構成会員として参画し、協議を経て、上記の目的達成のために下図のようなさまざまな事業を実施している団体です。

富田林市社会福祉協議会の主な事業

■地域福祉の推進に関すること	○小地域ネットワーク活動（校区・地区福祉委員会活動支援） ○コミュニティソーシャルワーカー配置事業 ○日常生活自立支援事業「ほっと」 ○生活福祉資金の貸付 ○当事者団体・福祉団体への支援 ○イベント機器貸出し
■ボランティア活動に関すること	○ボランティアの募集、ボランティアの派遣・調整 ○ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付 ○ボランティアに関する調査
■在宅福祉サービスに関すること	○住民参加型軽度生活支援システム事業 ○在宅給食サービス ○車いす等の貸し出し ○地域包括支援センター事業 ○外出支援事業
■その他	○デイサービスセンター事業「かがりの郷」 ○善意銀行 ○共同募金、歳末助け合い運動 ○社会福祉協議会賛助会員制度 ○富田林市立コミュニティセンター「かがりの郷」の指定管理 ○富田林市立総合福祉会館の指定管理 ○献血推進協議会

(3) 校区・地区福祉委員会 ●●●

福祉委員会は、原則として小学校区とし（校区の事情によって、より狭い地域を区域として設定している地域もあります。）、それぞれの区域において、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。それぞれの区域では、校区・地区福祉委員会を基盤に、地域住民が主体となって知恵と力を出し合い、そこに住むすべての地域住民が安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

校区・地区福祉委員会では、小地域ネットワーク活動として、いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい交流、友愛訪問、啓発活動などのうち、それぞれの区域の実情に応じて特色ある活動を行っています。また、地域住民どうしの助けあいやつながりを深めていくためのしくみづくりとして、「地域福祉行動計画」の策定にも取り組んでいます。

(4) 民生委員児童委員協議会 ●●●

民生委員・児童委員は、「民生委員法」に基づいて、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があり、「児童福祉法」に定める「児童委員」としてもふさわしい市民が、それぞれの地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者です。

民生委員・児童委員は、「民生委員法」第1条に掲げられているとおり、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。また、民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する連絡・調整、必要な資料・情報の収集、職務に必要な知識・技術に関する研修、行政への意見具申などを行っています。

富田林市民生委員児童委員協議会では、高齢者や障がい者など援助を要する地域住民に対して在宅援護を行い、要援護者台帳の整備・活用を図るとともに見守り活動を行うなど、地域の福祉活動に関する事業の計画・調整等の支援を行っています。また、校区・地区福祉委員会などと積極的に連携し、小地域ネットワーク活動を促進しています。

(5) コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ●●●

CSWは、地域において支援を必要とする人に対する「見守り、発見、相談、サービスへのつなぎ」機能を強化し、地域福祉の計画的な推進を図るために配置されるソーシャルワーカーです。CSWは、地域福祉に関わるさまざまな専門機関や活動主体と連携・協働して、高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、支援を必要とするあらゆる人や家族への支援に取り組み、自立生活支援のための基盤づくりとして「いきいきネット（地域健康福祉セーフティネット）」の構築を図っています。

地域住民が抱える生活課題の複雑化・潜在化などが進む中で、また、地域福祉の担い手が多様化（多元化）する中で、対応が難しい生活課題などに対しては、地域福祉活動団体等が連携・協働してその解決に向けて取り組むことが重要です。

(6) 福祉サービス提供機関 ●●●

富田林市内にある主な福祉サービス提供機関を、次頁の表のとおり、高齢者関係、障がい者関係、児童関係に分けて整理しました。

高齢者関係では、介護保険事業者のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、街かどデイハウス、シルバー人材センターなどがあります。また、地域に対する社会福祉法人の公益活動として、大阪府社会福祉協議会を中心に従来から取り組まれてきた生活困窮者レスキュー事業に加え、本市においては福祉施設連絡会が設立しました。“社会福祉法人の使命”としてそれぞれの特徴や強みを活かした支援事業を展開していきます。

障がい者関係では、「障害者総合支援法」に基づき、福祉サービスを提供する事業者のほか、地域活動支援センターなどがあります。また、基幹相談支援センターでは、総合相談や具体的な支援、関係機関とのネットワークづくりを行っています。

児童関係では、保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場、子育て支援センターのほか、大阪府の機関である子ども家庭センター（児童相談所）があります。

表 主な福祉サービス提供機関の状況（平成28年2月現在）

分野	事業又は施設の種類	事業所数又は施設数
高齢者関連	居宅介護支援事業者	51 事業所
	訪問介護（ホームヘルプサービス）	47 事業所
	訪問看護	11 事業所
	通所介護（デイサービス）	39 事業所
	通所リハビリテーション（デイケア）	2 事業所
	短期入所生活介護	10 事業所
	短期入所療養介護	2 事業所
	福祉用具貸与	5 事業所
	認知症対応型通所介護	6 事業所
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	8 事業所
	介護老人福祉施設	7 事業所
	介護老人保健施設	2 事業所
	地域包括支援センター	3 か所
	在宅介護支援センター	6 か所
	訪問看護ステーション	11 か所
街かどデイハウス	4 か所	
シルバー人材センター	1 か所	
障がい者関連	居宅介護（ホームヘルプサービス）	32 事業所
	重度訪問介護	29 事業所
	行動援護	2 事業所
	短期入所（ショートステイ）	9 事業所
	生活介護	18 事業所
	就労継続支援（A型・B型）	18 事業所
	同行援護	19 事業所
	移動支援	22 事業所
児童関連	保育園	15 園（公立6園、私立9園）
	幼稚園	17 園（公立11園、私立6園）
	児童館	1 館
	学童クラブ	22 クラブ
	地域子育て支援センター	2 か所
	幼児教育センター	2 か所
	つどいの広場	7 か所
	ファミリー・サポート・センター	1 か所
	子ども家庭センター（児童相談所）	1 か所

(7) ボランティア、NPOなど・・・

本市では、既に述べたとおり、富田林市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの募集及び派遣・調整、ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付、ボランティアに関する調査などの活動を行っています。また、本市が設置した富田林市市民公益活動支援センターにおいても、市民公益活動に関する情報提供、相談（NPO法人設立相談、ボランティア相談など）への対応、市民公益活動やボランティア活動に対する支援（事務機器等の利用など）、市民公益活動団体やボランティア団体との交流支援などの活動を行っています。

平成 28 年4月現在、ボランティアセンターに登録しているボランティアグループは 16 グループあり、その他、給食・保育の個人登録者が 70 名います。また、富田林市市民公益活動支援センターに登録している団体は、平成 28 年4月現在で 151 団体あります。

表 団体登録ボランティア

	グループ名	活動内容	活動日
1	トンボ (富田林ボランティア)	介護用品(薬入れやエプロン等)や手芸(服のやぶれやゴムの入れ替え)修理(車いす)などの活動を通じて障がい者・高齢者へのお手伝いをしています。	毎月第2木曜日
2	日舞グループ	日本舞踊を親しみ、楽しさを共有するために設立しました。グループ員の福祉の向上を図ると共に、各施設との交流を図ることを目的に活動しています。	毎月第1・第3火曜日
3	りすの会	錦織荘でおしぼりとオムツたたみの作業をお手伝いしています。月1度8カ所の老人施設に歌や踊りを楽しんでいただく勝荘をしています。年に1度お芝居の披露もしています。	毎週土曜日
4	在宅ボランティアグループ 「にんじん」	在宅での認知症高齢者、障がい者(児)等を抱えている方の生活向上に寄与することを目的とした在宅ボランティア活動。月に1回「しあわせの日」(ミニデイサービス)の開催 その他要請に応じて行事のお手伝い	(打合せ会議) 毎月第1木曜日 (開催) 毎月第3木曜日
5	ボランティア 金剛グループ	特別養護老人ホーム「富美ヶ丘荘」にてお年寄りと関わりながら、おむつたたみ・縫物・食事介助・買い物代行などの活動をしています。	毎週水曜・金曜
6	富田林市朗読ボランティアグループ「くさぶえ」	毎月、視覚障がい者(リスナー)の方へ定期的にテープを作成し発送したり、図書館より依頼を受けて録音図書の制作をしたり、対面朗読もしています。	毎月第3水曜日
7	とじぼ (富田林自助具製作ボランティアグループ)	身体の不自由な人が自立した生活を、より快適に送るために必要な道具(自助具)を依頼者と相談しながら製作しています。	毎月第2土曜・第4日曜
8	要約筆記サークル 「はなみずき」	聴覚障がい者に話の内容を速く、正確に、読みやすく伝えられるか?を勉強しています。講演会では OHC、個人対応ではノートテイクをしています。	毎月第1日曜・第3土曜
9	南河内精神保健福祉ボランティアグループ すばる	近隣市町村にある地域生活支援センター等に通所されている皆様と、研修・スポーツを通して相互親睦を深めています。	毎月第2木曜
10	富田林点訳サークル	市の定期刊行物及び依頼物と視覚障がい者の方々からの希望図書・記事等を点訳し、発送する。市外の方からのご利用もあります。	毎週月曜と月末1週間
11	とんだばやし おもちゃ病院	動かないおもちゃ、思い出いっぱいのおもちゃにもう一度命を吹き込み、物を大切に作る心を子ども及び親に少しでも伝わるよう、活動しています。	毎月第1日曜 (総合福祉会館) (コミュニティーセンターか がりの郷) 第3日曜 (金剛公民館)

	グループ名	活動内容	活動日
12	拡大写本ボランティアグループ「ゆめの会」	弱視児童・生徒(小・中学生)の教科書を手書きやパソコン等で見やすく拡大し、製本しています。	毎月第2火曜
13	地域応援団	地域で暮らす、障がい者・児、高齢者等からの支援要請に応え、寄り添い、見守りながらその方々と共にひとときを過ごします。	毎月第3水曜、第4木曜
14	喫茶ボランティア なごみ	福祉会館にて喫茶なごみ・コロニーにてコーヒー出前講座などを通して、利用者の皆様に“ホッと”一息、心から和み楽しく雑談していただけるように「なごみ」と名づけました。	総合福祉会館にて 月・水・金 金剛コロニー 不定期
15	富田林傾聴ボランティア「またあした」	在宅の高齢者を訪問し、相手の心に寄り添いながら悩みや不安を整理がつくようしっかり傾聴し、共に喜び楽しみを共感できるよう活動しています。	月1回
16	災害ボランティア「スクラム」	災害時迅速に対応するため、災害訓練や体験学習等を行い、今後起こりうるであろう大震災に備えた活動をしています。	毎月第1土曜日

	個人登録	活動内容	活動日
1	保育ボランティア	依頼があった際に派遣(講座等)	不定期
2	給食グループ	運転 ご利用者宅への給食の配食・キーステーションへの給食の配食 配食 ご利用者宅への給食の配食	運転 月～金(祝日を除く) 配食 月・水・金(祝日を除く)

校区交流会議からの意見 【どのようになっているか、望ましい状態（理想）】

校区名	①子どもの支援	②交通の便
喜志西	<p>○新たな拠点づくり（屋内球場をつくる・図書館をつくる）</p> <p>○今ある場所をさらに活用（時間・場所、人を限定化する・公園にネットをつくる）</p> <p>○地域の見守りを強化する</p> <p>○集客力（地域の季節のイベントを開催する・芸能人を呼ぶ）</p>	<p>○コミュニティバスの充実（各町会に1台ずつマイマイクロバス・乗りあいタクシー・自家用車に乗りあいでできるシステムを作る・市内どこへでも100円でバスに乗れる・既着園バスとコミュニティバスを共有化・停留所を増やす）</p> <p>○公共交通の利便性の向上（駅の駐車場料金の割引制度・レンタルサイクルのようなどある程度のスポットで乗り捨てが可能な移動手段の普及・近鉄と南海をつなげる・動く歩道の設置）</p> <p>○その他（元気な高齢者同士の助けあい）</p>
喜志	<p>①子どもと高齢者との世代間交流</p> <p>○気軽に声をかけられる町づくりを目指す</p> <p>○ハロー面からの取り組み（公園を増やす・運動機器を公園に設置・保育園・幼稚園など子育てしやすい環境を整える・古民家や空き家を活用する・誰もが使えて、開放された場を設ける）</p> <p>○イベントを活用（『地域食堂』を作り、元気な高齢者の活躍の場を作る・『おじいちゃん達の教室』を開く・秋祭りなどを有効活用する）</p> <p>○その他（『子ども見守り隊』を強化する・学生の力を利用する）</p>	<p>②集う場所～学生がたのしみ出入りしているが、どこへ!?～</p> <p>○子どもからお年寄りまでが気軽に集える場所の確保（善志町を大判ステーションにする（複合型商業施設・イベントホール、ライブハウス、ゲストハウス、大型集会所を作る・芸術発表ができる場所を作る・市民会館を簡単に利用できるようにする））</p> <p>○子どもからお年寄りまで気軽に集えるイベントの企画（・学校、集会所、小学校運動場、駅前、福祉施設を活用してイベントを行う・町会を超えたイベントを行う・市民会館で文化祭、農業祭を行う・学生がイベントを企画してもらう）</p> <p>○学生が地域に定着する（学生が集うような環境づくり（・空き家を学生にリノベーションしてもらう・学生向けアパートを提供し、家賃を補助する））</p>
新堂	<p>①子どもの貧困</p> <p>○子ども食堂の普及（いつでも利用できる・誰もが身近に参加しやすい）</p> <p>○運営方法（有償ボランティア、元気な高齢者に活動してもらおう・リーダーとして引継ぎしていくような人材の発掘・男性を活用してもらう）</p> <p>○ハード面の課題（調理ができる場所が必要（空き家の活用など））</p> <p>○期待できる効果（子どもとコミュニティや地域のつながり、互いの見守り・子どもが安心して滞在できる居場所となれば、親世代にとっても動きやすい環境づくりにつながる）</p> <p>○元気な高齢者の活躍の場・モデルを作って、多くの住民に活動を認知してもらい、「自分たちの地域でもやりたい」というような新たな活動に繋げる。）</p>	<p>③認知症高齢者の支援</p> <p>○認知症とは何かを知る</p> <p>○知識や支援方法を学ぶ（大人だけでなく、小中学生も認知症サポーター養成講座を受けている学校もある・正しい知識を身につける・相談窓口や地域の事業所を知っておく。（施策や組織））</p> <p>○気軽に声を掛け合える地域にする（昔の様に近所みな家族の様な環境に近づけたらよい・地域に興味を持つような催しを開催（楽しいイベントや製品など）して、大人も子供の参加し馴染み知りになる・高齢者や世帯の安否確認のため、「毎朝朝べランダ等に黄色ハンカチをぶら下げてはどうか」と言う話も出ている・地域の見守り隊の活用）</p>
富田林	<p>①高齢者の活躍の場（場所や機会）</p> <p>○活躍の場所（幼稚園の空き教室の解放、活動の中心となる場所の確保・公共施設の活用）</p> <p>○活躍内容（交通（危険箇所）の見守り隊、保育園の夕涼み会、もちつきなどイベントに地域の人も参加・地域のサロンの回数を増やす・運営を手伝ってくれる人が増えてほしい）</p> <p>○情報の周知（保育園・学校の行事の日程を知りたい・情報を集める場所・集まる場所をつくる・掲示板に行事の情報があると参加しやすい・情報の周知、収集の発展）</p>	<p>②道路や土地の活用について</p> <p>○道路の整備（歩行者（特に子どもや高齢者）が安心して歩ける道路を作る）</p> <p>○空き家の活用（空き家を市が買い取り、公園や集会所、駐輪所にする）</p> <p>○公園や集会所の活用</p> <p>○その他（交通規則を守って貰いたい・市側から富田林小学校区をどのようにしたいと考えているのか示して貰い、それを踏まえて考えたい）</p>
川西	<p>①地域の子どもネットワーク</p> <p>○祭りなどのイベントの活用（だんじり祭りを活かす・よさこい音頭を地域内で見せる場を作る・子どもが喜ぶイベント開催・職業体験や社会見学の見学開催・自然体験のイベント・盆踊りやミュージカルを盛大に行う・お泊り保育・みんなであそびなで〜音にラジオ体操（防災無線を活用））</p> <p>○学校に地域の人をまきこむ（校区でのネットワーク構築）</p>	<p>②スマホ使用による交通事故を減らす</p> <p>○歩道や道路拡張などインフラ整備をする（勤務時間をずらし交通量を調整したり、通学路の時間通行制限を意図的に行う事もできれば）</p> <p>○自動運転車の開発（好きならスマホをいじってもOK・高齢者による運転も、個人技術はいらないので安心・市として、先進的に自動運転モダリティ地区となり、業界と連携）</p> <p>○運転中にスマホを使用できなくなる機能を開発（そもそも使用できなくすれば、ながら運転がなくなる）</p> <p>○交通安全講習会の受講（運転手（自転車も）・歩行者限らず、市民全員に受講指導・地域の事故多発地点や危険地点のマップ化や立看設置など）</p> <p>○警察との連携（交番や警察官を増やす・地域の自警団など組織する）</p> <p>○対処方法がわからない（モラルや自己責任の事で、何をしても人はする・刑罰を重くする。運転をさせない）</p>

校区名	<p>①地域の見守りの目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意識の醸成（地域の安全、防犯につながっているという意識を持つ） ○地域の見守りを行う人材の確保（一番身近な存在である保護者の協力が協力がもたらす） ○その他（他の資源と協働する（ex.ふつう地域教育協議会は中学校区で立ち上っているが、錦織地区は小学校区で立ち上っている。PTA等の学校の組織や地域の声を地域教育協議会で活かす）） 	<p>②高齢者の買い物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の活用（地域内の介護施設の車両を昼間に活用して買い物便を設定する・大学の食堂や施設のコピーを開放しお昼を提供） ○宅配の充実（移動販売車に来てもらう・生協のトラック版お店に地域内の公園などに来てもらう（個別宅配ではなく移動販売車の形で地域に来てくれる）） ○ネット注文の活用（集合所などでパソコン、タブレットなどを用意し地域住民や大谷大学の学生の協力をとる） ○買い物代行サービス（地域内で買い物し合う支援を構築する・大谷大学の学生の協力で近くのコンビニまで高齢者に付き添う） ○お店までの送迎（スーパーイオンの送迎車を組織コースも立ち上げてもらう・レインボークラスのルートを作ってもらう） ○お店を増やしてもらう（飲食店を増やす「いくつかの新しいカフェなどができているので周知もしていく」） 	<p>③担い手不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ほたるを中心とした次世代育成 ○割り当て制（活動手当を支給する） ○将来の担い手として地域を愛する子どもの育成が必要また、学生の時から活動に参加してもらう ○活動手当を支給する ○子ども会の設立
錦郡	<p>①少子高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策（若い世代が住みたい町づくり・小学校新入生50名確保） ○高齢化対策（高齢者支援（事業）の充実、高齢者が活躍できる場づくり） ○少子高齢化を受け入れ、町の事に関心を持つ（保守的な考え方の打破（新しいことも取入れる）・小学校を地域の憩いの場所にする（行事などの参加）・イオンモール等を誘致する（人が集まる町にする）） 	<p>②災害と防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の有効活用（観光ホテルや休園している幼稚園の解放・快適な避難生活ができるようシナジーシステムの提供） ○地域力（制度にばかり頼り過ぎて意味がない。自分たちでできることは自分たちで行う・災害想定の実施） ○避難所の増設（避難場所まで遠い・山あり谷あり逆に危険） 	<p>③世代間交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設と児童施設の併設（高齢者施設（老人ホーム）と児童施設（幼児一体）も園を併設して建設する（高齢者は児童から元気や生き生きの力を貰い、児童は高齢者から優しさを学べる） ○祭りなどのイベントの活用（祭りは世代間交流のいい機会なので、祭り（だんじり）を通して新住民（若い世代が多い）と旧住民（比較的高齢者が多い）の交流が図れるのではないかと、岸和田のだんじり祭りのように祭りの日は学校も休みにして子ども達も遊びに来るようにしたい。）
彼方	<p>①空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家の活用（家賃を安くして大学生に住んでもらう・市にリフォームしてもらう・若い世代の相談窓口にする・高齢者のシェアハウスにし、お互いが助け合えるようにする・子供から高齢者までが集まれるような場所を作る・障がい者や若年性認知症が働く場所として喫茶店などをする・災害時の備蓄倉庫） ○市の取組み（持ち主が分からず空き家になっている場合が多いので、市で調べてもらう・法律を変えてもらいたい、空き家になって何年か経ては市の所有にし、地域に貸してもらいたい活用する） 	<p>②災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域との交流（地域の交流を深め、日ごろから他者への関心を持ってもらう・飲食店を作り、地域の交流の場とする・避難時に手伝ってもらえる人を育てる） ○災害に備える（車イスを各地点に置き、各個人に救急セットの配布を行う・避難訓練の実施回数を増やす・避難場所の増設、道の拡大・空き家の活用（備蓄倉庫や一時避難場所）） ○その他（防災無線の活用・防災力の地域差を無くす） 	<p>②人材に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者を呼び込む ○農地の活用 ○空き地の活用 ○若手役員制
真条	<p>①情報に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集える場の提供 ○イベント、祭りごとの開催 ○互いの関心を強める ○校区新聞、広報、ホームページなどを作成 	<p>②地域交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無料で誰でも集まれる場所の確保（小学校、保育園を拠点にする・関西スーパーの貸し教室を市が借りて市民に無償提供） ○誰でも気軽にに行ける場所（コミュニティカフェなど、いつでも誰かが集まることができる場所を作る・地域でのイベント開催や、集まれる行事を作る） ○コミュニティカフェや単なるイベントでは出てきにくい男性に来てもらう（有償ボランティアのような形で役割を持って地域に出てきてもらう（本の読み聞かせなど）・地域で月一回麻雀大会をする（優勝者には、関西スーパーの商品券、関西スーパーに提示）） ○地域交流の情報発信（ネット上に情報をまとめる・関西スーパーに情報発信の掲示版を置く・地域ごとの交流を活性化させる情報を提示） 	<p>②人材に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者を呼び込む ○農地の活用 ○空き地の活用 ○若手役員制
寺池台	<p>①子どものケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保（子育ての会のお世話する人の確保・子どもに関わる仕事の雇用化を進めれば人材確保ができる、地域の雇用率も増加するのではないかと） ○場所の確保（気軽に親子が相談できる場所の確保・子ども会の活動の活性化・点を学校として、親子や高齢者等が相談できる施設を建てる） ○学校園（仮名称）の活用（学振園に話題性の高いカフェ（スターバックス）を配置し集客力を増加させる・足湯を建設することで、高齢者、子どもが集まれる場の確保が見込まれる・学園祭をメディアで取り上げてもらいたい話題性を高める） 	<p>②地域交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無料で誰でも集まれる場所の確保（小学校、保育園を拠点にする・関西スーパーの貸し教室を市が借りて市民に無償提供） ○誰でも気軽にに行ける場所（コミュニティカフェなど、いつでも誰かが集まることができる場所を作る・地域でのイベント開催や、集まれる行事を作る） ○コミュニティカフェや単なるイベントでは出てきにくい男性に来てもらう（有償ボランティアのような形で役割を持って地域に出てきてもらう（本の読み聞かせなど）・地域で月一回麻雀大会をする（優勝者には、関西スーパーの商品券、関西スーパーに提示）） ○地域交流の情報発信（ネット上に情報をまとめる・関西スーパーに情報発信の掲示版を置く・地域ごとの交流を活性化させる情報を提示） 	<p>②人材に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者を呼び込む ○農地の活用 ○空き地の活用 ○若手役員制

校区名	①交流全般について	②災害について
久野書台	<p>○学校の活用（小学校を軸にして世代、地域をつないでいく・学校と個人で直接、やりとりができるようにする・学校スペースの活用）</p> <p>○イベントの活用（イベントのときに学校のことを知ってもらい、夏まつりを工夫する・イベントを増やす・子供会が高いお菓子などを配って参加者を増やす工夫をする）</p> <p>○広報の方法（回覧板を廻すだけでなく、目を通してもらえるよう工夫する・スマホを活用する・情報の交流）</p> <p>○ひとの力（中心となる人を明らかにする・女性のパワーを活用して地域を盛り上げる）</p> <p>○みんなが集まりやすい場所を作る</p>	<p>○地区・近所での協力（地区（班）で避難訓練の実施と継続・近所付き合いを深める（各自が意識して家族以外で近隣の連絡先を作る・移動スペースの場所を集う・集いの場にあらゆる世代や閉じこもり人も来れるように朝市や給食等の食に関することを実施）若い力を借りる・加太・五軒家青年団に協力してもらう）</p> <p>○集いの場の整備（青葉丘幼稚園の全面耐震化をし、指定避難所にする・集いの場などに有効活用する・空き家やU・Rの空き家の有効活用（特に大人数が入る所）集いの場等で利用できるように条件を緩和する・部屋代等が必要なので、市の補助があると良い）</p> <p>○避難場所の周知（身近な集いの場を増やして口コミをする・大きな公園で祭り等を通じて避難場所を知ってもらう）</p> <p>○第2避難所にも看板を立てる。（藍野学園）</p>
高辺台	<p>①世代交代</p> <p>○男性の会を作る、中心になる人の確保</p> <p>○子どもの為にならみんなが協力してくれてくれるのではないかと</p> <p>○イベントの活用（児童の保護者を巻き込んだ行事・45年続いている盆踊り大会の利用）</p> <p>○種のある（福祉に対する意識が高い）人々のスカウト</p> <p>○EXILE・AKB48・ジャニーズ等集客力のある芸能人を招待</p>	<p>②町内の関心について</p> <p>○ソフト面での場づくり（小学校単位で地域の住民と議員と行政との定期的な話し合いの場があればいい、今後の高辺台地区の現状を知ってもらう機会を作る）</p> <p>○ハード面での環境づくり（町会単位で大きなフェスティバルやハラスを作る、昔で考え事が出来る場所の準備・コミュニティ居酒屋・各小学校に地域安全センターをつくる（防犯・車バト）・小学校に金剛地区の市民活動支援センターをつくる・金剛地区の中心にシンボリックな大きな森公園があればいい）</p> <p>○災害防止の面から（避難訓練の開催・避難マニュアル作り・指定避難所のマニュアルづくりを通じて地域の連携をはかる）</p> <p>○その他（近隣施設の利用・小学校の利用・家から出やすい環境を考える・助成金を利用してはどうか・子供の居場所（世代間）がもっと必要）</p>
伏山台	<p>①居場所づくり</p> <p>○人が集う場づくり（老若男女が集える栗山池公園のような公園を（防災公園化も）・ポケモンのスポットのようなものをたくさん設置・各地区での交流会の開催・友作り、生きがい作りが出来る場で見守りが出来る環境を構築する）</p> <p>○施設・教室の活用（おけいこ教室を居場所として活用・空き家の利用・教室をもっと増やしてもらう）</p> <p>○建物をつくる（隣接する場所に大型カフェ（スタバ、ドトール）、コンビニを建ててもらい・子ども食堂をモチーフに誰でも来ることが出来る伏山食堂を作る）</p> <p>○その他（伏山食堂にCSW、けあばるの参画・学生ボランティアへ協力依頼し、宿題をみてもらう）</p>	<p>②施設と地域交流及び情報発信</p> <p><施設と地域の交流></p> <p>○定期的に施設に集うきつかけづくり（地域の方に施設のスペースを活用してもらう・お話し相談会の開催）</p> <p>○施設が協力する形でのイベント開催（課題として筆がった坂道を使った、ウォータースライダーや大玉転がしを行い、ゴールを施設にする）</p> <p>○既存施設とは別に施設を作り、そこで施設の人と地域の住民が交流する</p> <p>○地域の方へ情報発信（子供を施設のインターシブとして迎え入れ、担い手として受け入れることで、子供から子育て世代へ自然と情報が発信される）</p> <p><情報発信について></p> <p>○情報発信の方法（バス停のようにお知らせ板をたくさん立て、そこに地域の情報を掲載していく・今は町会単位での回覧板なので校区として一つにまとめた回覧板を作る・校区内の情報を詳細に載せた地域マップの配布・小学生の新聞など情報発信の担い手を子供にってもらう）</p> <p>○新たなツール（インターネット、SNS）を利用して情報発信・それに関連して1世帯1台のタブレット無料配布・タブレットの使い方の無料講習・メールを使った地域での連絡網を作る）</p>
向陽台	<p>①施設と地域の関わり</p> <p>○施設と地域の日常的な交流（施設に住民との交流の場や気軽に立ち寄れるスペースを作る・施設利用者や地域の方が互いに利用できる喫茶スペースを作る）</p> <p>○教育面からの取り組み（偏見のない社会、理解が必要となるので、幼少期からのふれあいや継続的なふれあい、福祉教育を行う）</p> <p>○きつかけ作り（交流の前段階として、施設に来てもらう為に、子供が楽しめる遊具を置いたり、既に施設にあるトランポリンを地域の方に活用してもらうなど、子供の遊び場として開放する・他団体の活動拠点としての利用や、貸しスペースの提供をしていく・施設内に中庭プールを整えて開放していく）</p> <p>○広報（施設内のことがよく分かることが、施設と地域との心理的距離を生むと考えるので、建物そのものを透明にしたり、市の広報に特集を組んでもらうことで、施設のことを地域の方によく知ってもらう）</p>	<p>②おつきあい</p> <p>○理解の促進（去年より行われているハロウィンへ施設も参画し施設に対する理解を深めてもらう）</p> <p>○環境づくり（年代ごとが集まれる場所・みなさんが挨拶できる関係づくり）</p> <p>○イベントなどを活用（向陽台マラソン大会（仮）・AKBや高橋尚子氏等集客できる芸能人を招待する・イベントの周知方法）</p> <p>○興味関心をひく取り組み（行事に防災訓練も取り入れ日々のつながりの大切さに気付いてもらう・意識調査より介護に対する興味が高いので様々な場所でオープン講座の開催をする）</p> <p>○その他（希望項目のアンケートを実施・年代に応じたクラブ）</p>

校区名	①交通事情、子どもの遊び場	②人と人とのつながり
藤沢台	<p>○交通の利便性の向上（バスの本数、運行ルートの増加・乗合バスやタクシーの運行）</p> <p>○買い物の利便性の向上（買った商品の運送サービス・御用聞きや巡回出張販売所）</p> <p>○子供の遊び場（広く遊べる場所（ボール遊びが思いっきり出来るぐらいいい）・スケートボード専用で出来る場所・BBQが出来る場所・全天候型の場所、かつ無料で使用できる場所・USF（ユニバーサルスタジアム）の開催）</p>	<p>○建物を建てる（大きな子育て支援センター・子ども文化センター・地域防災センター・子どもと高齢者が集まるセンター・学校に防災センター・大きな（緑地公園などの）公園・300人ほどが集まれる集会施設）</p> <p>○相手の立場に立つ・相手の気持ちに寄り添う（若者が参加しやすい時間帯や場所を設定する・会議や集会をする前に、誰が参加するのか、参加者に伝える（誰が来るのか、わかれば話す内容も準備出来る）・アンケートなど実施する場合は、市や国など公的な機関が行う物のみ答えているが、アンケートを取るなら、若い世代を対象に）</p> <p>○情報発信の方法（掲載などが多く、安心できる機関からの情報発信を期待するため、情報発信は学校・園・市・国など公的機関が行ってほしい・市のHPなどに、各地域のイベントなどを記載し市民の参加意欲を煽る）</p> <p>○魅力の宣伝（中学3年まで医療費免除や、寺内町、若い世代へのURの家賃減免など便利な生活環境や安全性など富田林には魅力が多い・南海の電車の中乗りでのアピールもよかったが、TV広告や近鉄電車も巻き込んだ富田林の魅力宣伝が必要）</p> <p>○子どもを絡めた活性化（市民は祭りがあるから交流を求めてその場所へ行くのではなく、子どもがいれば、子どもを絡めた関係もあるから祭りやイベントに参加する・子どもを産みやすく、育てやすい環境を作ることが町の活性化にもつながる）</p>
小金台	<p>①つながり</p> <p>○地域内のイベントの増加（ガレージセール・子ども服の交換会・運動会）</p> <p>○施設・環境づくり（高齢者と子どもが一緒に過ごせる保育園を作る・いつでもオープンしており、どの世代でも集える施設や拠点を作る・ボランティアのコミュニティを作る）</p> <p>○人と人とのつながり（顔と名前が一致するつながりを作れる取組をする・気軽に支援できる関係づくりに取り組む）</p> <p>○地域独自の取り組み（地域のホームページを作る・地域ブランドを作る・我が町の自慢を作る）</p>	<p>②地域づくり</p> <p>○地域のひとが集える場所づくり（近くに無料でいつでも使える施設や場所が必要、その場合は年齢や性別に関係なく、やりたいことで集えることが必要・カフェや遊び場や趣味の場・公園に交流センターを作ったり、学校を拠点にするなど既存施設を活用）</p> <p>○ひとの協力（地域を知っている人、いない人が聞き手として活躍すること・相談する人が身近にいることも必要）</p> <p>○ふるさと作り（子供達が帰りたいと思う何かを作る）</p> <p>○地域づくりのきっかけ（ふるさと作りをきっかけに地域作りを始める・具体的には、だんじりイベントや自分がやってみようという場を作る・地域作りの意識を小さいときから教育する）</p> <p>○複合施設の設立（ラジオ局（FM小金台）を中心とした施設の設立・ラジオでは、地域の人が放送枠を自由に使える、多言語・多様な情報を発信する・相談や助けてほしいことなども自由な言い方ができる・掲示板などのアナログな情報発信の場も用意）</p> <p>○上記複合施設の活用（ラジオ局以外にもオープンスペースを作り、買い物、お風呂や宿泊もできる場にする・今既に活用されている施設（小学校や幼稚園、保育園など）の中心地を作り、全ての施設から一本の陸橋で当該施設に渡れるようにする）</p>

3 富田林市地域福祉推進委員会 設置要綱

富田林市要綱第79号

富田林市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進についての意見を求めるため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく富田林市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療関係者
- (3) 公募市民
- (4) 前各号のほか市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開く事がない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

4 富田林市地域福祉推進委員会 委員名簿

要綱（分野）	氏名	所属
2条2項1号 （学識経験者）	◎小野 達也	大阪府立大学教育福祉学類
2条2項2号 （福祉・医療関係者）	堀野 俊男	社団法人 富田林医師会
	端山 弘明	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
	山本 俊雄	富田林市民生委員児童委員協議会
	林 守	富田林市身体障害者福祉協会
	塩野 義一	富田林市老人クラブ連合会
	花岡 康裕 (H28,3,31 まで)	富田林市立小中学校長会
	合田 哲也 (H28,5,23~)	富田林市立小中学校長会
	服部 一夫	NPO 法人あい 地域活動支援センターときわぎ
	岡本 聡子	NPO 法人 ふらっとスペース金剛
	藤井 よしみ	社協登録ボランティア 要約筆記サークルはなみずき
和田 良子	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	
2条2項4号 （公募市民）	大畠 俊二郎	公募市民
	川戸 敏雄	公募市民
2条2項5号 （市長が適当と認めるもの）	○遠坂 貴史	富田林市人権協議会
	山内 庸行 (H28,5,27 まで)	富田林市町総代会
	西尾 進 (H28,7,1~)	富田林市町総代会

◎委員長 ○副委員長

5 富田林市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 富田林市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、富田林市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、15人以内の委員で組織し、富田林市社会福祉協議会会長（以下会長という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 策定委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、富田林市社会福祉協議会法人運営係に置く。

(費用弁償)

第6条 委員の費用弁償については、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規則による。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年5月24日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第4条の規定に関わらず会長が招集する。
- 3 この要綱は平成28年3月11日から施行する（一部改正）

6 富田林市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属
◎原山 信雄	富田林市民生委員児童委員協議会
○小野 達也	大阪府立大学教育福祉学類
○室井 宏文	社会福祉法人 いずみの福祉会 つじやま作業所
田中 義記	須賀東地区福祉委員会
新里 恵美	伏山台校区福祉委員会
佐竹 章生	富田林自助具制作ボランティアグループ とじぼ
石留 文子	富田林市介護者（家族）の会 たんぽぽ
遠坂 史代	医療法人 同愛会 新堂診療所
吉松 利通	大阪府済生会富田林病院
細川 美子	社会福祉法人 凜優会 富貴の里保育園
高 麗晶	NPO法人 とんだばやし国際交流協会
乗畑 将紀	社会福祉法人 四天王寺悲田富田林苑
花岡 憲	富田林市子育て福祉部地域福祉課
高橋 大河	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会 第2圏域地域包括支援センター
白井 厚雄	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

7 策定経過

年月日	主な内容（市）	主な内容（社会福祉協議会）
平成 27 年 12 月 22 日	第 1 回富田林市地域福祉推進委員会 1. 会議の公開等について 2. 本委員会の目指す方向・地域福祉について 3. 策定スケジュールについて 4. 市民アンケート調査票（案）について	
平成 28 年 1 月 19 日	第 2 回富田林市地域福祉推進委員会 1. 福祉アンケート調査票（案）について （1）福祉活動者を対象 （2）福祉サービス提供者（施設）を対象 2. 第 2 期地域福祉計画の概要について 3. 市民アンケートについて	
平成 28 年 1 月 22 日 ～ 平成 28 年 2 月 8 日	市民意識調査の実施 ・富田林市在住の 20 歳以上 ・配布数：2,158 通 有効回答数：1,089 通	
平成 28 年 2 月 23 日 ～ 平成 28 年 3 月 8 日	福祉関係アンケート調査実施 ・福祉活動者調査 配布数：165 通 有効回答数：119 通 ・福祉団体調査 配布数：135 通 有効回答数：86 通	
平成 28 年 3 月 22 日	第 3 回富田林市地域福祉推進委員会 1. 委員会スケジュールについて 2. 富田林市市民意識調査調査結果報告について 3. 福祉関係アンケートについて 4. 地域福祉計画 施策別検証シート（案）について 5. 地区交流会（案）について 6. 増進型地域福祉の考え方	
平成 28 年 5 月 23 日	第 4 回富田林市地域福祉推進委員会 1. 福祉団体・福祉活動者調査 調査結果報告書 2. 市民意識調査 調査結果報告の追加について 3. 地域福祉計画 施策別検証シート（案）について 4. （仮称）校区交流会議（案）について	第 1 回富田林市地域福祉活動計画策定委員会 1. 地域福祉活動計画策定について 2. 地域福祉活動計画策定の意義について （講義）
平成 28 年 7 月 11 日 ～ 平成 28 年 8 月 26 日	校区交流会議の実施 ・市内 16 小学校区	
平成 28 年 9 月 27 日	第 5 回富田林市地域福祉推進委員会 1. 校区交流会議について 2. 計画（案）について 3. 策定スケジュールについて	
平成 28 年 9 月 29 日		第 2 回富田林市地域福祉活動計画策定委員会 1. 校区交流会議について 2. 地域福祉活動計画（案）について 3. 策定スケジュールについて
平成 28 年 10 月 31 日	第 6 回富田林市地域福祉推進委員会 1. 計画（案）について 2. 策定スケジュールについて	
平成 28 年 11 月 14 日	第 7 回富田林市地域福祉推進委員会・第 3 回富田林市地域福祉活動計画策定委員会 1. 計画（案）について 2. 策定スケジュールについて	
平成 29 年 2 月 1 日 ～ 平成 29 年 2 月 25 日	計画素案に対するパブリックコメントの実施	

8 アンケート調査票

(1) 市民 ● ● ●

支え合う市民一人ひとりが主役のまちづくりをめざして ～市民意識調査へのご協力をお願いします～

市民の皆さまには、日頃より市政に対してご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

富田林市では現在、支え合う市民一人ひとりが主役のまちづくりをめざして「富田林市地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。この調査は、市民の皆さんの地域に対する思い、日々の生活をする中で抱えている様々な課題、地域活動やボランティア活動の参加状況、利用意向などをお聞きし、計画づくりにあたっての貴重な資料とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいようお願い申し上げます。

平成28(2016)年1月

富田林市長 多田利喜

ご記入にあたってのお願い

- 1 回答をお願いしている人について
 - ・この調査では、市内にお住まいの20歳以上の人の中から無作為に2,000人を選ばせていただき、アンケート調査への回答をお願いすることにしました。
 - ・封筒の宛名(ご本人)がご回答ください。なお、どうしてもご本人による回答がむずかしい場合は、他の人がご本人の答えをお聞きの上、代筆していただいても結構です。
- 2 回答の仕方について
 - ・回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問にしたがって、あてはまる番号に○印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。
 - ・回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成28年2月8日(月)までに郵便ポストに投函してください。
- 3 その他
 - ・調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に使われたりすることは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ窓口 フリーダイヤル:0120-040-074(委託先:株式会社名譽)(平日9時~18時)
富田林市 子育て福祉部 地域福祉課 電話:(0721)25-1000 内線288(平日9時~17時30分)

1 あなたやあなたのご家族のことについてお聞きします。

問1 あなたの性別を記入してください。

()

問2 年齢はおいくつですか。平成28年1月1日現在でお答えください。

() 歳

問3 現在、一緒に住んでいるのはどなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。

(○はいくつでも) ※配偶者は届出の有無に関係なく、お選びください。

1. ひとり暮らし 2. 配偶者 3. 子ども(子どもの配偶者も含む。) 4. 父親、母親(配偶者の父・母を含む) 5. 祖父母(配偶者の祖父母を含む) 6. 孫 7. 兄弟姉妹(配偶者の兄弟姉妹も含む。) 8. その他(具体的に)

問4 一緒に住んでいるご家族(あなたも含めて)の中に、障がいのある人はおられますか。

(どちらかに○)

1. いる 2. いない

問4で「1. いる」と答えられた方にお聞きします

問4-1 それは、どなたですか。(○はいくつでも)

1. あなた自身 2. あなた以外のご家族(具体的に)

問5 あなたのお住まいの形態は次のどれですか。(○は1つ)

1. 一戸建ての持ち家 2. 一戸建ての借家 3. 分譲のマンション・公団住宅 4. 賃貸のマンション・公団住宅・アパート 5. 府営・市営住宅 6. 社宅、官舎、寮、その他

問6 あなたのご職業は次のどれですか。(○は1つ)

1. 農業 2. 自営業 3. 会社員(役員を含む。) 4. 公務員、教員など 5. 団体職員(役員を含む。) 6. パート・アルバイト 7. 派遣社員、契約社員など 8. 学生 9. 専業主婦 10. 無職 11. その他(具体的に)

問7 あなたのお住まいのある小学校区はどちらですか。(○は1つ)

1. 喜志西小学校区 2. 喜志小学校区 3. 新堂小学校区 4. 雷田林小学校区 5. 川西小学校区 6. 錦郡小学校区 7. 彼方小学校区 8. 大伴小学校区 9. 東条小学校区 10. 高辺台小学校区 11. 久野喜台小学校区 12. 寺池台小学校区 13. 伏山台小学校区 14. 藤沢台小学校区 15. 小金台小学校区 16. 向陽台小学校区
校区がわからない方は、お住まいの町名をお書きください。→ [町名:]

問8 問7の小学校区での居住年数は何年ですか。(○は1つ)

1. 1年未満 2. 1～5年 3. 6～10年 4. 11～15年 5. 16～20年 6. 21～25年 7. 26～30年 8. 31年以上

問9 お住まいの地域に対して、愛着を感じていますか。(○は1つ)

1. たいへん愛着を感じている 2. 少し愛着を感じている 3. あまり愛着を感じていない 4. まったく愛着を感じていない 5. わからない

問10 あなたとご近所の人とは、どの程度のつきあいをしていますか。(○は1つ)

1. 特に用事が無くても行ききし、困ったときには助け合える人がいる 2. 家庭の中までは入らないが、よく行ききする程度の人がいる 3. 顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる 4. 顔が合えば、あいさつする程度の人しかいない 5. 隣近所にごんごんな人が住んでいるのかわからない 6. 近所づきあいはしない 7. その他(具体的に)

問11 ご近所の人とのつきあいにについて、どのように考えていますか。(○は1つ)

1. 近所づきあいは積極的にしたほうが良いと考えている 2. 自分以外の家族がしているので、特にしようと考えていない 3. 隣近所は干渉せず、つきあいはほどほどと考えている 4. あまり隣近所とかわりをもたなくないと考えている 5. 近所づきあいはそのものが面倒であると考えている 6. 特に考えていない 7. その他(具体的に)

2 暮らしの中で感じている生活課題などについてお聞きします。

問 12 この1年間において、「あのとき、ボランティアやご近所の人等による支援(手助け)があれば助かったのに・・・」と思えるようなことがありましたか。(どちらかに○)

1. あった

2. なかった

問 12 で「1. あった」と答えた方にお聞きします

問 12-1 それは、どんなことでしたか。(自由に)

問 13 日々の暮らしの中で、不安や悩みを感じていますか、困っていることはありますか。(○はいくつでも)

1. 自分や家族の健康のこと

2. 自分や家族の老後のこと

3. 自分や家族の仕事のこと

4. 子育てに関すること

5. 子どもの教育や将来のこと

6. 看護や介護のこと

7. 家計や経済的なこと

8. 地域・隣近所の人間関係

9. 地域の安全(防犯、交通安全等)のこと

10. 災害に関すること

11. その他(具体的に)

12. 特に悩みや不安は感じていない

問 14 日々の暮らしの中で、不安や悩みを抱えたとき、どこに相談しますか。(○はいくつでも)

1. 家族、親族

2. 友人、知人

3. 職場の上司、同僚など

4. 隣近所の人、町内会、町内会・自治会の役員など

5. 民生委員・児童委員

6. 校区・地区福祉委員

7. 市役所等行政機関

8. 社会福祉協議会

9. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

10. 病院や開業医など

11. NPO、ボランティア団体

12. その他(具体的に)

13. 相談する人がいない

14. どこにも相談したくない

3 福祉サービスについてお聞きします。

問 15 行政、福祉施設、NPO・ボランティア団体等が行っている福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。(○はいくつでも)

1. 家族、友人、知人

2. 地域の民生委員・児童委員、地区・校区福祉委員など

3. ケアマネージャー、コミュニティソーシャルワーカー等の福祉の専門職

4. 市の広報誌や窓口

5. 社会福祉協議会の広報誌や窓口

6. 隣近所や町会・自治会の回覧板・掲示板

7. 新聞、テレビ、ラジオなど

8. インターネット

9. その他(具体的に)

10. どこからも入手していない

問 16 福祉サービスに関する情報を、内容的にみて、どの程度入手できていると思われませんか。(○は1つ)

1. 十分に入手できていると思う

2. ある程度は入手できていると思う

3. あまり入手できていないと思う

4. ほとんど入手できていないと思う

5. わからない

問 17 『社会福祉協議会』(社協)について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 名前も知っていないし、活動内容もたい知っていない

2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容はほとんど知らない

3. 富田林市に社会福祉協議会(社協)があるのかわからない

問 18 あなたの住んでいる地域を担当している『民生委員・児童委員』について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 顔も名前も知っていない

2. 顔はわからないが、名前は知っている

3. 顔はわかるが、名前は知らない

4. だれが担当なのかわからない

5. 民生委員・児童委員の制度を知らない

問 19 あなたの住んでいる地域の「校区・地区福祉委員会」について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 活動内容も福祉委員の名前もたい知っていない

2. 活動内容も福祉委員の名前も少しは知っている

3. 校区・地区福祉委員会という名称は聞いたことがあるが、活動内容等は知らない

4. 校区・地区福祉委員会があるのかわからない

5. 校区・地区福祉委員会はない

問 20 あなたの住んでいる地域の「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」について、どの程度知っていますか。（○は1つ）

1. 活動内容もコミュニティソーシャルワーカーの名前もだいたい知っている
2. 活動内容もコミュニティソーシャルワーカーの名前も少しは知っている
3. コミュニティソーシャルワーカーという名称は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
4. コミュニティソーシャルワーカーの制度を知らない

4 地域の暮らしやすさ・地域づくりに関してはお聞きします。

問 21 お住まいの地域は暮らしやすいですか。（○は1つ）

1. 暮らしやすい
2. どちらかという暮らしやすい
3. どちらかという暮らしづらい
4. 暮らしづらい

問 22 あなたはお住まいの地域の生活環境をどのようにお考えですか。（以下の各項目について、あてはまる番号に○）

項目	良い	やや良い	ふつう	やや悪い	悪い
① 自然環境の豊かさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
② 防犯（犯罪の少なさ）	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
③ 防災（防災組織や避難所の場所）	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
④ 交通の利便性	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑤ 道路の安全性・歩きやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑥ 買い物の便利さ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑦ 病院・診療所の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑧ 公共施設等の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑨ 集会所やサロン等、交流の場の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑩ 教育・子育て施設等の利用しやすさ	1 良い	2 やや良い	3 ふつう	4 やや悪い	5 悪い
⑪ 地域でのまとまりや住民活動	1 ある	2 ややある	3 ふつう	4 あまりない	5 ない

5 地域活動・ボランティア活動についてお聞きします。

問 23 あなたは、ここ数年の間で、次の(1)～(8)の地域活動にそれぞれどの程度参加していますか。（1)～(8)のそれぞれについて、1つだけ○

	1 企画的に関わっている	2 企画に参加している	3 活動に参加している	4 活動に参加していない
(1) 地域の祭りやイベントなど	1	2	3	4
(2) 地域の防災訓練・防災活動など	1	2	3	4
(3) 地域の清掃活動	1	2	3	4
(4) 地域の防犯・交通安全活動	1	2	3	4
(5) 町会・自治会活動	1	2	3	4
(6) 子ども会活動、青少年育成活動	1	2	3	4
(7) 老人クラブ活動	1	2	3	4
(8) 校区・地区福祉委員会活動	1	2	3	4

問 24 へ

問 23 の(1)～(8)のいずれかで「1. 企画・運営等を中心に関わっている」又は「2. 企画運営等には関わっていないが、活動には参加している」と回答した人は、次頁の問 24 へお進みください。それ以外の人は、以下の問 23-1 をお答えください。

問 23-1 問 23 の(1)～(8)のいずれにも参加していないのは、なぜですか。（○はいくつでも）

1. 町会・自治会等に入っていないから
2. 仕事や家事・育児などに忙しいから
3. 一緒に参加する人がいないから
4. 地域の行事や活動に興味がないから
5. 体力的に無理だから
6. 人間関係がむずかしいから
7. 地域でやりたい活動がないから
8. この地域に来て、まだ間もないから
9. いずれの活動も知らなかったから
10. その他(具体的に)

問 24 あなたは、ここ数年、ボランティア活動（有償ボランティアを含む）を行いましたか。
 ((1)～(12)のそれぞれについて、1つだけ○)

	1 とじて がア ある した こ 通	2 個人 的 に 活 動 し た こ と が あ る 活 動	3 以前 に は 活 動 し た こ と が あ る が 、 こ こ に は 活 動 し な い	4 こ れ ま で 活 動 し な い こ と を し ら な い
(1) 高齢者支援に関する活動	1	2	3	4
(2) 障がい者支援に関する活動	1	2	3	4
(3) 子育て支援に関する活動	1	2	3	4
(4) 健康づくり・医療に関する活動	1	2	3	4
(5) 地域の清掃・美化に関する活動	1	2	3	4
(6) まちの活性化に関する活動	1	2	3	4
(7) 防犯・交通安全に関する活動	1	2	3	4
(8) 防災・災害支援に関する活動	1	2	3	4
(9) 環境の保護に関する活動	1	2	3	4
(10) 生涯学習の指導・援助等に関する活動	1	2	3	4
(11) 各種スポーツ指導等に関する活動	1	2	3	4
(12) 青少年育成・支援に関する活動	1	2	3	4

問 25 へ

問 24 の (1)～(12) のいずれかで「1. NPO やボランティア団体を通じて、活動したことがある」又は「2. 個人的に、活動したことがある」と回答した人は、次頁の問 25 へお進みください。それ以外の人は、以下の問 24-1 をお答えください。

問 24-1 問 24 の (1)～(12) のいずれにも参加していないのは、なぜですか。(○はいくつでも)

1. 時間的・経済的に余裕がないから	2. 健康面に不安があるから
3. 人間関係がわずらわしいから	4. 自分にとってメリットがないから
5. 関心がないから	6. 活動内容や窓口を知らないから
7. 希望する条件に合う活動がないから	8. 一緒にする仲間がいないから
9. きっかけがないから	10. その他 ()

問 25 以下の中で「これならやってみたい、できる」というボランティア活動はありますか？
 (○はいくつでも)

1. 家事の手伝い (掃除、洗濯、食事の支度等)
2. 日曜大工、庭の手入れなど簡単な力仕事
3. 外出時の付き添い
4. 買い物やベットの散歩
5. 短時間での子どもの預かり
6. 登下校時の子どもの見守り
7. 安否確認等の声かけ訪問
8. 話し相手、心配事の相談相手
9. その他 (具体的に)
10. ボランティア活動はしたくない

問 26 あなたは地域の他の担い手として活動するために、どのようなことを学びたいですか。
 (○は3つまで)

1. 福祉施設の見学
2. 車イスの使い方や手話・点字などの講習
3. 高齢者や障がいのある人等との交流
4. 子どもたちの遊び相手
5. 福祉施設で働く人の話を聞く
6. 地域で活動しているボランティアの話を聞く
7. 障がいのある人への対応・介助方法
8. 高齢者との接し方、介助方法
9. 不登校、いじめ、ニートについて学びたい
10. その他 ()

6 災害・防災についてお聞きします。

問 27 あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。
 (○は3つまで)

1. 日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい
2. 危険箇所の把握
3. 地域での避難訓練
4. 地域における支援体制の構築
5. 防災の学習会
6. 地域の要支援者の把握
7. 要支援者に対する情報伝達体制の構築
8. 災害ボランティアの育成
9. 要支援者向けの避難施設 (車椅子対応トイレ)がある、乳幼児対応設備があるなどの確保
10. その他 ()

問 28 災害が起きた時、あなたは誰を頼りにしますか。(○はいくつでも)

1. 家族・親族
2. 近所の人
3. 友人・知人
4. 自主防災組織 (町内会など)
5. 社会福祉協議会
6. 民生委員・児童委員
7. 行政 (市役所・消防・警察など)
8. その他 ()
9. 頼りにする人がいない

(2) 福祉活動者 ● ● ●

支え合う市民一人ひとりが主役のまちづくりをめざして ～福祉活動者意識調査へのご協力をお願いします～

市民の皆さまには、日頃より市政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。
さて、富田林市では「富田林市地域福祉計画」の計画期間が平成28年度に終了します。そこで、次期計画策定に先立ち地域福祉推進の評価を行うため、日頃より福祉活動に取り組んでおられる人を中心に、アンケート調査を実施することとなりました。この調査は、福祉活動者の皆さんの地域活動などにおける現状や意向についてお聞きし、計画づくりにあたっての資料とさせていただきます。
つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年2月

富田林市長 多田利喜

ご記入にあたってのお願い

- 1 回答をお願いしている人について
 - ・この調査では、富田林市内において地域福祉活動を行っている関係者に、アンケート調査票を郵送し、回答をお願いすることになりました。
 - ・封筒の宛名(ご本人)をご回答ください。なお、どうしてもご本人による回答が難しい場合は、他の方がご本人のお答えをお聞きの上、代筆していただいても結構です。
- 2 回答の仕方について
 - ・回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問にしたがって、あとにはまる番号に○印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。
 - ・回答いただきましたまま調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成28年3月8日(火)までに郵便ポストに投函してください。
3. その他
 - ・調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に利用することは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ窓口 フリーダイヤル:0120-040-074(委託先:株式会社名堂)[※](平日9時～18時)
富田林市 子育て福祉部 地域福祉課 電話:(0721)25-1000 内線288 (平日9時～17時30分)

問1 あなたはどんな活動をしていますか。(〇はいくつでも)

1. 校区・地区福祉委員会	2. 民生委員・児童委員	3. ボランティア
4. サークル活動	5. その他 ()	

問2 あなたの性別を記入してください。

()

問3 年齢はおいくつですか。平成28年1月1日現在でお答えください。

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代	5. 50歳代
6. 60歳代	7. 70歳代以上			

問4 あなたのお住まいのある小学校区はどちらですか。

1. 喜志西小学校区	2. 喜志小学校区	3. 新堂小学校区
4. 富田林小学校区	5. 川西小学校区	6. 錦郡小学校区
7. 彼方小学校区	8. 大伴小学校区	9. 東条小学校区
10. 高辺台小学校区	11. 久野喜台小学校区	12. 寺池台小学校区
13. 伏山台小学校区	14. 藤沢台小学校区	15. 小金台小学校区
16. 向陽台小学校区		

校区がわからない方は、お住まいの町名をお書きください。→ [町名:]

問5 問4の小学校区での居住年数は何年ですか。

1. 1年未満	2. 1～5年	3. 6～10年	4. 11～15年
5. 16～20年	6. 21～25年	7. 26～30年	8. 31年以上

福祉活動を5年以上されている方は問5-1へ、それ以外の方は問6へおすすみください。

問5-1 この5年間で新たに起きた問題、増加傾向の問題等があればご記入ください。

例) 生活困難に関する相談が増えた、1人暮らしの高齢者からの相談が増えた、等

問6 あなたの居住地域の環境についてどのよう感じていますか。(1)から(9)までの各項目について、あてはまる番号ひとつに〇をつけてください。

	そう思う	ほどそう思う	などいともいえ	あまりそうは思	そうは思わない
(1) 誰もが住みやすい地域である	1	2	3	4	5
(2) 地域の福祉サービスは十分である	1	2	3	4	5
(3) 公共施設の利用が便利である	1	2	3	4	5
(4) 地域活動が活発である	1	2	3	4	5
(5) 子どもの遊び場や公園が充実している	1	2	3	4	5
(6) 高齢者が憩える場が確保されている	1	2	3	4	5
(7) 緑が多く住宅環境が良好である	1	2	3	4	5
(8) 治安が良く安心して暮らせる	1	2	3	4	5
(9) 今後も住み続けたい地域である	1	2	3	4	5

問7 地域活動への住民の協力状況についてどのように感じていますか。(1)から(6)までの各項目についてあてはまる番号ひとつに〇をつけてください。

	積極的である	普通だと思	消極的である	会核が不当な行事
(1) 地域のお祭り	1	2	3	4
(2) 地域の運動会などの行事	1	2	3	4
(3) 町会・自治会活動	1	2	3	4
(4) 防犯活動等	1	2	3	4
(5) 子ども会活動	1	2	3	4
(6) 近隣の助け合い活動	1	2	3	4

問8 地域で互いに助け合う体制はできていますか。(○はひとつ)

1. 助け合うしくみができている
2. 助け合おうとする雰囲気はある
3. しくみはないし、助け合おう雰囲気もない
4. わからない

問9 あなたの受ける相談はどのようなものがありますか。最も多い相談内容から順に3つまで番号を記入してください。

1 一番多い	2 二番目に多い	3 三番目に多い

1. 子どものこと
2. 高齢者のこと
3. 障がい者のこと
4. 人間関係のこと
5. 健康のこと
6. 経済的なこと
7. 仕事のこと
8. 地域環境のこと
9. 地域活動のこと
10. その他 ()
11. 相談を受けることはほとんどない

問10 地域住民からの相談を受けて困っていることについて、ご記入ください。

問11 現在取り組んでいる地域活動は何ですか。(○はいくつでも)

1. 話し相手・相談相手
2. 外出等の介助
3. 子どもの遊び相手
4. 趣味・レクリエーションの指導
5. 住民同士の交流活動
6. 福祉に関する情報提供
7. 高齢者関係の施設訪問
8. 障がい者(児)関係の施設訪問
9. 生活困窮者への援助活動
10. ひとり親世帯への援助活動
11. 児童・青少年に関する活動
12. 町会・自治会活動
13. 地域の清掃・美化活動
14. 健康づくりに関する活動
15. 老人クラブ
16. 文化・趣味のサークル
17. その他 ()

問12 活動上で困っていることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 活動の時間的な負担が大きい
2. 活動の体力的な負担が大きい
3. 一緒に活動するメンバーが少ない
4. 活動のメンバーが高齢化している
5. 活動するための場所の確保が難しい
6. 活動のための財源の確保が難しい
7. 活動がマンネリ化している
8. 行政との連携が取りにくい
9. 社会福祉協議会との連携が取りにくい
10. 町会・自治会との連携が取りにくい
11. その他 ()
12. 特にない

問13 行政の協力ができると、行政で行ってほしいことについて、ご意見がございましたらご記入ください。

問14 社会福祉協議会の協力でできること、社会福祉協議会で行ってほしいことについて、ご意見がございましたらご記入ください。

問15 今後、地域福祉を推進していくために必要と思うことは何ですか。(○はひとつ)

1. 地域住民が中心となって取り組む
2. 社会福祉協議会が中心で取り組む
3. 行政が中心となって取り組む
4. 行政・社協・住民が協力して取り組む
5. その他 ()
6. わからない

(3) 福祉団体 ● ● ●

支え合う市民一人ひとりが主役のまちづくりをめざして ～福祉関係団体・事業所意識調査へのご協力をお願いします～

皆さまには、日頃より市政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、富田林市では「富田林市地域福祉計画」の計画期間が平成28年度に終了します。そこで、次期計画策定に先立ち地域福祉推進の評価を行うため、日頃より福祉活動に取り組んでおられる団体・事業所を中心に、アンケート調査を実施いたします。この調査は、福祉関係団体・事業所の皆さんの福祉活動などにおける現状や意向についてお聞きし、計画づくりにあたった際の資料とさせていただきます。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年2月

富田林市長 多田利喜

ご記入にあたってのお願い

- 1 回答をお願いしている人について
・この調査では、富田林市内における福祉団体・事業所に、アンケート調査票を郵送し、回答をお願いすることになりました。
- 2 回答の仕方について
・回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問に当たっては、あらかじめ番号に○印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。
・回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成28年3月8日(水)までに郵便ポストに投函してください。
3. その他
・調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に利用することは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ窓口 フリーダイヤル:0120-040-074(委託先:株式会社名譽)^{カキ}(平日9時~18時)

富田林市 子育て福祉部 地域福祉課 電話:(0721)25-1000 内線288 (平日9時~17時30分)

問1 活動分野について、お選びください。

1. 高齢	2. 障がい
3. 児童	4. その他 ()

問2 真団体・事業所の形態について、お選びください。

1. 社会福祉法人	2. NPO	3. 営利法人
4. 任意団体	5. その他 ()	

問3 活動期間について、ご記入ください。

約 _____ 年

活動期間が5年以上の場合は問3-1へ、それ以外の場合は問4へおすすみください。

問3-1 この5年間の地域やサービス利用者について何か変化やお気づきの点があればご記入ください。

例) 地域でのイベントなどの参加者が増加している、認知症の利用者の増加に対応しきれていない等

問4 主な活動区域をお選びください。

1. () 地区	2. 市域	3. 近隣市町村を含む広域
4. 大阪府内	5. 近隣府県を含む広域	
6. その他 ()		

問5 真団体・事業所の活動内容の中で特に地域とかかわりのある活動についてご記入ください。

--

問6 貴団体・事業所の活動上の問題点・課題について何ですか。(複数回答可)

1. 人材不足	2. 他の団体との関係づくりが難しい
3. 活動するための場所の確保が難しい	4. 新しい活動を始めることが難しい
5. 収益が得られない	
7. その他 ()	
8. 特になし	

問7 避難行動要支援者(高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方)への救助活動や支援について貴団体・事業所として協力できることは何ですか。(複数回答可)

1. 見守り・安否確認	2. 血圧測定等の健康チェック
3. 家族への連絡	4. 要支援者の避難支援
5. 炊き出し	6. 備蓄物資の保管
7. 福祉避難所	
8. その他 ()	

問8 活動に取り組むまでの他団体との連携・協力状況について、ご記入ください。

--

問9 日頃の事業や活動において地域住民・地域組織(町会や自主防災組織等)と貴団体・事業所との関係について(※1)、ご記入ください。

協力状況	
問題点	
期待すること	

問 10 貴団体・事業所今後の事業や活動について（※2）、ご記入ください。

地域住民と連携した こと	
コミュニティビジネス や企業・商店と連 携したいこと	

問 11 上記※1、※2において、貴団体・事業所が行政に期待することについて、ご記入
ください。

問 12 上記※1、※2において、貴団体・事業所が社会福祉協議会に期待することについ
て、ご記入ください。

問 13 富田林市の福祉水準についてどう評価していますか、以下からお選びください。

1. 高い	2. ある程度高い	3. ふつう
4. やや低い	5. 低い	

その理由について、ご記入ください。

問 14 貴団体・事業所で新しくできる、やれるということがあればご記入ください。

問 15 “支え合う市民一人ひとりが主役のまちづくり”についての具体的アイデア・ご意
見がございましたらご記入ください。

差支えなければご記入ください

団体・事業所名 () 職員数(アルバイト含む) (人)
記入者名 () 職種 ()

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成28年3月8日(火)までに、同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

第3期

富田林市地域福祉計画 富田林市地域福祉活動計画 平成29（2017）年度～平成33（2021）年度

発行年月 : 平成29年3月

発行・編集 : 富田林市子育て福祉部地域福祉課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話 : 0721-25-1000（代）

<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/>

社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会

〒584-0037 大阪府富田林市宮甲田町9番9号 総合福祉館内

電話 : 0721-25-8200

<http://tonshakyo.main.jp/>